

ドメインネームの活用の 在り方に関する調査研究

平成 17 年 3 月

社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンター

目次

第1部 ドメイン名の世界的な動向及び各国における動向

第1章 ドメイン名概説

1.1. ドメイン名の種類と性質	10
1.2. ドメイン名の登録状況	11

第2章 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

2.1. 競争促進に向けた新たな取組み	14
2.1.1. レジストリ・レジストラモデル	14
2.1.1.1. レジストリ・レジストラモデルについて	14
2.1.1.2. gTLD レジストラ間のマーケットシェア状況	14
2.1.2. 競争促進に向けた新たな取組み	15
2.1.2.1. スポンサー付き新 gTLD の導入	15
2.1.2.2. 新 gTLD の長期的導入計画	17
2.1.2.3. .net レジストリの移管計画	18
2.1.2.4. Wait Listing Service	19
2.2. 競争に関係する諸問題とその解決に向けての取組み	20
2.2.1. 登録済みドメイン名のレジストラ変更に関する問題	20
2.2.1.1. レジストラ変更とは	20
2.2.1.2. レジストラ変更に関する問題	21
2.2.1.3. 問題解決に向けての取組み	21
2.2.1.4. 新ポリシーにおける問題解決の仕組み	22
2.2.1.5. 新ポリシーの施行とその後の動き	23
2.2.2. 有効期限切れドメイン名の削除に関する問題	23
2.2.2.1. レジストラによるドメイン名の削除処理	23
2.2.2.2. 問題解決に向けての取組み	24
2.2.3. Site Finder サービスのもたらした影響	26
2.2.3.1. Site Finder サービスとは	26
2.2.3.2. Site Finder サービスを受けての動き	28
2.2.4. 削除済みドメイン名の再登録に関する問題	29

参考資料

(1) レジストラ別ドメイン名登録数一覧（主要 gTLD のみ）	30
(2) “Strategy: Introduction of New Generic Top-Level Domains” 翻訳	45

第3章 国際化ドメイン名の導入及び実装に関する取り組み状況

3.1. 国際化ドメイン名の導入における課題と解決策	60
3.1.1. 国際化ドメイン名導入のための前提とその仕組み	60
3.1.2. 国際化ドメイン名の技術標準	61
3.1.3. 国際化ドメイン名における言語問題	62
3.1.3.1. IDN-admin ガイドライン	63
3.1.3.2. ICANN ガイドライン	65
3.2. 国際化ドメイン名の動向	67
3.2.1. おもな TLD における国際化ドメイン名の導入状況	67
3.2.1.1. .com/.net (VeriSign, Inc) の導入状況	67
3.2.1.2. .org (Public Interest Registry) の導入状況	69
3.2.1.3. .info (Afiliias) の導入状況	69
3.2.1.4. .museum (MuseDoma) の導入状況	69
3.2.1.5. .biz (Neulevel) の導入状況	70
3.2.1.6. .jp (日本)(JPRS) の導入状況	70
3.2.1.7. .kr (韓国)(Korea Network Information Center) の導入状況	72
3.2.1.8. .pl (ポーランド)(NASK: Research and Academic Computer Network) の導入状況	72
3.2.1.9. .th (タイ)(ThNIC) の導入状況	72
3.2.1.10. .de (ドイツ)(DENIC eG) の導入状況	73
3.2.1.11. .ch/.li (スイス/リヒテンシュタイン) (SWITCH Teleinformatics Services) の導入状況	73
3.2.1.12. .at (オーストリア)(NIC.AT Internet Verwaltungs und Betriebsgesellschaft m.b.H) の導入状況	73
3.2.1.13. .dk (デンマーク)(DK Hostmaster A/S) の導入状況	73
3.2.1.14. .lt (リトアニア)(KTU Information Technology Development Institute) の導入状況	74
3.2.1.15. .se (スウェーデン)(NIC-SE) の導入状況	74
3.2.1.16. .tw (台湾)(TWNIC) の導入状況	74
3.2.1.17. .cn (中国)(CNNIC) の導入状況	74
3.2.1.18. .hu (ハンガリー)(ISZT Kht) の導入状況	75
3.2.1.19. .is (アイスランド)(ISNIC - Internet Iceland Ltd.) の導入状況	75
3.2.2. 国際化ドメイン名におけるその他の動き	76
3.2.2.1. アプリケーションの国際化ドメイン名への対応	76
3.2.2.2. その他の問題	79
3.2.2.3. まとめ	81

第4章 ドメイン名を巡る紛争及び紛争処理体制の動向

4.1. ドメイン名紛争の概況	84
4.1.1. ドメイン名紛争処理の種類	84
4.1.2. gTLD における商標権等にかかわるドメイン名紛争	84
4.1.3. ccTLD における商標権等にかかわるドメイン名紛争	85
4.1.3.1. UDRP に依拠する ccTLD ドメイン名紛争	85
4.1.3.2. その他の ccTLD におけるドメイン名紛争	87
4.1.3.3. 我が国の ccTLD(JP ドメイン名)におけるドメイン名紛争	87
4.1.4. TDRP に基づくドメイン名の移転に関する紛争処理	89
4.1.4.1. TDRP に基づくドメイン名の移転に関する紛争処理成立の経緯	89
4.1.4.2. 移転に関する紛争処理機関	90
4.2. ICANN における WIPO セカンド・プロセス要請の検討	91
4.2.1. WIPO セカンド・プロセスとは	91
4.2.2. WIPO セカンド・プロセス要請のドメイン名紛争処理への影響	92
4.2.3. WIPO セカンド・プロセス要請内容の是非	92

参考資料

(1) UDRP 及び UDRP Rules の策定	93
(2) JP-DRP 及び JP-DRP 手続規則の策定 及び不正競争防止法の改定	95
(3) gTLD をめぐるドメイン名紛争の傾向と主な争点における判断基準	98

第5章 ドメイン名登録における個人情報の扱いに関する検討

5.1. WHOIS と個人情報保護	108
5.1.1. WHOIS と個人情報保護に関する動向	108
5.1.1.1. WHOIS の概要	108
5.1.1.2. WHOIS と個人情報保護の関係	109
5.1.1.3. ICANN における WHOIS と個人情報保護に関する取組み	110
5.1.1.4. 日本国内における WHOIS と個人情報保護に関する取組み	112
5.1.1.5. その他の国における WHOIS と個人情報保護に関する取組み	113
5.1.2. おもな TLD レジストリにおける WHOIS 公開項目の比較	116
5.1.2.1. .com (VeriSign, Inc)	116
5.1.2.2. .info (Afilias Limited)	117
5.1.2.3. .jp 日本(属性型・地域型)(株式会社日本レジストリサービス)	119
5.1.2.4. .jp 日本(汎用)(株式会社日本レジストリサービス)	119
5.1.2.5. .kr 韓国 (Korea Network Information Center/ NIDA:韓国情報通信開発振興庁)	120
5.1.2.6. .de ドイツ (DENIC eG)	121
5.1.2.7. .uk イギリス (Nominet)	122
5.1.2.8. .ca カナダ (Canadian Internet Registration Authority)	122
5.1.2.9. .ch スイス (SWITCH Teleinformatics Services)	123
5.1.2.10. .cc ココス諸島 (eNIC)	123
5.1.2.11. .ws 西サモア (SamoaNIC)	124
5.1.2.12. .us アメリカ合衆国 (NeuStar, Inc)	125

第2部 ドメイン名に関する国際機関等における議論の動向 - 関係機関の主催する国際会議動向の調査及び分析 -

第1章 WIPO ドメイン名紛争処理に関するワークショップ・・・・・・・・・・ 132

参考資料

- (1) WIPO Workshop 資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 134

第2章 ICANN Cape Town 会議

- 2.1. WSIS(世界情報社会サミット) ワークショップ・・・・・・・・・・ 168
2.2. IDN(国際化ドメイン名) ワークショップ・・・・・・・・・・ 169
2.3. 削除済みドメイン名の再登録に関するワークショップ・・・・・・・・ 170
2.4. ccNSO・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 171
2.5. AtLarge 諮問委員会(AtLarge Advisory Committee, ALAC)・・・・・・・・ 171
2.6. 分野別ドメイン名支持組織(GNSO)・・・・・・・・・・・・・・・・ 171
2.7. 一般討論会(Public forum)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 172
2.8. 理事会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 174
2.9. 視覚障害者のためのインターネットアクセスに関する会合・・・・・・・・ 174

第3章 APRICOT 京都会議

- 3.1. APTLD・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 178
3.2. インターネットガバナンスに関するパネルディスカッション・・・・・・・・ 178

第3部 ドメイン名の国際的な管理体制の在り方に関する議論の動向

第1章 ICANN を中心とする現在の管理体制の動向 AtLarge を中心に

1.1.	ICANN が『STRATEGIC PLAN』を発表	184
1.2.	『STRATEGIC PLAN』の内容	185
1.2.1.	現状の確認	185
1.2.2.	戦略上の優先度の分析	186
1.2.3.	「組織運営戦略」と「財政戦略」	188
1.2.4.	AtLarge の強化について	189
1.3.	『STRATEGIC PLAN』の課題	191
1.4.	ICANN ケープタウン会合(2004年12月)での議論 AtLarge を中心に	192
1.4.1.	KL 会合以降、ケープタウン会合までの ALAC の主な活動	193
1.4.2.	WSIS ワークショップ共同開催	196
1.4.3.	ALAC の課題	196
1.4.4.	AtLarge 自己評価へ	198

第2章 世界情報社会サミット(WGIS)におけるインターネットガバナンス問題

2.1.	インターネットガバナンス問題が WSIS で最大の対立点に	200
2.1.1.	焦点は ICANN とドメインネーム管理	200
2.2.	日本における取り組み IGTF の活動を中心に	201
2.2.1.	IGTF の設立	201
2.2.2.	WGIG 9月準備会合	202
2.2.3.	WGIG 9月準備会合に意見書提出	203
2.2.4.	WGIG 9月準備会合以降に予想される論点	204
2.3.	WGIG の設置	205
2.4.	WGIG 第1回会合	207
2.4.1.	検討の構造・要素の暫定アウトライン	207
2.4.2.	「公共政策の現状と優先順位」にかかわる論点の整理	208
2.4.3.	個別の論点一覧	208
2.4.4.	IGTF が IPv6 国別管理案に反対するコメント発表	210
2.4.5.	建設的な雰囲気	211
2.5.	WGIG が課題別ペーパーを公表	211
2.6.	WGIG 第2回会合	212
2.6.1.	IGTF が意見発表	213
2.6.2.	インターネットガバナンスの定義などは進展せず	213
2.7.	WGIG 今後の展望	214

参考資料

(1)	IGTF WGIG 準備会合への意見書	216
(2)	WGIG の設置 国連プレスリリース	225
(3)	IGTF IPv6 アドレスの国毎管理案に関する意見書	229
(4)	IGTF WGIG 第2回会合への意見書	236

第3章 インターネットガバナンス問題に関する関係機関及び関係者の取組み

3.1. ICANN	246
3.2. ITU	246
3.3. 国連開発計画アジア情報開発プログラム (UNDP - APDIP)	247
3.4. WSIS 市民社会グループ	248

第 1 部 ドメイン名の世界的な動向及び各国における動向

第 1 章 ドメイン名概説

第1章 ドメイン名概説

1.1. ドメイン名の種類と性質

ドメイン名は、トップレベルドメイン (TLD) で分類すると、分野別トップレベルドメイン (generic Top Level Domain: gTLD) と、国コードトップレベルドメイン (country code Top Level Domain: ccTLD) に大別される。

gTLD は本来分野別に割り当てられた TLD であり、一般的に地理的制限なく世界のどこからでも登録することができる¹。現在 gTLD は、従来からある .com / .net / .org などに 2001 年以降新たに 7 種類が加わり、計 14 種類存在する (2005 年 3 月時点)。この 7 つの新 gTLD のうち、.museum / .aero / .coop の 3 つは「スポンサー付き TLD」 (sponsored TLD: sTLD) と呼ばれ、それぞれの業界・分野を代表するスポンサー組織が定める方針の下、関係メンバーのみに登録が制限されている。こうした制限のないその他の gTLD は、「スポンサーなし TLD」 (unsponsored TLD: uTLD) と呼ばれている。

ccTLD は、ISO (国際標準化機構) の ISO3166-1 リストで規定されている 2 文字の国コードを基にして²各国・地域に割り当てられた TLD であり、現在 247 種類存在する (2005 年 3 月時点)。ccTLD は、各国・地域の事情や管理機関の方針により、その性質はさまざまであるが、大きく分類すると、登録を国・地域内に限定している ccTLD (.jp / .au / .us など) と、登録を全世界にオープンにしている ccTLD (.tv / .to / .cc など) に分けることができる。

gTLD と ccTLD の他に、インターネットインフラ用のトップレベルドメイン (Infrastructure TLD) が存在するが、これはユーザーの登録対象とはなっていない。

¹ .edu / .gov / .mil については、歴史的経緯により米国内の (もしくは米国を中心とした) 関係者/組織に使用が限定されている。

² これはあくまで原則であり、UK (本来ならば GB) などの例外も存在する。

表 1-1 ドメイン名の種類

gTLD	ccTLD	Infrastructure TLD
《従来からある gTLD》 .com (商業組織用) .net (ネットワーク用) .org (非営利組織用) .edu (教育機関用) .gov (米国政府機関用) .mil (米国軍事機関用) .int (国際機関用)	.jp (日本) .au (オーストラリア) .kr (韓国) .uk (イギリス) .us (米国) .de (ドイツ) .ca (カナダ) .cc (ココス諸島)	.arpa e164.arpa ip6.arpa in-addr.arpa (いずれも インターネット インフラ用)
《新 gTLD》 .info (制限なし) .biz (ビジネス用) .name (個人名用) .pro (専門家用) .museum (博物館、美術館等用) .aero (航空運輸業界用) .coop (協同組合用)	.to (トンガ) .tv (ツバル)	

1.2. ドメイン名の登録状況

現在、全世界におけるドメイン名の登録総数は約 6,600 万件に上っている³。そのうちの約半数を占めるのが.com であり、2004 年 11 月時点での登録数は約 3,300 万件となっている。その他、登録数の多い大規模な TLD としては、.de(ドイツ)、.net、.uk (イギリス)、.org などが挙げられる。依然として根強い人気の.com を除くと、.de の躍進ぶりが顕著である。.de はドイツに割り当てられた ccTLD であるが、登録にあたっての制限が緩く、世界中に登録をオープンにしている点が特徴的である。.de が世界第2の登録数を誇る要因には、この点が大きく影響しているものと思われる。新 gTLD の中では.info が健闘しているが、2001 年に登録を開始して以降、低調な成長が続いていた中、2004 年 9 月に大々的なプロモーションを実施した結果登録数が前月から一気に倍増し、ようやく 200 万件を超えたという経緯がある。従来からある.com / .net / .org については、2001 年 10 月前後をピークに一時減少傾向が続いていたが、2003 年以降は再び増加傾向に転じ、現在に至っている。

³ 出典：“The VeriSign Domain Report – November 2004”
<http://www.verisign.com/stellent/groups/public/documents/newsletter/019477.pdf>

第1部 第1章 ドメイン名概説

表 1-2 gTLD 別登録数ランキング (2004 年 11 月時点)⁴

順位	gTLD		登録数
1	.com	(商業組織用)	32,980,933
2	.net	(ネットワーク用)	5,304,647
3	.org	(非営利組織用)	3,346,608
4	.info	(制限なし)	2,934,331
5	.biz	(ビジネス用)	1,104,363
6	.name	(個人名用)	231,201
7	.coop	(協同組合用)	6,294
8	.aero	(航空運輸業界用)	3,947
9	.museum	(博物館、美術館等用)	2,815
10	.pro	(専門家用)	2,325

データが公開されていない .edu/.gov/.int/.mil は除く。

表 1-3 ccTLD 別登録数ランキング (2005 年 2 月時点)⁵

順位	ccTLD	国/地域	登録数
1	.de	(ドイツ)	8,457,501
2	.uk	(イギリス)	3,950,881
3	.nl	(オランダ)	1,332,688
4	.it	(イタリア)	1,214,986
5	.us	(米国)	908,009
6	.br	(ブラジル)	725,484
7	.ch	(スイス)	673,529
8	.jp	(日本)	667,581
9	.kr	(韓国)	593,438
10	.cc	(ココス諸島)	581,147

⁴ 登録数データは各レジストリ(またはスポンサー組織)が ICANN に提出する月間報告書< <http://www.icann.org/tlds/monthly-reports/>>に基づくが、報告書の公開が数ヶ月遅れとなるため、2004 年 11 月時点 (.aero と .museum については 2004 年 9 月時点) のデータが最新のものとなっている。

⁵ 登録数データは各レジストリの公開データに基づく (.us と .cc についてはレジストリによる公開データが存在しないため、一般の統計情報に基づく)。

第2章 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

第2章 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

2.1. 競争促進に向けた新たな取組み

2.1.1. レジストリ・レジストラモデル

ここでは、ドメイン名市場における競争促進に向けた新たな取組みを紹介する前に、まずは現在の競争環境を実現させているレジストリ・レジストラモデルについて説明する。

2.1.1.1. レジストリ・レジストラモデルについて

.com、.net、.org などの分野別トップレベルドメイン（generic Top Level Domain: gTLD）では、「レジストリ・レジストラモデル」と呼ばれる形態によってドメイン名の登録サービスにおける競争を実現している。「レジストリ」は登録ドメイン名のデータベースを維持管理する機関であり、「レジストラ」は登録者からドメイン名の登録申請を受け付け、その登録データをレジストリのデータベースに登録する機関である。レジストリはデータベースを一元的に管理する必要があるため、一つのトップレベルドメインにつき一つ存在するが、登録サービスを提供するレジストラは、レジストリとの契約の下で複数存在し、サービス面や価格面で競争が働く仕組みになっている。登録者は複数あるレジストラのうちのいずれかを選んでドメイン名の登録申請を行うことになるが、登録後に別のレジストラに変更することも可能となっている。

gTLD のレジストリおよびレジストラは、それぞれ ICANN（The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers）との契約に基づきサービスを行っている。レジストラとしてサービスを行うためには、まず ICANN に対してレジストラ認定の申請を行わなければならない。申請が受諾され、ICANN との間でレジストラ認定契約を結んだ後に、自身がレジストラサービスを希望する gTLD の各レジストリと別途契約を結ぶことになる。

2.1.1.2. gTLD レジストラのマーケットシェア状況

現在のレジストリ・レジストラモデルは、1999年4月に ICANN が共有レジストリシステム（Shared Registry System: SRS）でのテストベッドレジストラ5社を選定したことに始まり、その後本格運用に入ったのであるが、ICANN が認定するレジストラの数は年々増加しており、2005年3月現在では467社に上っている¹。（そのうち、日本国内のレジストラは7社。）

¹ ICANN 認定レジストラ一覧：

<http://www.icann.org/registrars/accredited-list.html>

以下の表は、2005 年 3 月時点での gTLD 別レジストラ数の一覧である。

表 2-1 gTLD 別レジストラ数一覧

gTLD	レジストラの数	参照 URL
.com/.net	362 社	http://www.verisign.com/products-services/naming-and-directory-services/naming-services/com-net-registry/page_002166.html
.org	151 社	http://www.pir.org/register/reg_alpha
.info	148 社	http://www.nic.info/register/find/alphabetical
.biz	139 社	http://www.neulevel.biz/partners/registrars.html
.name	173 社	http://www.nic.name/registrarlist.html
.aero	5 社	http://www.nic.aero/registrars.php
.coop	6 社	http://www.nic.coop/registrarlist.asp
.museum	4 社	http://musedoma.museum/registrars.html
.pro	14 社	http://www.registrypro.pro/partners/findreg.php

レジストラのマーケットシェア状況については、各レジストリが ICANN に提出する月間報告書に記載されているレジストラ別ドメイン名登録数一覧を参考資料として添付する。(主要 gTLD のみ)

2.1.2. 競争促進に向けた新たな取組み

ここでは、現在 ICANN において進行中の競争促進に向けた各種取組みについて報告する。

2.1.2.1. スポンサー付き新 gTLD の導入

スポンサー付き新 gTLD の導入は、2002 年 12 月以降、現在まで続いている取組みである。新しい gTLD を導入することによって gTLD の数を拡大していくという試みは、ICANN の設立当初からの責務の一つであり、そのプロセスの第一ステップとして、2000 年 11 月に 7 つの新 gTLD (.info / .biz / .name / .pro / .aero / .coop / .museum) を創設することが決定し、導入された。この第一弾のグループには、この先さらなる gTLD 追加の可能性を検討していく上での「概念の検証」(Proof of Concept) に役立つよう、意図的にさまざまな性質のものが盛り込まれ、これらの新 gTLD についての評価を十分に行った後に、次の gTLD 導入プロセスに入ることが当初のコンセンサスであった。そのため ICANN は、この新 gTLD 評価のためのプロセスを策定する目的で、「新 TLD 評価プロセス計画タスクフォース」(New TLD Evaluation Process Planning Task Force: NTEPPTF) を 2001 年 6 月に設置し、当時の ICANN 事務総

第1部 第2章 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

長であった Stuart Lynn がチェアとなった。しかし、各新 gTLD の運用が開始されるようになった時期と重なって、2002 年 2 月頃から ICANN の組織・構造改革についての議論が勃発し、ICANN ではこの改革問題に長期にわたって注力せざるを得ない状況となってしまった。そのため、同タスクフォースの活動も大幅に遅れる結果となり、評価プロセス全体が停滞する状況が続いた。

こうした状況をふまえて、2002 年 11 月に ICANN 事務総長から発表された「新 gTLD に関する実施計画(案)」では、先に導入した新 gTLD の評価と平行して、短期間のうちにスポンサー付き gTLD をあと 3 つ募集・導入するという提案がなされた。ここで、スポンサーなし gTLD ではなくスポンサー付き gTLD としたのは、登録対象が限定されており規模の小さいスポンサー付き gTLD の方が、混乱なくよりスムーズに導入できると想定されたためである。また、導入する数を 3 つに限定したのは、あくまで「概念の検証」の対象範囲を拡大するという位置付けで、先に導入した 7 つの新 gTLD に若干数を急遽追加し、まとめて評価を行うという計画であったためである。この事務総長からの提案は、2002 年 12 月の ICANN アムステルダム会議で理事会によって承認されたのであるが、募集する新 gTLD の数については、会議参加者からの意見を反映させた結果、初めから 3 つに限定せずに申請を募集することとなった。

この決定を受けて、スポンサー付き新 gTLD の導入プロセスが開始されたわけだが、選定のための基準、および申請に関する詳細事項を記載した提案要請書(Request For Proposal: RFP)の作成作業を経て、1年後の2003年12月になってようやく申請が募集された。その結果、10組織から9種類のTLDが申請され(表2-2参照)現在その評価・選定作業が続けられている²。

スポンサー付き gTLD の基本的特性は「対象となるコミュニティが限定的/適切/明確に存在していること」であり、既存の3つのgTLD(.museum(博物館、美術館等用)、.aero(航空運輸業界用)、.coop(協同組合用))についてはその特性に見合ったものとなっている。しかし今回の申請結果を見ると、対象コミュニティが非常にあいまいなもの、コミュニティの定義付け自体が困難なもの、コミュニティが限定されているというよりはTLDの用途が限定されているものなど、前述の基本的特性を満たしているとは思えないものが複数含まれており、評価・選定にあたってはこの点を含めて厳正に行うことが期待される。現時点ではいつ選定作業が終了するのか、また最終的にいくつのgTLDが選定されるのかは不明な状態であるが、これまでの進捗状況を見ても、「短期間での導入」という当初の提案は実現できていない模様である。

² ICANN からの発表によると、2004 年 10 月には .post (郵便事業関係者用) および .travel (旅行関連業界用) の各申請組織と、また同年 12 月には .jobs (人事管理業務関係者用) および .mobi (モバイル関係用) の各申請組織と業務・技術面の交渉段階に入ったとのことである。

表 2-2 申請されたスポンサー付き新 gTLD

申請 TLD	用途	申請組織
.asia	アジア太平洋地域の企業 / 個人 / 団体等用	DotAsia Organisation Limited
.cat	カタロニアの言語 / 文化コミュニティ用	Associacio puntCAT
.jobs	人事管理業務関係者用	Employ Media LLC
.mail	スパムフリー電子メールの送受信者用	該当なし (スポンサー組織 : The Anti-Spam Community Registry)
.mobi	モバイル機器 / サービス / アプリケーション利用者、モバイルコンテンツ / サービスプロバイダー、モバイル機器メーカー / ベンダー等用	Nokia Corporation / Vodafone Group Services Limited / Microsoft
.post	郵便事業関係者用	Universal Postal Union (UPU)
.tel	IP ベースの電話番号用	NetNumber, Inc.
.tel	個人または企業の連絡先表示 / ナビゲーション用	Telnic Limited
.travel	旅行関連業界用	Tralliance Corporation
.xxx	アダルトサイト用	ICM Registry, Inc

2.1.2.2. 新 gTLD の長期的導入計画

前項で説明したとおり、スポンサー付き新 gTLD の導入計画とは別に、今後新たな gTLD をどのようなポリシーに基づいて選定・導入していくのかという根本的な問題が残されている。これについては、2003 年 9 月に行われた ICANN-米国商務省間覚書の第 6 回改正で、従来からの責務に以下のような新たな規定が追加された。

インターネットの安定性を維持する直接的、透明、かつ客観的な手続を使用することにより、新 gTLD 選定のための予見可能な戦略を規定および実施する (2004 年 9 月 30 日までに戦略策定を完了し、2004 年 12 月 31 日までに実施に着手する)

この後 2003 年 10 月に開催された ICANN カルタゴ会議で、上記の日程に従い gTLD に関するポリシーを策定・実施することが決議され、これを受けて作成されたのが、参考資料として添付する報告書「戦略：新たな分野別トップレベルドメインの導入 (2004 年 9 月 30 日)」である。ただし、この報告書では新たな gTLD の選定・導入のための具体的なポリシーが提案されているわけではなく、ポリシー策定のための手順の提示にとどまっている。ICANN では、同報告書の発表以降プロセスに進展は見られていない。なお、ICANN 外の動きとしては、2004 年 7 月に OECD が gTLD に

第1部 第2章 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

関する報告書を作成している³。

2.1.2.3. .net レジストリの移管計画

.net レジストリの移管計画は、もともと1999年にICANNとNSI(Network Solutions, Inc. 後に VeriSign により買収)との間で締結されたレジストリ契約において、NSI による.com/.net/.org ドメイン名登録サービスの独占問題を解決するために、同社がレジストリ業務を行う期限が規定されたことに基づいている。ただし当初の契約では、.com/.net/.org のすべてのレジストリ業務の期限が4年後の2003年11月までとされ、もし契約から18ヶ月以内にNSIがレジストリ部門とレジストラ部門を分離し、一方を売却した場合には、さらに4年間(2007年まで)延長されるということになっていた。その後2001年にVeriSignからの提案を受けて契約が改定され、新契約では、TLD別にそれぞれ以下のような期限が設定されることになった。

- ・.com についてはレジストリ業務を2007年11月10日に終了する。(ただし、基準を満たせば4年間の更新が可能)
- ・.net についてはレジストリ業務を2005年6月30日に終了する。(ただし、VeriSignも次期レジストリへの入札は可能)
- ・.org についてはレジストリ業務を2002年12月31日に終了し、他の組織へ移管する。

この規定に基づき、.org のレジストリ業務はすでに VeriSign から Public Interest Registry (PIR) へと移管されており、.net についても、上記の期限までにレジストリ業務の移管作業を完了すべく、現在後継レジストリの選定作業が進められている。ただし.org の場合とは異なり、.net については現レジストリである VeriSign も次期レジストリへの申請を行うことが可能となっている。ICANN では、2004年5月に後継レジストリの選定基準の作成を開始し、その後提案要請書(RFP)の作成を経て2004年12月に申請募集を開始した。翌2005年1月には、申請を行った組織(表2-3参照)と各組織から提出された申請書が公表され、一般からのコメント募集が開始された。

各組織から提出された申請については、コメント募集の結果も含め、ICANN が指定した外部の独立評価機関(Telcordia Technologies, Inc.)によって評価・選定され、その結果がICANN 理事会に提出されることになっている。ICANN からの2005年3月9日付アナウンスによると、3月28日に評価機関による選定結果が最終報告書として発表され、その後ただちに一位に選定された申請組織との契約交渉手続に入る予定である。

³ “Generic top level domain names: market development and allocation issues”:
<http://www.oecd.org/dataoecd/56/34/32996948.pdf>

表 2-3 .net 後継レジストリへの申請組織

申請組織	URL
Afilias Limited (現.info レジストリ)	http://www.afilias.info
CORE++ Asociación sin ánimo de lucro (レジストラ、レジストリ、ISP などの連合体)	http://www.core-plusplus.net
DENIC Domain Verwaltungs – und Betriebsgesellschaft eG (現.de レジストリ)	http://www.denic.de/en/
Sentan Registry Services, Inc. (現.jp レジストリの株式会社日本レジストリサービス (JPRS) と現.biz レジストリの NeuLevel, Inc.による合併会社)	http://www.sentanregistry.net
VeriSign, Inc. (現.com/.net レジストリ)	http://www.verisign.com

2.1.2.4. Wait Listing Service

Wait Listing Service (WLS) とは、VeriSign が以前から導入を計画しているドメイン名の予約サービスのことであり、希望する.com/.net ドメイン名が既に他者によって登録されている場合、レジストラを通して予約を行うことで、そのドメイン名が削除され次第直ちに登録できるようにするというものである。ドメイン名の予約については、すでに複数のレジストラがそれぞれ個別のサービスを提供しているが、レジストラレベルで提供される予約サービスの場合、レジストリによって削除され、誰もが登録可能なオープンな状態になったドメイン名を各レジストラが競って獲得しようとするため、顧客は一つのレジストラを通してドメイン名の予約をしたとしても、確実にそのドメイン名を入手できる保証はない。一方、VeriSign が提案する WLS は、レジストリレベルで単一の予約リストを管理するため、複数のレジストラ間で予約が重複するという事態が発生せず、顧客は 100% の確率で予約したドメイン名を入手できるようになる。

WLS は、既存のドメイン名予約サービスでは実現できない確実性を保証できるという点で消費者の利便性向上につながると同時に、.com/.net において新規のレジストリサービスが導入されるという意味で、レジストリ間の競争促進に寄与するものだと捉えることができる。しかし、VeriSign による導入提案から 3 年以上経過した現在もなお、WLS 導入の見通しは立っていない。以下では、WLS に関するこれまでの経緯を説明する。

VeriSign は、2002 年 3 月に WLS の試験運用 (1 年間) を ICANN に要請し、ICANN

第1部 第2章 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

理事会はその検討を DNSO（ドメイン名支持組織。現在の名称は GNSO）に付託した。その結果、DNSO からは「WLS 導入要請を却下すべき」との勧告が出されたものの、同年8月に理事会は条件付きで WLS の導入を承認。しかし、VeriSign 側はこの条件を不服とし、その後長期間にわたり ICANN と VeriSign との間で交渉が繰り返される状況が続いた。2004年3月になり、ようやく両者間での最終的な交渉結果が ICANN ローマ会議で承認され、WLS の実施に向けて.com/.net レジストリ契約改定の承認を米国商務省に対して要請することになった。

この間、既に独自のドメイン名予約サービスを提供しているレジストラやリセラから、「WLS の導入は、健全な競争環境を阻害し、レジストリによる不当な独占状態を招く」として反対運動が起こり、ICANN や VeriSign に対する訴訟も何件が発生する事態となった⁴。この WLS 阻止を求め一連の訴訟問題は、2005年2月に最後のケースが却下されたことから一応の終結を見たものと思われるが、この他に、VeriSign と ICANN との間でも独禁法違反およびレジストリ契約違反をめぐる紛争が発生し、現在も継続中である。また、WLS の技術提供元として VeriSign と契約している SnapNames.com, Inc.が ICANN を提訴中であり、このように、さまざまな問題が未解決の状態にある状況が、WLS 導入の阻害要因となっている面も大きいのではないかと推定される。

2.2. 競争に関係する諸問題とその解決に向けての取組み

ドメイン名市場における競争促進は、一方でさまざまな問題を生み出している。以下では、レジストリ・レジストラモデルの下で複数のレジストラが競合する環境において発生した問題を中心に、その解決に向けての取組みも含めて報告する。

2.2.1. 登録済みドメイン名のレジストラ変更にまつわる問題

2.2.1.1. レジストラ変更とは

gTLD ドメイン名の登録者は、ドメイン名の登録後に登録先レジストラを現在のレジストラから別のレジストラに変更することができる。このレジストラ変更の仕組みは、サービスや価格面においてより希望的条件に合うレジストラをいつでも自由に選択できる⁵という利便性を消費者に与え、また、レジストラについては新規顧客の獲得ある

⁴ 2003年7月、カナダのドメイン名予約サービス事業者 Pool.com がオンタリオ州上級裁判所に ICANN を提訴。また、Dotster, Inc.を始めとするレジストラ3社がカリフォルニア中央地区連邦裁判所に WLS 導入の緊急差止めを申立。2003年9月、Dotster, Inc.ら3社は、当初の申立が却下されたために、WLS 導入の仮差止めを申立（その後11月に本件も却下された）。2004年2月、Registersite.com 他数社がカリフォルニア中央地区連邦裁判所に ICANN と VeriSign を提訴。

⁵ ただし、ドメイン名の初期登録から60日以内など、特定の期間についてはレジスト

いは既存顧客の流失防止のためのサービス向上に影響を与えているとすることができる。

2.2.1.2. レジストラ変更まつわる問題

レジストラ変更を行う場合、登録者は変更先の新レジストラに対してレジストラ変更要請を行い、新レジストラは変更手続を進める前に、確認のために登録者から許可を得ることになっている。また現レジストラも、任意で登録者に意思確認を行うことができる。しかし、以前のレジストラ変更ポリシーでは、こうした登録者に対する意思確認のプロセスが明確化されておらず、レジストラ側の対応が統一されていなかったために、登録者への意思確認が十分になされないまま、知らない間に第三者によって不正にレジストラ変更が行われるといった問題が一部で発生していた。また、現レジストラが変更要請を拒否する際の基準も不明確であったことから、現レジストラが不当に変更拒否をしたり、プロセスを遅延させたりしているといった批判が、他のレジストラから寄せられるケースもあった。以下では、このあたりの経緯をもう少し詳細に説明する。

このようなレジストラ変更まつわる問題が表面化したのは、2001年9月に行われたICANNモンテビデオ会議においてである。この時の一般討論会（Public Forum）で、過去数ヶ月にわたりレジストラ数社からレジストラ変更プロセスに対する不満が出ているということが公にされた。その不満は、(1)新レジストラが、登録者がレジストラ変更を希望しているということを十分に立証していない、(2)現レジストラがレジストラ変更の要請を不当に拒否している、という2種類に分かれており、後者に関しては、最大手のレジストラであるVeriSign（当時）⁶が、自らの顧客が他のレジストラへ流れるのを防ぐために、レジストラ変更要請を拒否しているというものであった。この時のVeriSign側の言い分としては、自社から他社への変更要請件数が増加してきたために顧客に対して調査を行ったところ、その多くが自身で変更要請をしておらず、中にはレジストラが変更されたこと自体を顧客が知らない場合もあったということであった。そのため、変更の承認をする前にチェックを行うようになったため、変更プロセスが滞る事態になったというわけである。

2.2.1.3. 問題解決に向けての取組み

こうした問題は、レジストラ変更に関する明確なルールが存在しないことが原因で生じたため、この状況を受けて、ICANN DNSOのドメイン名評議会がタスクフォースを設置し、レジストラ変更のためのポリシー策定作業を開始した。タスクフォースは

ラ変更が行えないことになっている。

⁶ VeriSignはその後2003年11月にレジストラ部門（Network Solutions, Inc.）をPivotal Private Equityに売却している。

第1部 第2章 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

2002年11月、「変更先/変更元レジストラのためのポリシーおよびプロセス」と題する最終報告書(29のポリシー勧告)をドメイン名評議会に提出。パブリックコメントの募集・反映の作業を経て、2003年2月にその改訂版がGNSO(旧DNSO)評議会に提出された。同報告書はGNSO評議会、並びに、ICANN理事会の承認を受け、その実施に向けた作業が開始されることになった。その作業はICANN内に設置された「レジストラ間移転に関するアシスタンスグループ(TAG)」によって行われ、2004年1月にポリシー実施についての最終勧告をICANNに提出。同最終勧告は、関係者からの意見を受けてさらなる調整を経た後、2004年7月に最終的なポリシーとして発表された。

2.2.1.4. 新ポリシーにおける問題解決の仕組み

ICANNにおいて策定されたレジストラ変更の新ポリシーでは、以下のような問題解決の仕組みが導入されている。

< 第三者による不正なレジストラ変更を防止するための仕組み >

- a. 標準書式の使用
新ポリシーでは、レジストラが登録者(または、現レジストラもしくはレジストリの Whois に記載されている管理担当者)へ意思確認を行う手順を統一し、標準書式を使用することが定められている。
- b. 本人確認の導入
登録者(または管理担当者)が新レジストラに対してレジストラ変更手続開始の許可を行う際には、電子署名や電子メールアドレス(電子的方法による場合)、または、パスポートや運転免許証(郵便などの電子的でない方法による場合)などによって本人確認を行い、変更要請が登録者(または管理担当者)本人からなされた真正なものであることを証明する必要がある。
- c. 手続開始の許可者を規定
登録者からレジストラ変更要請を受けた新レジストラが、登録者に標準書式を送付してレジストラ変更手続開始の許可を求めた際には、登録者および Whois に記載されている管理担当者のみが「レジストラ変更の連絡担当者」としてレジストラ変更手続の開始を許可もしくは却下する権限を持つ。
- d. 認証コード(AuthInfo Code)の使用
.org / .biz / .info といった、レジストリが EPP⁷を採用している gTLD の場

⁷ Extensible Provisioning Protocol : レジストリ・レジストラ間の通信において登録者情報のやりとりが可能なプロトコル。

第1部 第2章 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

合、レジストラ変更要請を行う登録者は、当該ドメイン名に割り当てられている認証コード(AuthInfo Code)を現レジストラから取得し、変更要請の真正性を証明するための材料として新レジストラに提出する必要がある。

< レジストラ変更に伴う紛争を解決するための仕組み >

現レジストラまたは新レジストラのいずれかが、レジストラ変更要請がポリシーの規定通りに取り扱われていないと判断した場合には、「レジストラ変更における紛争処理方針」(Transfer Dispute Resolution Policy : TDRP) に基づいて紛争処理手続を開始することができる。

2.2.1.5. 新ポリシーの施行とその後の動き

上記で説明した新ポリシーは2004年11月12日に施行され、同日以降に行われるすべてのレジストラ変更に適用されることになった。ICANNでは、今後も継続的にポリシー改善に向けて取組むために、ポリシー施行の3ヶ月後、6ヶ月後、12ヶ月後にそれぞれ評価作業を行うことになっている。2005年1月中旬には、初期段階についてのフィードバックを得るべくパブリックコメントが募集された。

2.2.2. 有効期限切れドメイン名の削除にまつわる問題

有効期限切れドメイン名の削除にまつわる問題も、複数のレジストラが競合する環境下で、明確なポリシーが存在しないために生じた問題の一例である。

2.2.2.1. レジストラによるドメイン名の削除処理

通常gTLDでは、登録ドメイン名の有効期限が近づくと、レジストラ(あるいはリセラー)から登録者に対して更新についての通知が送付され、登録者は有効期限日までに所定の手続を行うことでドメイン名を更新することができる。一方、有効期限日までにこうした更新手続が行われず、有効期限が切れてしまったドメイン名については、レジストリによって一律に1年間自動更新され、レジストリからレジストラに対して1年分の登録更新料が請求される(.nameを除く)。ドメイン名がレジストリによって自動更新されると、45日間の「自動更新猶予期間」(Auto Renew Grace Period)に入り、この期間内にレジストラがレジストリにドメイン名の削除申請を行えば、自動更新料がレジストリから返金される仕組みになっている。ところが、レジストラによっては、さまざまな理由からこの自動更新猶予期間を過ぎても削除処理を行わない場合が多々あり、時には数ヶ月間にわたって有効期限切れドメイン名がレジストラ内で保留されることもあった。このような状況では、消費者は希望するドメイン名の有効期限が既に切れているのに、そのドメイン名がいつ再登録可能になるのかが分からな

第1部 第2章 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

いまま、いつまでも待ち続けなければならないといった事態が起こり、混乱を招くことになる。こうした問題を解決するには、レジストラの削除処理を統一化することが必要となるため、ICANN において検討がなされることになった。

2.2.2.2. 問題解決に向けての取組み

ICANN では、2002 年 10 月にドメイン名の削除問題に関するポリシー策定プロセスを開始し、GNSO 評議会内に設置されたタスクフォースがその作業にあたった。タスクフォースは、2003 年 2 月に第一次報告書を発表。その後 6 月には最終報告書を発表し、GNSO 評議会での承認を得た後、コンセンサスに基づくポリシー勧告として ICANN 理事会に提出した。理事会は、10 月のチュニジア・カルタゴ会議にてこの最終報告書を採択し、これにより以下のような有効期限切れドメイン名の削除に関するポリシーが決定した。

<有効期限切れドメイン名の削除に関するポリシー>⁸

この「有効期限切れドメイン名の削除に関するポリシー」は、ICANN のレジストラ認定契約におけるドメイン名登録の有効期限に関する条項の改定です。GNSO 評議会からのコンセンサスポリシー勧告に従い、さらに、ICANN 理事会からの承認により、レジストラ認定契約における義務に対する下記の変更が、2004 年 12 月 21 日より適用されます。(これらの要件は、2005 年 6 月 21 日より、既存のドメイン名登録すべてに遡及的に適用されます。)これらの契約条項の改定は、レジストラ認定契約におけるコンセンサスポリシー条項(第 4.1 項)に従い、すべてのレジストラに適用されます。これらの改定を含む新形式の契約は、まもなく掲載される予定です。

第 3.7.5 項は、現在以下のようになっています。

「レジストラは一定の期間のみ、登録ドメイン名の所有者に対し登録ドメイン名を登録するものとする。登録期間満了時に、登録ドメイン名の所有者もしくはその代理人が、レジストラからの 2 度目の通知あるいは催促状に記載する期日内に更新料を支払わなかった場合には、酌量すべき事情がない限り、登録が取り消されるものとする。ICANN が登録の有効期限切れを処理するための手順に関する仕様もしくはポリシーを採用した場合、レジストラは、かかる仕様もしくはポリシーに従うものとする。」

2004 年 12 月 21 日より、第 3.7.5 項は以下の文言に置き換わることになります。

⁸ <http://www.nic.ad.jp/ja/topics/2004/20041222-01.html>

第1部 第2章 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

3.7.5 登録期間満了時に、登録ドメイン名の所有者もしくはその代理人が、レジストラからの2度目の通知あるいは催促状に記載する期日内に、登録を更新する旨の同意を行わなかった場合には、酌量すべき事情がない限り、自動更新猶予期間終了時まで（レジストラはそれ以前にドメイン名を取り消すことを選択するかもしれないが）登録が取り消されるものとする。

3.7.5.1 酌量すべき事情は、以下に定める事項とする。すなわち、UDRP申立、有効な裁判所命令、レジストラによる更新手続の不履行（登録者による回答の不履行は含まない）第三者へDNSサービスを提供するネームサーバがそのドメイン名を使用している場合（ネームサーバが管理するレコードを移動するためにさらなる時間が必要となるかもしれない）登録者が破産手続下にある場合、支払いを巡る紛争（登録者が更新料を支払ったと主張している場合、もしくは支払い額に食い違いがある場合）請求書を巡る紛争（登録者が請求書の金額に異議を唱えている場合）ドメイン名が管轄区域内の裁判所において訴訟中である場合、もしくは、ICANNにより特別に承認されたその他の事情、である。

3.7.5.2 酌量すべき事情により、レジストラが登録者による明確な同意なしにドメイン名を更新することを選択した場合、レジストラは、特定ドメイン名の更新に関連する酌量すべき事情についての記録を保管しておかなければならない。この記録は、レジストラ認定契約第3.4.2項および第3.4.3項に従い、ICANNが調査を行う際に必要となる。

3.7.5.3（上記第3.7.5.1項に定める）酌量すべき事情がない限り、レジストラもしくは登録者のいずれかにより登録契約が終了した後45日以内に、ドメイン名は削除されなければならない。

3.7.5.4 レジストラは各新規登録者に対し、削除および自動更新に関する自社のポリシーの詳細について記載した通知を提供するものとする。これには、更新されなかったドメイン名が、その有効期限日から何日目に、もしくは何日目から何日目の間（10日間を超えない範囲で指定）に削除されるかという予定日時を含むものとする。レジストラが、登録契約期間中に削除に関するポリシーについて重大な変更を行う場合には、登録契約についてその他の重大な変更を行う旨を登録者に通知する場合（レジストラ認定契約第3.7.7項に規定）と少なくとも同程度の努力をもって、登録者に変更の通知を行わなければならない。

3.7.5.5 レジストラがドメイン名登録もしくは更新のためのウェブサイトを運営している場合には、削除および自動更新に関する自社のポリシーについて、ウェブサイト上で明確に表示しなければならない。

第1部 第2章 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

3.7.5.6 レジストラがドメイン名登録もしくは更新のためのウェブサイト
を運営している場合には、請戻猶予期間（Redemption Grace Period）中
にドメイン名を取り戻す際に必要となる費用を、登録時において、かつウ
ェブサイト上の明確な場所において、提示すべきである。

3.7.5.7 UDRP において紛争中のドメイン名が削除されるか、もしくは有
効期限切れとなった場合、UDRP における紛争の申立人は、登録者と同様
の取引条件の下で当該ドメイン名の更新もしくは取り戻しを行う選択権を
有する。申立人が当該ドメイン名の更新もしくは取り戻しを行う場合、ド
メイン名は「レジストラ・ホールド」(Registrar HOLD) および「レジス
トラ・ロック」(Registrar LOCK) の状態に置かれ、WHOIS から登録者
の連絡先情報が削除され、WHOIS の記入項目は当該ドメイン名が紛争中
であることを示すことになる。申立が終了するか、もしくはUDRPにおけ
る紛争で申立人が敗訴した場合、当該ドメイン名は 45 日以内に削除され
る。登録者は、現行の請戻猶予期間に関する規定に基づき、請戻猶予期間
中いつでも当該ドメイン名を取り戻す権利を保持する。また、当該ドメイ
ン名が削除される前に更新する権利も保持する。

このポリシーは 2004 年 12 月 21 日より施行され、すべてのレジストラに適用される
ことになった。

2.2.3. Site Finder サービスのもたらした影響

2.2.3.1. Site Finder サービスとは

Site Finder サービスとは、VeriSign が 2003 年 9 月 15 日に開始したサービスであり、
DNS のワイルドカード⁹機能を使用して、存在しない .com/.net ドメイン名を同社が運
営するウェブサイトのリダイレクトするというものである。このサービスでは、ユー
ザーの入力ミスなどにより、存在しないドメイン名（使用禁止ドメイン名、未登録ド
メイン名、登録されているが有効になっていないドメイン名を含む）が参照された場
合に、本来ならば「no domain」という回答を得るはずのトラフィックを、VeriSign
が運営するウェブサイトのリダイレクトし、類似のドメイン名の検索結果および有料
広告へのリンクが表示されるようになっていた。VeriSign は、この新たなレジストリ
サービスの導入により、ユーザーの利便性が向上するとしていたが、これがインター
ネットコミュニティに多大な混乱を招く結果となり、VeriSign では ICANN からの再

⁹ DNS Wildcard : DNS の基本機能の一つ。リソースレコードを記述する際に、特殊
なラベル「*」で始まる名前を用いることにより、そのゾーン内に存在しない名前すべ
てに一致させることができる機能のこと。

三にわたる要請を受けて、2003年10月4日以降、このSite Finderサービスを一時停止している。同サービスがコミュニティに及ぼした影響については、ICANNの「セキュリティと安定性に関する諮問委員会」が当時発表した報告書¹⁰に以下のように説明されている。

<見解>

VeriSignによる変更は、曖昧かつ不正確なDNSの応答を引き起こすところとなり、インターネットの安定性を著しく弱体化させたと思われる。また、今回の件に対する対策、さらにその対策に対する対策を講じるなど、連鎖反応を拡大させ、不安定性をさらに助長することとなった。

VeriSignによる変更は、ドメインネームシステムの正確で安定的かつ信頼性のある運用に依存している既存のサービスの一部を実質的に妨害している。

- ・メールに見られる多くのコンフィギュレーションエラーや一時的な停止は良性の病気と呼べるものであったが、ワイルドカードの存在という致命的な状態となった。
- ・アンチスパムサービスは、メール送信元のねつ造を識別するためにRCODE 3 ("name error") 応答に依拠していた。
- ・ある環境においては、DNSは一連の問い合わせサービスの一部となっている。この場合、一つのサービスが問い合わせに失敗すると、その問い合わせアプリケーションは希望する情報を求めて次のサービスへと移行していく。今回のVeriSignによる変更により、DNS問い合わせが失敗するという状況はなくなり、これにより希望する情報を見つけることができなくなってしまった。

VeriSignの今回の行動は、ISP、ソフトウェアベンダー、その他利害関係者がさまざまな対応をする結果となったが、これらすべては今回の変更による影響を少なくしようとするものであった。こうした一連の変更およびその変更のための変更の結果、ドメインネームシステム全体およびそれを使用するアプリケーションにおいて、複雑性が増し、安定性が低下してしまうことになる。この流れは、まさに誤った方向へ導くものである。システムというものは、可能な限り、アーキテクチャ上のレイヤーを明確に分離し、シンプルかつ理解しやす

¹⁰ セキュリティと安定性に関する諮問委員会から ICANN 理事会へのメッセージ「VeriSignによる、COM/NETにおける実在しないドメインに対するワイルドカード応答の導入に関する勧告」(2003年9月22日)
<http://www.nic.ad.jp/ja/topics/2003/20030925-02.html>

第1部 第2章 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

い状態に維持されるべきである。

当委員会は、いくつかのネットワークやアプリケーションが、VeriSign による変更以前に同様のサービスを行っていたことを言及しておく。実際、あるユーザー・アプリケーションやサービスは、ユーザーが使用するネットワークによって、異なる動きをしていた。しかし、VeriSign による変更は、こうしたサービスをプロトコル・スタックにおけるより低いレイヤーへ、また、インターネットのグローバルなインフラストラクチャにおけるより深い場所へと押しやるものである。これにより、存在しないドメインへの問い合わせが行われた際に、使用するサービスや手順をユーザーが選択することができなくなってしまう。

2.2.3.2. Site Finder サービスを受けての動き

従来、レジストリの運用を変更する際には、ICANN とレジストリ（もしくはスポンサー組織）との間で契約に遵守した形での非公式な手続が取られてきたが、VeriSign による Site Finder サービスの導入がインターネットコミュニティに混乱をもたらしたことを契機に、レジストリ運用における変更に関しては、その変更がインターネットの運用に及ぼす潜在的影響についての評価を可能とする、明確かつ予見可能な手続に則って検討を行う必要性が認識されるようになった。ICANN の GNSO 評議会は、2003 年 12 月に「TLD レジストリの構造または運用上の変更への承認および関連契約の修正を検討する際に ICANN が用いる手続」を確立するためのポリシー策定プロセスを開始。2004 年 7 月に第一次報告書（案）が作成され、11 月に ICANN スタッフから同報告書についての意見書が提出された。現在は、これを受けて報告書の修正作業が進められている段階である。

こうした動きは、ICANN の決定および行動の指針として ICANN 付属定款に定められている「核となる価値」(Core Values)¹¹その 1 に沿った適切な対応であると言える。

1. インターネットの運用上の安定性、信頼性、セキュリティ、グローバルな相互運用性を維持および向上させる。

しかし ICANN は、以下の「核となる価値」その 2、その 5、その 6 についても遵守しなければならない。

2. ICANN の活動を、ICANN の使命の範囲内でのグローバルな調整を必要とするような、もしくはグローバルな調整によって多大な恩恵を受ける

¹¹ ICANN 付属定款第 I 条「使命および核となる価値」
<http://www.icann.org/general/bylaws.htm#I>

ような問題に限定することによって、インターネットが生み出し得る創造性および革新を尊重する。

5. 実行可能かつ適切な場合には、市場メカニズムに競争環境の促進および持続を委ねる。

6. 実行可能であり公益となる場合には、ドメイン名登録における競争を導入および促進する。

したがって、現在 ICANN で行われているポリシー策定作業においては、各レジストリによるビジネス活動に必要な以上の規制をかけることによって「インターネットが生み出し得る創造性および革新」や「競争環境の促進および持続」を阻害することなく、しかし同時に「インターネットの運用上の安定性や信頼性の維持向上」に努めるといふ、きわめて困難な課題に取り組むことが求められている。

2.2.4. 削除済みドメイン名の再登録に関する問題

競争に関係する諸問題の中で、2.2.1 および 2.2.2 で上述したものについては、すでに問題解決のためのポリシーが策定・施行されているが、その他に、最近になって本格的な検討が開始されつつある問題として、削除済みドメイン名の再登録に関する問題がある。有効期限切れなどによりドメイン名の登録が取り消される場合、一定の期間¹²を経た後にレジストリが当該ドメイン名をデータベースから削除し、再登録が可能になる。このレジストリがドメイン名を削除するタイミングは、すべてのレジストラに通知されているため、一つのドメイン名をねらって複数のレジストラが一斉に登録申請のためのコマンドをレジストリに送信するという事態が発生している。この現象は、登録数の多い.com および.net において特に顕著であり、場合によっては何百万もの申請が殺到するということである。この状況は、レジストリ・レジストラ双方に多大な負荷をもたらすため、以前から問題とされていたのであるが、最近になって GNSO 評議会において検討が開始されつつあり、この問題についてポリシー策定プロセスを開始することが必要であるかを判断するために、イシューレポートの作成を ICANN スタッフに要請することになっている。

¹² レジストラによってドメイン名が削除された後、30 日間の猶予期間（請戻猶予期間）が設けられ、この間に元の登録者がレジストラに請戻しの申請をすることによって、ドメイン名を取り戻すことができる。この請戻猶予期間が過ぎると、5 日間の削除保留期間の後、レジストリによってドメイン名が削除され、他者による再登録が可能な状態となる。

第1部 第2章 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

参考資料

(1) レジストラ別ドメイン名登録数一覧（主要 gTLD のみ）

.com/.net レジストラ別ドメイン名登録数一覧（2004年11月時点）

The following information is provided as required by the ICANN/VeriSign Registry Agreements (.com, Section 8; and Appendix T for both agreements). As stated in Appendix T, the following information "shall be kept confidential by ICAN report relates."				
Total REGISTRATIONS in the VeriSign Registry Database and NAME SERVER COUNT as of November 30, 2004				
REGISTRAR	COM	NET	Total Names	Name Servers
111 BB Bulk, Inc. dba My Name Now	1,594	183	1,777	2
1 \$ 1 Bid It Win It, Inc.	1,891	214	2,105	4
1 AlohaNIC LLC	653	95	748	10
1\$6.25 DOMAINS! Network, Inc. dba Esite.com	961	144	1,105	9
\$\$\$ Private Label Internet Service Kiosk, Inc. dba PLISK.d	407	78	485	5
007Names, Inc.	5,935	1,556	7,491	146
1 Accredited Registrar	2,441	515	2,956	59
1 Domain Names International, Inc. d/b/a 1dni.com	4,112	590	4,702	170
1 eNameCo.	10,773	2,130	12,903	700
123 Easy Domain Names dba Signature Domains	14,071	5,127	19,198	0
123 Registration, Inc.	4,720	1,084	5,804	444
1-877NameBid.com LLC dba "1-877NameBid.com"	333	45	378	155
1stDomain.net, division of G+D International LLC	6,853	1,650	8,503	1,438
8068 Registrar, Inc.	1,227	129	1,356	2
A Mountain Domains, Inc.	1,213	112	1,325	2
A Technology Company, Inc. d/b/a namesystem.com	5,397	983	6,380	355
A.W.B. Trading, Inc.	1,221	141	1,362	0
AAAQ.COM, Inc.	123,315	20,418	143,733	6,321
Abacus America, Inc. dba Names4Ever	216,045	34,414	250,459	8,014
ABR Products, Inc. dba Nitin Networks	24,888	4,862	29,750	1,224
Abu-Ghazaleh Intellectual Property dba Tagidomains.com	6	1	7	0
Ace of Domains, Inc.	419	76	495	6
Active ISP ASA	46,329	9,119	55,448	411
Address Creation	14,165	1,554	15,719	482
Advantage Interactive Ltd	7,150	1,352	8,502	67
Affordable Computer Solutions, Inc. dba WWW.AFFORDA	173	26	199	2
Aim High!, Inc. dba Get Yer Name!	826	118	944	5
Alices Registry, Inc.	1,574	282	1,856	26
All West Communications, Inc. d/b/a AW Registry	17,988	2,919	20,907	1,797
Alldomains.com Inc.	85,440	12,776	98,216	4,643
AllGlobalNames S.A.	6,362	1,564	7,926	134
America Online, Inc. dba AOL and/or CompuServe-AOL	5,969	1,813	7,782	91
Annulet, Inc.	1,063	162	1,225	28
ANO Regional Network Information Center dba RU		2	2	3
AO Domains, Incorporated	1,158	146	1,304	2
Arsys Internet, S.L. d/b/a NICLINE.COM	94,337	13,725	108,062	1,756
Asadal, Inc.	1,976	645	2,621	186
Ascio Technologies, Inc.	160,518	37,848	198,366	2,559
AICom Technology LLC	17,654	2,793	20,447	985
AusRegistry Group Pty. Ltd.	1,896	298	2,194	28
BB Online UK Ltd	9,971	1,829	11,800	433
Beijing Innovative Linkage Technology Ltd. dba dns.com.d	27,685	4,470	32,155	3,780
Best Registration Services, Inc.	5,691	722	6,413	206
Bizcn.com, Inc.	131,395	26,940	158,335	1,901
Blisternet, Incorporated	972	108	1,080	2
Blue Razor Domains, Inc.	38,768	5,004	43,772	628
Blueberry Hill Comm., Inc. dba 4Domains.com	14,975	1,966	16,941	382
BookMyName SAS	41,289	7,670	48,959	1,072

第1部 第2章 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

The following information is provided as required by the ICANN/VeriSign Registry Agreements (.com, Section 8; and Appendix T for both agreements). As stated in Appendix T, the following information "shall be kept confidential by ICAN report relates."				
Total REGISTRATIONS in the VeriSign Registry Database and NAME SERVER COUNT as of November 30, 2004				
REGISTRAR	COM	NET	Total Names	Name Servers
Brandon Gray Internet Services, Inc. dba NameJuice.com	58,324	9,006	67,330	1,100
BulkRegister, LLC.	1,008,466	142,890	1,151,356	40,077
CADiware AG	1,634	411	2,045	83
Capital Networks Pty LTD	27,280	4,281	31,561	2,951
CAT, Inc. d/b/a Namezero.com	20,674	3,214	23,888	558
Catalog.com, Inc.	30,370	3,322	33,692	323
Central Registrar, Inc. d/b/a DomainMonger.Com	13,373	1,709	15,082	104
Colorado Names Domains, Inc.	1,201	135	1,336	4
Comitnet AB	4,725	598	5,323	5
CommuniGal Communications Ltd	30,445	7,694	38,139	1,751
Compana, LLC	85,267	30	85,297	7
Computer Services Langenbach GmbH dba joker.com	363,934	82,367	446,301	27,286
ComputerDataNetworks dba shop4domain/netonedomains	2,016	520	2,536	43
CORE Internet Council of Registrars	219,220	47,493	266,713	14,394
Corporate Domains, Inc.	4,455	1,493	5,948	558
Cronon AG Berlin, Niederlassung Regensburg	247,296	84,849	332,145	2,968
CVO.ca, Inc.	281	45	326	1
Cyidentity, Inc. d/b/a Cypack.com	24,117	3,847	27,964	548
Dagnabit, Incorporated	989	114	1,103	11
Deutsche Telekom AG	43,547	11,277	54,824	929
Direct Information Pvt. Ltd., dba Directl.com	216,429	35,896	252,325	66,537
DNS NET Internet Service GmbH	850	178	1,028	26
Dodora Unified Communications, Inc.	10,947	1,902	12,849	1,889
Domain Bank, Inc.	133,741	19,087	152,828	3,357
Domain Contender, LLC	80,946	13,344	94,290	5
Domain Monkeys, LLC	1,904	204	2,108	27
Domain Name Sales Corp.	111,192	6,113	117,305	41
Domain Registration Services	24,006	3,163	27,169	2,181
Domain Systems, Inc.	379	57	436	11
Domain The Net Technologies (2)	1,339	203	1,542	8
Domain The Net Technologies Ltd.	2,142	200	2,342	46
DomainCentre.ca, Inc.	238	42	280	49
DomainDiscover	472,365	96,875	569,240	0
Domainducks, Inc. d/b/a Personalnames.com	6,405	938	7,343	9,561
Domaininfo AB d/b/a domaininfo.com	21,516	5,403	26,919	58
Domain-it, Inc.	3,928	564	4,492	4,369
DomainMarketPlace.ca Inc	220	52	272	0
DomainName, Inc.	8,467	1,340	9,807	32
Domaininnovations, Incorporated	998	102	1,100	3
DomainPeople, Inc.	125,758	17,704	143,462	11,784
DomainPlaza.ca Inc.	291	40	331	0
DomainPro, Inc.	791	117	908	0
DomainProcessor.com	3,733	616	4,349	107
DomainRegistry.com, Inc.	8,637	1,174	9,811	467
Domains2be.com Inc.	271	58	329	0
Domainscape.ca Inc	236	44	280	2
DomainsCostLess.ca Inc.	290	43	333	2
Domainz Limited	610	76	686	2

第1部 第2章 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

The following information is provided as required by the ICANN/VeriSign Registry Agreements (.com, Section 8; and Appendix T for both agreements). As stated in Appendix T, the following information "shall be kept confidential by ICAN report relates."				
Total REGISTRATIONS in the VeriSign Registry Database and NAME SERVER COUNT as of November 30, 2004				
REGISTRAR	COM	NET	Total Names	Name Servers
DomainZoo.com, Inc.	5,988	1,232	7,220	235
DomReg Ltd.	29,543	6	29,549	33
Domus Enterprises LLC dba DOMUS	305	5	310	0
DotForce Corp. d/b/a DotForce.com	2,451	436	2,887	13
Dotster, Inc.	553,943	91,113	645,056	48,001
Dropoutlet, Incorporated	984	108	1,092	0
Eastern Communications Co., Ltd.	3,137	303	3,440	206
easyDNS Technologies, Inc.	23,459	4,008	27,467	1,068
Easyspace LTD	120,023	19,541	139,564	3,605
eBrandSecure, LLC	746	237	983	34
eMarkmonitor Inc. dba Markmonitor	45,491	10,927	56,418	1,018
Emily Names Domains, Inc.	1,160	141	1,301	0
EnCirca Inc	1,972	303	2,275	44
Enetica PTY Ltd	8,062	1,107	9,169	362
Enetregistry, Inc	167	37	204	23
eNom, Inc.	2,604,679	445,489	3,050,168	157,457
eNombre Corporation	995	114	1,109	4
EPAG DOMAINSERVICES GmbH	8,399	2,450	10,849	430
Esoftwiz, Inc.	1,618	286	1,904	14
Extra Threads Corporation	1,045	131	1,176	8
ExtremeDomains.ca, Inc.	294	51	345	2
Fabulous.com Pty Ltd.	354,388	5,998	360,386	5,354
Fiducia LLC, Latvijas Parstavnieciba	1,901	182	2,083	2
Fireman.Org Fund dba Fireman.Org	359	57	416	0
Firstserver, Inc.	6,515	1,121	7,636	500
freenet Cityline GmbH	410	184	594	18
Fushi Tarazu, Incorporated	930	107	1,037	0
Future Media Network K.K.	1,562	260	1,822	11
Gabia, Inc.	105,424	33,479	138,903	16,354
Gabia, Inc. (2)	260	40	300	0
GANDI	276,055	66,034	342,089	29,964
Get SLD, Inc.	1,095	122	1,217	3
GKG.Net, Inc.	104,762	18,620	123,382	14,595
Global Media Online, Inc	171,204	36,252	207,456	31,073
Globedom Datenkommunikations GmbH	6,260	1,733	7,993	713
Go Daddy Software, Inc.	4,128,221	559,889	4,688,110	180,984
GotNames.ca Inc.	238	48	286	0
Gunga Galunga, Incorporated	1,039	108	1,147	0
H. J. Linnen Associates Ltd.	595	79	674	5
HANGANG Systems, Inc. d/b/a doregi.com	31,468	8,954	40,422	8,150
HiChina Web Solutions (Hong Kong) Limited	81,843	11,593	93,436	515
I.D.R. Internet Domain Registry Ltd.	2,067	249	2,316	194
iHoldings.com, Inc. d/b/a Dotregistrar.com	612,850	81,803	694,653	15,033
In2Net Network, Inc. dba iRegister.com	58,775	7,639	66,414	88
Inamepro dba Dynadot	2,054	533	2,587	135
INAMES Corp	38,792	13,770	52,562	7,947
Indirection Identity Corporation	961	88	1,049	4

第1部 第2章 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

The following information is provided as required by the ICANN/VeriSign Registry Agreements (.com, Section 8; and Appendix T for both agreements). As stated in Appendix T, the following information "shall be kept confidential by ICAN report relates."				
Total REGISTRATIONS in the VeriSign Registry Database and NAME SERVER COUNT as of November 30, 2004				
REGISTRAR	COM	NET	Total Names	Name Servers
Initial Online Limited	615	108	723	24
Innerwise, Inc. d/b/a ItsYourDomain.com	485,599	58,095	543,694	12,520
Inter China Network Software (Beijing) Co., Ltd.	13	6	19	0
Interactive Telecom Network, Inc.	1,315	128	1,443	2
Intercosmos Media Group, Inc. d/b/a directNIC.com	913,071	117,056	1,030,127	44,315
Interdomain, S.A.	43,899	7,933	51,832	805
Internet Internal Affairs Corporation	1,079	142	1,221	0
Internetters Limited	35,564	3,671	39,235	144
iSenshu LLC dba Aloha Web Services	1,252	134	1,386	6
JJH Investments, L.L.C	1,186	125	1,311	2
Key-Systems GmbH	161,998	50,995	212,993	6,678
Korea Information Certificate Authority 2	1,409	197	1,606	3
Korea Information Certificate Authority Inc dba DomainCA	10,640	1,612	12,252	382
Ladas Domains LLC	55	18	73	3
Le Grand Nom, Inc	1,141	138	1,279	0
Lead Networks Domains Pvt. Ltd.	614	73	687	25
Ivedoor Co.,Ltd.	2,518	731	3,249	225
Mark Barker Incorporated	225	47	272	0
Melbourne IT, Ltd. d/b/a Internet Names Worldwide	1,769,149	284,887	2,054,036	93,933
Mobile Name Services, Inc.	4,890	564	5,454	36
Moniker Online Services, Inc.	390,312	38,835	429,147	1,591
MPS Technosoft d/b/a signdomains.com	8,172	1,193	9,365	238
Name Intelligence, Inc	6,347	747	7,094	38
Name Nelly Corporation	197	38	235	0
Name Share, Inc	556	125	681	3
Name Thread Corporation	209	39	248	0
Name.com LLC	14,289	2,207	16,496	314
Name2Host, Inc. dba name2host.com	7,623	1,368	8,991	17
NAMEBAY	59,880	10,989	70,869	2,964
NameEngine, Inc.	13	13	26	7
NameKing.com, Inc.	254,842	12,512	267,354	7
NamesBeyond.Com	3,059	437	3,496	189
NameScout Corp	49,635	7,427	57,062	3,929
NamesDirect.Com, Inc.	165,862	30,388	196,250	10,013
NameSecure.com	131,004	20,472	151,476	2,415
NameStream.com, Inc.	454	59	513	0
Nameview, Inc.	1,726	229	1,955	2
NeoNIC OY	1,696	159	1,855	0
Nerd Names Corporation	208	24	232	0
Netbenefit PLC aka NetNames	62,843	14,960	77,803	507
Netpia.com, Inc.	36,642	10,635	47,277	4,867
NetTuner Corp. dba Webmasters.com	1,412	160	1,572	115
Network Solutions, LLC.	5,270,932	770,174	6,041,106	406,660
New Dream Network, LLC	15,924	2,483	18,407	56
NJ Tech Solutions, Inc. dba Expertsrs.com	411	75	486	6
Nom Infinitum, Incorporated	1,047	121	1,168	0
Nominalia Internet S.L.	32,801	5,446	38,247	799
NORDNET	90,246	6,346	96,592	388

第1部 第2章 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

The following information is provided as required by the ICANN/VeriSign Registry Agreements (.com, Section 8; and Appendix T for both agreements). As stated in Appendix T, the following information "shall be kept confidential by ICAN report relates."				
Total REGISTRATIONS in the VeriSign Registry Database and NAME SERVER COUNT as of November 30, 2004				
REGISTRAR	COM	NET	Total Names	Name Servers
Omnis Network, LLC	47,270	8,386	55,656	2,344
Online Orders Network LLC dba Registernames.com	482	74	556	2
OnlineNIC, Inc.	625,868	101,144	727,012	29,632
OVH	98,876	21,838	120,714	8,549
pairNIC	45,653	6,648	52,301	1,842
Parava Networks Inc dba RegistrataYa.com nAame.com	47,218	8,246	55,464	3,633
PrimeDomain.ca Inc.	271	48	319	3
Primus Telco Pty Ltd dba PrimusDomain/PlanetDomain	70,713	12,245	82,958	5,755
PSI-Japan, Inc.	24,653	4,398	29,051	5,112
PSI-USA, Inc.	141,398	46,723	188,121	3,191
R&K GlobalBusinessServices, Inc. dba 000Domains.com	105,651	11,829	117,480	4,977
R. Lee Chambers Company LLC	1,643	240	1,883	52
Rebel.com Services Corp.	2,824	406	3,230	9
Register.com (2)	1,761	203	1,964	24
register.com, Inc.	2,121,359	332,626	2,453,985	102,712
Register.it SPA	40,132	8,553	48,685	691
Registration Technologies, Inc.	79,271	23,662	102,933	196
RJG Ventures, L.L.C.	1,252	108	1,360	8
rockenstein AG	736	328	1,064	8
SafeNames Ltd	12,613	2,148	14,761	242
Schlund+Partner AG	867,781	240,677	1,108,458	8,980
Secura GmbH	3,971	1,160	5,131	243
SicherRegister Incorporated	207	32	239	0
Sipence, Inc.	4,683	576	5,259	41
Sitename.com LLC	1,054	125	1,179	0
Solis Corporation dba Japan Registry	377	43	420	0
South America Domains Ltd. dba namefrog.com (1)	262	40	302	0
Spot Domain LLC dba Domainsite.com	46,139	19,115	65,254	1,452
Sssasss Incorporated	201	27	228	0
Stargate.com, Inc.	123,500	16,267	139,767	8,439
Tahoe Domains, Inc.	412	70	482	1
That Dam Name, Inc.	1,187	137	1,324	0
The Name It Corporation dba NameServices.net	92,938	13,640	106,578	5,155
The Registry at Info Avenue d/b/a IA Registry	134,488	7,305	141,793	514
TheGreatDomain.ca Inc.	249	57	306	2
TLDs, LLC dba SRSplus	156,139	27,014	183,153	7,084
Today and Tomorrow Co. Ltd.	23,185	7,775	30,960	2,593
Todaynic.com, Inc.	1,274	342	1,616	4
Total Calories, Inc.	1,154	138	1,292	0
TotalRegistrations	48,039	10,220	58,259	2,763
Transecute (I) Pvt. Ltd	893	126	1,019	3
Transecute Inc. dba Answerable.com	473	73	546	1
Transpac	26,117	3,202	29,319	646
Tucows Inc.	3,134,445	543,556	3,678,001	155,226
Tuonome.it Srl	4,530	864	5,394	91
Universal Registration Services, Inc.	9,152	1,470	10,622	116
USA Webhost	1,012	142	1,154	6
Valley Apples, Inc.	1,254	134	1,388	4

第1部 第2章 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

The following information is provided as required by the ICANN/VeriSign Registry Agreements (.com, Section 8, and Appendix T for both agreements). As stated in Appendix T, the following information "shall be kept confidential by ICAN report relates."				
Total REGISTRATIONS in the VeriSign Registry Database and NAME SERVER COUNT as of November 30, 2004				
REGISTRAR	COM	NET	Total Names	Name Servers
Vedacore, Inc.	1,669	201	1,870	5
Virtual Internet Plc.	1,075	124	1,199	7
Vivid Domains, Inc	2,385	303	2,688	8
W. G. B. Registry, Inc.	1,197	121	1,318	1
Walela Brook, Inc	1,203	123	1,326	4
Web Commerce Communications Limited dba WebNic.cc	59,872	8,270	68,142	2,778
Web Service Company, Inc.	347	52	399	24
Webagentur.at Internet Services GmbH dba domainname.	601	132	733	1
Whoistoolbar.com Corp	266	41	307	3
Wild West Domains, Inc.	703,225	94,653	797,878	24,749
Wooho T&C Co., Ltd. d/b/a rgnames.com	14,948	3,876	18,824	1,233
WorldNames.ca Inc.	280	55	335	2

第1部 第2章 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

.org レジストラ別ドメイン名登録数一覧（2004年11月時点）

Registrar ID	Registrar Name	Total Domain Names	Total Name Servers
5079-OD	#1 Domain Names International	565	2
5253-CM	@Com Technology, LLC	1,496	79
5001-7N	007 Names, Inc	519	3
5003-ED	123 Easy Domain Names	3,351	16
5157-OR	123 Registration, Inc.	583	7
6133-NB	1-877namebid.com LLC	2	0
5005-OD	1stDomain.Net	1,055	71
5145-AT	A Technology Company, Inc	353	25
5011-AQ	AAAQ.com Inc.	13,491	400
5013-AA	Abacus America Inc dba Names4Ever	21,239	257
5235-NN	ABR Products Inc. dba Nitin Networks	2,483	65
5181-AC	Active ISP ASA	5,292	12
5015-AC	Address Creation	1,626	30
6057-AI	Advantage Interactive LTD	7	0
6111-AH	Aim High! , Inc. dba Get Yer Name!	1	0
5017-AR	Alices Registry Inc.	85	6
5019-AD	Alldomains.com	8,870	159
5295-AG	AllGlobalNames, S.A.	933	10
5021-AW	AllWest Communications, Inc.	2,063	118
5023-AO	America Online, Inc	1,316	4
5289-AI	Arsys Internet, S.L. dba nicline.com	8,847	81
5143-SI	ASCIO Technologies, Inc	20,260	70
5025-BB	BB Online	1,571	32
6103-BI	Beijing Innovative Linkage Technology Ltd.	589	40
6109-BR	Best Registration	222	3
6049-BC	Bizcn.com, Inc.	4,238	25
6077-BR	Blue Razor Domains, Inc.	2,737	32
5203-BH	Blueberry Hill Communications Inc. dba 4domains.com	1,462	18
5193-BM	Book My Name SAS	4,766	95
5027-BR	Bulk Register	98,813	1,509
6059-CN	CADiware AG	290	8
5209-CN	Capital Networks	2,210	117

第1部 第2章 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

Registrar ID	Registrar Name	Total Domain Names	Total Name Servers
5191-CA	Catalog.com, Inc	4,609	38
6125-CN	COMITNET AB	75	0
5031-CD	Computer Data Networks	91	6
5033-CO	CORE Internet Council of Registrars	31,164	301
5035-CD	Corporate Domains, Inc.	1,089	52
5215-CA	Cronon AG Berlin Niederlassung Regensburg	46,719	91
5037-CC	CSL Computer Service Langenbach GmbH	46,278	1,513
5261-CD	Cyidentity, Inc.	410	8
5269-DT	Deutsche Telekom AG	5,941	37
5041-DR	Direct Information PVT Ltd.	22,578	1,408
5249-DC	Dodora Unified Communications Inc.	1,139	4
5315-DI	Domain - ITI, Inc	254	6
5043-DB	Domain Bank Inc.	12,782	154
6099-DC	Domain Contender, LLC	4,365	0
6051-DM	Domain Monkeys, LLC	2	0
5273-DN	Domain Name Inc.	572	1
5047-DP	Domain People Inc.	10,330	511
5051-DM	Domain Registration Services	2,840	153
5227-DN	Domain The Net Technologies Ltd.	172	0
5045-DI	DomainInfo AB	3,773	133
5053-DA	DomainRegistry.com Inc.	1,141	39
5171-DZ	Domainzoo.com Inc.	450	13
5271-DF	DotForce Corp	29	0
5055-DT	Dotster Inc.	68,419	3,691
6047-ES	easyDNS Technologies Inc.	3,523	103
5059-EL	Easyspace Limited	11,378	120
5061-EM	EmarkMonitor Inc.	7,669	18
5063-OE	Enamecompany.com Inc dba 1eName Co	1,923	54
5259-EC	Encirca Inc.	218	2
6073-ER	Enet Registry, Inc.	24	0
5065-EN	eNom Inc.	229,692	6,365
5067-EP	EPAG Domainservices GmbH	1,282	7
5263-FC	Fabulous.com Pty Ltd.	5,348	15

第1部 第2章 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

Registrar ID	Registrar Name	Total Domain Names	Total Name Servers
6067-FS	Firstserver, Inc.	728	26
5095-MC	Freenet CityLine GmbH dba Freenet Datenkommunikations GmbH	42	0
5219-FU	Funpeas Media Ventures	451	23
5375-FM	Future Media Network	77	0
5159-GA	Gabia Inc.	9,970	855
5069-GC	Gal Communication (CommuniGal) Ltd.	1,634	98
5071-GS	Gandi SARL	53,904	4,814
5327-GK	GKG.NET, INC. (Formerly GK Group L.L.C.)	12,862	678
5073-GM	Global Media Online Inc. dba Discount-Domain.com and Onamae.com	13,080	1,092
5075-GD	Globedom Datenkommunikations GmbH, dba Globedom	870	17
5173-GO	Go Daddy Software, Inc.	371,845	9,309
5077-HS	Hanqang Systems Inc. dba Doregi.com	3,825	364
5081-ID	I.D.R. Internet Domain Registry LTD	98	25
5223-IH	iHoldings.com, Inc. dba Dotregistrar.com	46,847	777
6055-IN	In2net Network, Inc.	5,722	10
6065-IP	Inamepro dba Dynadot	203	17
5293-IN	INAMES Corp. (Korea)	2,005	310
6081-IN	Initials Online Limited	48	1
5163-IW	InnerWise Inc. dba ItsYourDomain.com	25,879	359
5083-IM	Intercosmos Media Group Inc.	73,436	2,359
5085-IN	Interdomain S.A.	3,917	56
5195-IN	Internetters Limited	1,162	4
5091-KS	Key-Systems GmbH	28,176	314
5251-KI	Korea Information Certification Authority Inc.	195	36
6117-LD	Ladas Domains LLC.	19	0
5093-MI	Melbourne IT, Ltd. dba Internet Names Worldwide	179,737	5,866
5291-MO	Moniker Online Services Inc.	21,478	114
6093-NM	Name.com, LLC	462	45
5097-NB	Namebay	6,936	150
5229-NE	NamesBeyond.Com	151	9
5103-NS	NameScout Corp.	6,337	176
5175-ND	Namesdirect Inc.	20,124	829
5105-NA	NameSecure, L.L.C.	17,169	91

第1部 第2章 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

Registrar ID	Registrar Name	Total Domain Names	Total Name Servers
5109-NB	NetBenefit plc aka NetNames	10,803	7
5213-NP	Netpia.com Inc.	5,293	206
5117-NS	Network Solutions LLC	658,574	26,095
5345-ND	New Dream Network, LLC	2,048	5
5169-NM	Nominalia Internet	3,826	27
5115-NN	Nordnet	7,373	53
5197-ON	Omnis Network LLC	4,855	197
5119-ON	OnlineNIC Inc.	41,478	975
5267-OV	OVH SARL	13,868	472
5201-PN	pair Networks Inc. dba pairNIC	7,916	134
5121-PN	Parava Networks Inc. dba RegistrareYa.com and nAName.com	3,844	66
5265-PT	Primus Telecommunications (Aust) Pty Ltd	6,290	178
5125-PJ	PSI Japan	1,658	170
5127-PU	PSI-USA, Inc. dba Domain Robot	25,463	136
6061-RL	R Lee Chambers Co. LLC	425	2
5129-RK	R&K Global Business Services dba 000Domains.com	8,691	426
6085-RS	Rebel Com	183	0
5133-RC	Register.com Inc.	221,989	6,958
5245-RI	Register.IT SPA	5,183	51
5135-RT	Registration Technologies Inc.	8,599	6
6063-RS	Rockenstein AG	189	0
5257-SF	Safenames Ltd.	1,399	11
5137-SP	Schlund+Partner AG	125,465	546
5139-SE	Secura GmbH	793	0
5141-SN	SiteName	106	0
5167-DS	Spot Domain LLC dba Domainsite.com and Name.com	4,117	122
5243-SC	Stargate.com, Inc.	9,382	429
5101-NI	The NameIT Corporation dba NameServices.net	9,345	250
5217-TR	The Registry at Info Avenue dba IA Registry	5,211	25
5165-DD	TierraNet Inc. dba DomainDiscover	46,036	943
5147-TL	TLDs L.L.C. d/b/a SRSPlus	13,555	260
5285-TT	Today and Tomorrow Co. Ltd.	1,304	98
6143-TN	Todaynic.com, Inc.	46	0

Registrar ID	Registrar Name	Total Domain Names	Total Name Servers
5149-TW	TotalRegistrations dba Total Web Solutions	4,568	78
6121-TP	Transecute (India) Private Limited	18	0
6127-TA	Transecute, Inc. dba Answerable.com	14	0
5007-TU	Tucows Inc.	365,240	10,738
5275-UR	Universal Registration Services, Inc.	516	8
5277-WC	Web Commerce Communications Limited	2,777	89
6101-WS	Web Service Company Inc	68	0
5237-WW	Wild West Domains, Inc.	55,883	1,021
5153-WT	Wooho T&C	288	11
5231-XI	Xin Net Technology Corporation	5,635	202
5155-YN	YesNIC Cov LTD	9,291	724
Total		3,346,608	98,680

第1部 第2章 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

.info レジストラ別ドメイン名登録数一覧（2004年11月時点）

Registrar Name	Total
#1 Domain Names International	2,975
@Com Technology, LLC	199
007 Names	857
1 eName Co	753
123 EasyDomain	739
123 Registration Inc.	218
1st Domain.net	1,202
A Technology Company	3
Aaaq.com	15,562
Abacus American Inc.	3,284
Active ISP	2,638
Address Creation	242
Aim High Inc.	133
Alice's Registry Inc.	179
All West Communications Inc.	500
Alldomains	5,256
AllGlobalNames, S.A.	22
Arsys Internet SL dba NICLINE.COM	8,126
Asco Inc.	23,849
BB Online UK Ltd	500
Best Registration Services, Inc. dba BestRegistrar.com	417
Bizcn.com, Inc.	14,244
Blue Razor Domains	1,717
Blueberry Hill Communications	1,006
Book My Name SAS	685
Bulkregister	33,284
Cadiware AG	150
Capital Networks	234
Catalog.com	1,166
Central Registrar	62
Cominet AB	147
CORE Internet Council of Registrars	26,575
Corporate Domains	2,546

Registrar Name	Total
Cronos AG	40,609
CSL Computer Service	34,014
Cyidentity, Inc.	206
Deutsche Telekom AG	6,892
DevelopersNetwork.com	35
Direct Information Pvt. Ltd.	7,219
Dodora Unified Communications, Inc.	278
Domain Bank Inc.	8,131
Domain Discover	27,965
Domain Info	3,935
Domain Monkeys LLC	1
Domain People, Inc.	4,596
Domain Registration Services	1,530
Domain Registry.com Inc.	41
Domain The Net	66
Domainname Inc.	108
DomainZoo.com, inc	416
DotForce Corp.	2
Dotster	125,807
easyDNS Technologies Inc.	429
Easyspace Ltd.	10,057
eMarkMonitor	5,778
Encira Inc.	320
eNom, Inc.	102,991
Epag Domainservices GMBH	1,972
Fabulous.com	196
Fiducia LLC Latvijas Parstavnieciba	365
Firserver Inc.	543
Gabia	8,048
Gai Communications Ltd.	7,937
Gandi Sarl	13,478
GKG NET, Inc.	1,233
Global Media Online Inc	7,539
Globedom Datenkommunikations GmbH	3,314

Registrar Name	Total
Go Daddy Software Inc.	160,144
Hangang System Inc.	302
IDR Internet Domain Registry	166
iHoldings.com	16,622
In2net Network Inc., A British Columbia Corporation	1,540
Inamepro	158
INames Corp.	50
Innerwise	11,477
InterCosmos Media Group, Inc.	27,926
InterDomain SA	1,192
InterMatters Limited	1,211
Key-Systems GmbH	161,499
Ladas Domains LLC	34
MelbourneIT	67,192
Mobile Name Services, Inc.	1
Moniker Online Services Inc.	15,424
Name Bay	5,091
Name Intelligence, Inc.	1
Name.com LLC	103
NameEngine	22
NamesBeyond.Com	818
NameScout Corp	139,612
NamesDirect.com	53,222
NameSecure L.L.C.	40,036
NetNames/NetBenefit	6,910
Netpia.com, Inc.	26
Netpia.com, Inc.	851
Netsearchers	13
Network Solutions	125,697
New Dream LLC	166
Nitin Networks	1,183
Nominalia Internet S.L.	4,030
NordNet	3,729
Omnis Network, LLC	1,222

Registrar Name	Total
Online Orders Network LLC	1
OnlineNIC, Inc.	8,554
OVI SARL	1,472
Pair Networks Inc.	1,123
Paraza Networks Inc.	2,985
Primus Telecommunications (Aust) Pty Ltd.	8,088
PSI Japan	767
PSI-USA, Inc. dba Domain Robot	39,427
R&K000Domains.com	4,549
R. Lee Chambers Company LLC	12
Rebel.com Services Corp	340
Register IT SPA	1,479
Register.com	62,645
RegistrarsAsia	267
Registration Technologies	821
Rockenstein AG	504
Safe Names LTD	828
Schlund + Partner AG	195,553
Secura GmbH	2,607
Spence, Inc.	887,838
SiteName	3,232
Spot Domain LLC dba Domainsite.com and Name.com	111,084
Stargate Communications Inc.	760
The Name IT Corporation dba NameServices.net	2,166
TLDS, Inc.	8,104
Todaynic.com, Inc.	6
Total Web Solutions	9,046
Transpac	133
Tucows Inc.	109,055
Web Commerce Comm.	474
Webagentur.at	4,064
Wild West Domains	27,553
Wooho	256
Xin Net Corp	129
YesNIC Co., Ltd	15,139
Total	2,934,331

.biz レジストラ別ドメイン名登録数一覧（2004 年 11 月時点）

Registrar Name	Total Domains
#1 Domain Names International, Inc.	512
@Com Technology, LLC	264
007 Names, Inc.	735
1 eName Co	1,310
123 Registration, Inc.	629
1-877 Namebid.com LLC	4
1stDomain.Net	877
AAAQ.com, Inc.	2,518
Abacus America, Inc. d/b/a Names4Ever.com	4,495
Active ISP ASA	1,647
Address Creation	250
Alice's Registry, Inc.	58
All West Communications, Inc. (d.b.a. AWRegistry)	495
Alldomains.com Inc.	5,811
Allglobalnames SA	96
Arsys Internet SL dba Nicline.com	1,201
Ascio Technologies Inc.	14,400
AusRegistry Group Pty Ltd	261
BB Online UK Limited	484
Best Registration Services, Inc. dba BestRegistrar.com	43
Blue Razor Domains, Inc.	2,824
Blueberry Hill Communications, Inc. (d.b.a. Bluehill.com)	2,280
BookMyName.com	736
BulkRegister.com, Inc.	23,506
CADiware AG	80

第1部 第2章 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

Registrar Name	Total Domains
Capital Networks Pty, Ltd.	124
Catalog.com, Inc.	1,295
Comitnet AB	52
Communi Gal Communications Ltd.	2,813
CORE Internet Council of Registrars	12,638
Corporate Domains, Inc.	3,069
Cronon AG	11,649
CSL Computer Service (d.b.a. Joker.com)	20,908
Cyidentity, Inc.	906
Deutsche Telekom AG	5,573
Direct Information Pvt. Ltd., (d.b.a. DirectI.com)	6,810
Dodora Unified Communications, Inc.	292
Domain Bank, Inc.	5,423
Domain People	4,419
Domain Registration Services	717
Domain The Net Technologies, Ltd.	77
DomainDiscover	10,382
Domaininfo AB	2,729
Domain-It!, Inc.	33
Domainname, Inc.	96
DomainZoo.com, Inc.	103
DotForce Corp.	5
Dotster	12,902
easyDNS Technologies, Inc.	514
EasySpace Ltd.	6,023
EchoKorea, Inc. d.b.a. DomainRG	251
eMarkmonitor, Inc.	5,426
Encirca, Inc.	271
eNom, Inc.	95,104
EPAG Domainservices	82
Firstserver, Inc.	33
FUNPEAS MEDIA VENTURES, LLC	292
Gabia Inc.	3,945
GANDI SARL	8,467
GKG.Net	518
Global Media Online Inc.	4,290
Globedom Datenkommunikations GmbH	393
Go Daddy Software, Inc.	190,501

第1部 第2章 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

Registrar Name	Total Domains
Hangang Systems, Inc. d/b/a Doregi.com	644
I.D.R. Internet Domain Registry, Ltd.	406
iHoldings.com, Inc. d/b/a DotRegistrar.com	14,714
In2Net Network Inc. dba iRegister.com	446
InamePro dba Dynadot	54
Inames Corp.	183
InnerWise, Inc. d.b.a. ItsYourDomain.com	8,334
Intercosmos Media Group, Inc. d.b.a. DirectNIC.com	20,025
Interdomain, S.A.	912
Interletters Limited	1,411
Key-Systems GmbH	16,570
Ladas Domains LLC	14
Melbourne IT d/b/a Internet Names World Wide	70,229
Moniker Online Services, LLC	10,050
Name.com	33
Namebay SAM	2,779
Namescout.com	3,276
Namesdirect.com, Inc.	2,947
NameSecure.com, Inc.	5,329
NameServices.net	2,231
NetBenefit d/b/a NetNames	7,156
Netpia.com, Inc.	1,846
Network Solutions Inc.	134,190
Nitin Networks	1,245
Nominalia Internet SL	3,282
Nordnet	2,771
Omnis Networks, LLC.	1,479
OnlineNIC, Inc. d/b/a China-channel.com	6,217
OVH SARL	481
Pair Networks Inc.	940
Parava Networks, Inc.	1,607
Primus Telecommunications Pty Ltd.	1,929
PSI USA	10,867
PSI-Japan, Inc.	462
R&K Global Business Services, INC. (000domains.com)	2,567
Register .IT Spa	79
Register.com	78,568
Registration Technologies, Inc.	532

第1部 第2章 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

Registrar Name	Total Domains
Rockenstein AG	147
Safenames Ltd	665
Schlund + Partner AG	51,421
Secura GmbH	1,776
Signature Domains	695
SiteName.com, LLC	132
Spot Domain LLC	446
The Registry at Info Avenue	1,033
TLDs Inc.	8,653
Todaynic.com Inc.	10
Total Web Solutions d.b.a. Total Registrations	3,980
TRANSPAC	274
Tucows Inc.	91,263
Web Commerce Communications, Ltd.	975
Webgentur.at Internet Services	4
Wild West Domains, Inc.	35,398
Wooho T&C Co. d/b/a RGNames.com	708
Xin Net Corp	814
YesNIC Co., Ltd.	4,518

参考資料

(2) “Strategy: Introduction of New Generic Top-Level Domains” 翻訳

戦略：新たな分野別トップレベルドメインの導入

ICANN

2004年9月30日

はじめに

新たな分野別トップレベルドメイン（gTLD）創設のための適切なプロセスとポリシーの策定は、ドメイン名登録サービスの提供における選択肢と競争の育成には不可欠であり、ICANNの核となる価値を推進するためにも重要です。1998年のICANN設立以来、新gTLDはICANN内および幅広いインターネットコミュニティにおいて議題となってきました。

ICANNは、インターネットの安定性およびセキュリティを維持するための予見可能で容易、明確かつ客観的な手続きを用いて、新gTLDを選定するための幅広い戦略を策定し実施することに尽力しています。ICANNによる過去のgTLDの導入は2000年の「概念の検証」（proof of concept）実験にとどまっており、それにより7つの新gTLDが導入される結果となりましたが、今年度は一部のgTLDに焦点を絞り、10のスポンサー付きTLD（sTLD）の申請を検討しています。

新たなgTLDのための戦略の実施において取り組むべき問題は複雑であり、技術面、経済面、運用面、法律面および公共政策などの要素が関係してきます。さらに世界中のインターネット業界の関係者が戦略実施への参加へ関心を寄せるでしょう。したがって、ICANNには、新gTLDの導入を成功させるために必要なすべての手順を網羅した、予見可能かつ明確な戦略を提案する責務があるのです。

背景と歴史

トップレベルドメインのネームスペース拡張という目標は、ICANNの設立以前にも存在していました。米国政府の「Statement of Policy, Management of Internet Names and Addresses（インターネットの名前およびアドレスの管理に関するポリシー声明）」63 Fed. Reg. 31741（1988年）（一般に「ホワイトペーパー」と呼ばれているもの）には、インターネットの名前およびアドレスシステムの管理を担う、インターネット関係者による新たな非営利組織の“目的”を定めるセクションとして、以下が記載されています。

第1部 第2章 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

目的。新法人は、最終的には、ドメインネームシステムの調整に関連した一連の機能を管理し実行するための権限を持つべきである。これには以下の事項について必要となる権限が含まれる。

- 1) 地域インターネット番号レジストリに対する IP 番号ブロック割り振りのためのポリシーを策定し、その指示をすること
- 2) 権威あるインターネットルートサーバシステムの運用を監視すること
- 3) 新たな TLD がルートシステム¹に追加されるための条件を決定するポリシーを監督すること[この点を特に強調]
- 4) インターネットの全世界的な接続性を維持するために必要となるインターネットに関する他の技術的パラメータの割り当ての調整を行うこと

新 gTLD のルートシステムへの追加は、グローバルなインターネットの一意の識別子のシステムの調整という ICANN の重要な使命に含まれます。また、市場メカニズムの利用やドメイン名登録における競争の促進など、ICANN の核となる価値にも符合しています。非営利公益組織としての ICANN の目標は、インターネットの一意の識別子のシステムから派生する公共の利益を最大化することにあります。ルートレベルのドメイン名レジストリを開設するための戦略を適切に実施することで、競争は促進されユーザーの選択肢も広がり、グローバルインターネットコミュニティにとっての公益は増加します。

ルートレベルにおけるドメイン名レジストリの開設

インターネットのドメインネームシステムのルートレベルにおいてオープンなレジストリを開設することは、複雑で大掛かりなプロジェクトです。ICANN は、グローバルなインターネットの安定性およびセキュリティを維持するための容易、明確かつ客観的な手続きを用いて、新 gTLD を選定するための予見可能な戦略を定義し実施することに尽力しています。これは、ICANN が新 gTLD の割り当ておよび導入のプロセスを開始する準備をしていることを意味しています。（現在インターネットのルートゾーンファイルには、運用中の TLD が 266 登録されています。内訳は 15 の gTLD、および 241 の ccTLD です。）

かつて DNS は国コード TLD と 8 つの gTLD (.arpa/.com/.edu/.gov/.int/.mil/.net/.org)

¹ ルートシステムへ新たな gTLD を追加する責務については、米国商務省と ICANN が交わした MOU (覚書) にも記載されており、それによると ICANN は「容易、明確かつ客観的な手続きを用いて、新トップレベルドメイン (TLD) の導入プロセスを継続」する責務を負っています。

に限定されていましたが、この戦略は、新 gTLD の導入によりインターネットのルートレベルドメイン名レジストリを拡張する、というロードマップの提供を意図して作成されています。

新 gTLD 導入のための将来計画の一環として、2000 年 11 月の初期の「概念の検証」期間中に新たなトップレベルドメインを開始した 7 つの組織の経験に関して、ICANN は最近調査を行いました。これらの組織が開始した新 gTLD は、.aero (航空運輸業界用)、.biz (ビジネス用)、.coop (共同組合用)、.info (制限なし)、.museum (博物館、美術館等用)、.name (個人用)、および .pro (専門家用) です。

これらの新たな gTLD レジストリオペレータやスポンサーが直面した問題には、登録の割り当て方法の決定、人気のある登録名への希望殺到の処理、サイバースクワッシングに関連する消費者の混乱回避手段の構築、特定の文字列への権利に関する紛争処理などが含まれていました。

このような過去の経験から学ぶため、新 gTLD の導入に関して貴重な見識や考察が盛り込まれたレポートや提案書が、今年になって学術関係や国際機関を含む ICANN コミュニティから提供されました。

技術的な影響や消費者側の利益に関するレポート (現在作成中) も、gTLD の導入がネームスペースやそれに伴う市場へ与える影響を理解する上で役立つでしょう。

本書で概説された戦略に続き、ドメイン名レジストリを新設した組織が直面した類似の問題に対する回答をまとめるために、今後数ヶ月に渡って ICANN コミュニティの助力が求められるでしょう。それらの問題には、登録の最適な割り当て方法、新 gTLD への希望殺到に対する最適な対処方法、gTLD の特定の文字列への権利主張の対立への最適な対処方法などがあります。さらに、ICANN およびグローバル化したインターネットが直面している新たな問題として、国際化文字集合を用いた文字列 (IDN) の登録への要求にいかに対応するか、ICANN の公益の使命を推進する上で最善の割り当て方法はどれか、などの問題があります。

以下の戦略は、インターネットのルートレベルにおけるドメイン名レジストリの開設につながるものです。これはコミュニティの意見を収集し問題点を分析するためのプロセスであり、場合によってはドメイン名登録サービスの市場開放をもたらすでしょう。この戦略の実施により、コミュニティからの意見収集および問題点の分析が行われ、場合によってはドメイン名登録サービスの市場開放がもたらされるでしょう。

導入戦略

新たな「製品」となる可能性のあるすべての種類がネームスペースへの導入前に十分

第1部 第2章 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

に検討され精査されるためには、いかなる場合でも以下の戦略に従わなければなりません。例えば、sTLD は他の形態の gTLD よりもネームスペースを向上させる、ということが研究により示唆されることもあり得ます。また、DNS は IDN トップレベルドメインの実装により最も有効となる、という事実が判明することもあり得ます。

このような場合を含め、新たな「製品」となる可能性のあるすべての種類がネームスペースへの導入前に十分に検討され精査されるようにするために、以下の戦略に従わなければなりません。2004年5月4日付 OECD レポート「Generic Top Level Domain Names: Market Development and Allocation Issues (分野別トップレベルドメイン名: 市場開発および割り当てに関する問題)」や、2004年7月10日付 Summit Strategies レポート「Evaluation of the New gTLDs: Policy and Legal Issues (新 gTLD の評価: ポリシーおよび法律面の問題)」など、各種のレポートでこの件に関する議論が行われています。WIPO も知的財産権に関して同様のレポートを作成中であり、IAB、SSAC、RSSAC もインターネットのセキュリティおよび安定性についてのレポートを作成しています。他の組織でも、別の側面でのレポートを作成しています。

クアラルンプールで開催された ICANN 会議の IDN ワークショップや ICANN 事務総長下の IDN 委員会などのさまざまなワーキンググループによって、さらに別の問題も提起されています。白書、記事および協議という形で寄せられた提言によって問題点が明らかになり、整理されました。例えば、2003年10月9日付「ALAC Response to the Proposed sTLD RFP and Suggested Principles for New TLD Processes (sTLD の提案要請書および新 TLD プロセスの原則案に対する ALAC の回答)」、および1998年5月8日付 R. Preston McAfee 著「Four Issues in Auctions and Market Design (オークションおよびマーケットデザインにおける4つの問題)」などがあります。

新トップレベルドメインの開設に関連する問題

これまでに提起された重要な問題は、以下の事柄に関連しています。

- 国際化ドメイン名 (IDN) を DNS のセカンドレベルおよびサードレベルにおいて導入する経験を踏まえた上で、インターネットのトップレベルへの IDN の導入。
- 適切な割り当て方法の決定および実施。OECD では TLD の割り当て方法として、価格メカニズムの利用を最近提案しました。詳細は 2004年5月4日付「Generic Top Level Domain Names: Market Development and Allocation Issues (分野別トップレベルドメイン名: 市場開発および割り当てに関する問題)」を参照してください。価格メカニズムを取り入れた割り当て方法には、例えば以下が含まれます。

第1部 第2章 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

- オークション形式。各候補者が技術面、財務面および他の基本となる基準を満たすことができる能力を示した後、入念に企画されたオークションモデルによって gTLD を割り当てます。
 - 入札形式。適格な申請者の中から、最低価格で gTLD の運用を提示した申請者に対して gTLD を割り当てます。
 - 「美人コンテスト」形式。技術、財務、価格その他の基準に従って申請候補者を審査し、適格と認められた候補者に対して技術、財務、価格その他の面でさらに絞り込んだ審査を行います。
 - 比較選択形式。申請候補者を互いに比較し、多数の候補者の中からあらかじめ決められた数のレジストリを指名します。
 - 継続的なプログラム形式。新 gTLD 設立のための基本となる基準を継続して公開します。申請者はいつでも新 gTLD を申請できます。申請者が基準を満たしていれば、新 gTLD レジストリ設立の契約締結交渉を開始することができます。
- TLD 申請者のビジネスプランおよび資本に関する適切な審査レベルの決定
 - この戦略は提案されている gTLD のビジネスモデルの実現可能性を確保する役目を果たすべきか、あるいは、レジストリの障害時にユーザーコミュニティや DNS の完全性を保護する役目を果たすべきか？ 今日まで行われてきた議論は以下のような理由から、この戦略は障害時に登録者を保護する役目を果たすべきである、という見解を示しています。
 - 採用される審査レベルに関わらず障害は不可避である。
 - ビジネスモデルのテストはどのような場合でもある程度主観的なものである。
 - ICANN の重要な使命には障害時における DNS の保護が含まれているが、ビジネスの破綻の回避は含まれていない。
 - 各種 TLD (sTLD、制限あり TLD、制限なし TLD) について、さまざまなビジネスモデル(例：営利、非営利など)およびポリシー策定モデルの適合性を決定。
 - 選定を検討している gTLD の種類。一部の形態には、ネームスペースの拡張において他の形態よりも際立った優位性がある場合があります。TLD の種類や定義は、スポンサー付き/スポンサーなし、および制限あり/制限なしで示されます。
 - スポンサーなし gTLD は一般的に、ICANN プロセスを直接経由してグローバルインターネットコミュニティが確立したポリシーに従って運用されます。これに対してスポンサー付き gTLD (すなわち.aero、.coop、お

第1部 第2章 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

よび.museum)は、そのgTLDから恩恵を受ける小規模のコミュニティを代表するスポンサーを有しています。したがってスポンサーは、スポンサー付きgTLDに関する様々な問題に関して、委任されたポリシー策定の責任を果たします。

- 4つの制限なしスポンサーなしレジストリ(.com、.info、.net、.org)では、いかなるドメイン名でも登録することが可能です。一方、その他の制限ありスポンサーなしレジストリ(.biz、.name、.pro)では目的が制限されています。

これらの主要な問題は、すべてを網羅してはいませんが、包括的な実施を案出するために解決策が必要とされる重要な分野の多くをカバーしています。新gTLDの追加とDNSのグローバルな成長は、さらに別の検討すべき問題を生み出すでしょう。したがって、新TLD導入のための本戦略は、長期的に再利用が可能で、かつ環境の変化に適応することが可能なスタイルで構築されています。本戦略は以下のセクションで説明するプロセスの形で策定されています。これを図で示したのが図1です。

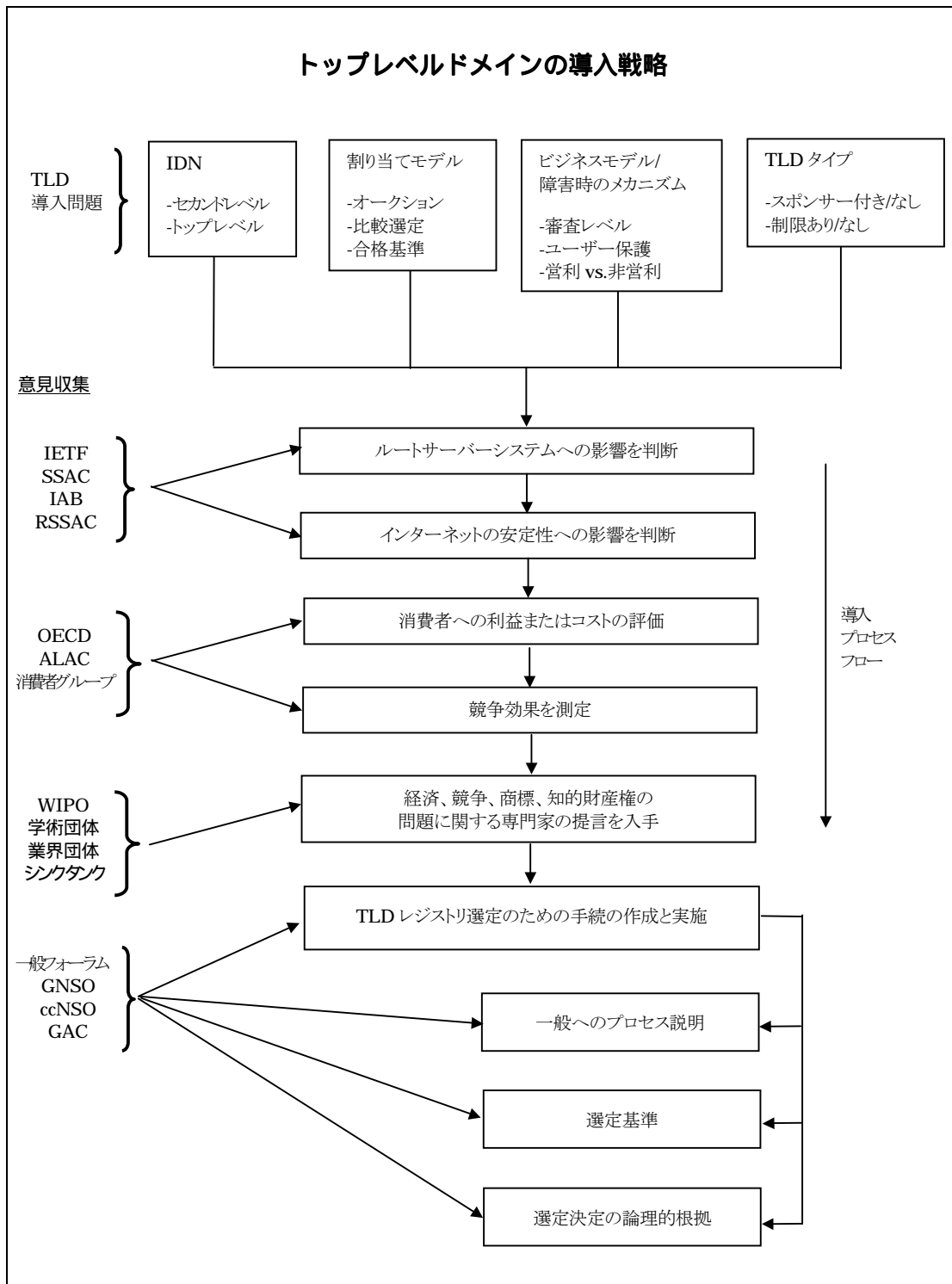


図1: 新 gTLD の導入戦略図

問題への取組みおよび解決プロセス

検討が必要となる重要な問題を確認した後、導入計画を案出するための戦略をこれらの手順に従って定義します。

第1部 第2章 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

- [なぜ問題なのか]特定された重要問題が以下の事項に対してどのような影響を及ぼすかを検討する。
 - インターネットのルートサーバーシステム、セキュリティおよび安定性
 - 競争、および消費者にとっての価値またはコスト
 - インターネットユーザーおよび消費者にとっての有用性
 - ビジネス、知的財産権および at-large などの主要な構成組織の環境
- [誰が問題に取り組むべきか]さまざまな支持組織、諮問グループ、その他の主要な構成組織および寄稿者からの意見を考慮する。
- [どのように問題に取り組むべきか]gTLD の選定につながる活動を導くための手続きの策定。手続きには、オープンで透明な方法で作成された選定/評価基準および決定の理論的根拠を含めること。

導入戦略の策定は、実例を示すことで最も良く説明することができます。例えば、現在特定されている問題の一つに、ICANN は IDN TLD をいかに割り当てるべきかという問題があります。トップレベル IDN の導入は、例えば、以下の事柄に影響を及ぼす可能性があります。

- ルートサーバーシステムの運用
- インターネットの安定性の問題（アプリケーションの互換性など）
- 市場における競争
- 知的財産権
- 文化および言語に関する懸念

以降のセクションで詳細に説明されているように、先の図1で示した戦略をこの例に当てはめることができます。

インターネット関係者による参加

問題や影響を特定した後の戦略実施の次ステップでは、ICANN の支持組織、諮問委員会および関心を持つその他の有能な関係者による積極的な関与が必要になります。これらの組織から得た意見は、各専門分野の問題解決に適用されます。

- インターネットの安定性やセキュリティに関する問題およびルートサーバーシステムへの影響について、ICANN は RSSAC、SSAC、IAB および IETF などの専門技術組織から意見を得ます。前述の IDN の例では、ルートサーバーシステ

ムの運用に関する懸念やインターネットの安定性の問題（アプリケーションの互換性など）について、これらの組織へ評価を依頼することになります。

- 消費者の利益やコストに関する問題および競争に関する効果の測定については、ICANN は消費者保護や競争に関する問題に関与している政府機関、OECD のような政府間組織、ICANN の ALAC、その他消費者諮問団体などのグループから情報を得る場合もあります。本文書で示している IDN の例では、トップレベルへの IDN 導入により実現される市場への価値をこれらのグループが説明します。得られる価値については、前述のグループから入手した技術情報に記載されているコストやリスクと照らし合わせて検討することが可能です。
- 地理的名称、知的財産権および著作権保護などの問題に関しては、ICANN は WIPO、学術関係者、業界団体、シンクタンク、コンサルタントおよび ICANN の GAC から情報を得る場合があります。IDN のケースでは、例えば WIPO が、トップレベルドメイン名が別の言語に翻訳される場合において、知的財産権の保護に関するガイダンスを提供することもあり得ます。
- シンクタンクやコンサルタントに市場の経済モデルについての提案を依頼する場合もあります。これらのグループが、割り当て方法（オークション、比較選択形式など）の問題について検討することもあります。これらのグループの意見は、競争およびその他の市場問題に対して、各種の割り当てモデルが長期的に及ぼす影響を説明します。

ICANN は、ICANN の付属定款に従ったオープンで透明な方法により、このような情報を要請、入手し、処理を行います。これには以下のプロセスが含まれます。

1. 初期の調査および評価の要請/結果の入手
 - a. 適切な調査/評価を要請する
 - b. 入手した調査結果を発表し、一般からの意見を求める
2. 初期の調査/評価に関する分析および提案の作成
 - a. 調査/評価内容の分析
 - i. さらに検討が必要な問題の特定
 - ii. 未解決の問題を適切な組織/専門家へ委ねる。未解決の問題への迅速な解決を促すために、従うべきプロセスと期限を提示する。
 - b. 一般からのコメントの分析

第1部 第2章 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

- c. 一般からのコメントに対するスタッフの分析結果を発表
- d. ICANN 理事会への報告書を作成し、必要に応じて、または付属定款の定めに従い、理事会の議決を要請する。

gTLD の選定手続きの作成

上記のプロセスにより生み出された内容を統合することで、gTLD 選定手続きの実施が可能となります。ICANN の独特な組織構造に基づき、この統合および調整プロセスでは、GNSO、ccNSO、GAC などを含む ICANN の支持組織および諮問委員会から積極的な参加がなされます。

図1に示しているように、手続きの作成には以下が必要です。

- 評価基準の特定
- プロセスについての一般への説明
- 決定の論理的根拠の作成

前述の IDN の例では、IDN の導入が DNS にもたらすさまざまな技術面、経済面その他への影響のバランスを取りながら助言を与えることが ICANN コミュニティに求められます。例えば、トップレベル IDN の導入を阻む重大な問題が技術コミュニティから報告されることがあり得ます。しかしビジネス業界や消費者コミュニティは、著しい競争の促進、登録数の増加、エンドユーザーにとっての選択肢拡大など、完全に国際化されたドメイン名から得られる多くの利点を認めるかもしれません。

意見の統合では、技術面での障害に伴うコストと消費者や市場にとっての潜在的な利益のバランスを取ることが必要となります。

IDN の概念の検証などのテストプログラムは、初期段階で収集された理論的主張を技術面および経済面の両方において検証する機会となり得ます。戦略実施プロセス中は、誰でも自由にテストプログラムを提案することができます。テストプログラムは、プロセスの初期段階において、技術団体、経済団体および政府組織が行った提案を基に作成することも可能です。

ICANN の支持組織および諮問委員会からも gTLD 選定の際に用いられる基準が提案されます。選定および評価プロセスで用いる技術面、ビジネス面およびその他の基準を確立するために、初期段階で入手した意見がまとめられます。

支持組織および/または諮問委員会の提案は、一般からの意見募集期間を経て入念に調べられ、必要に応じて修正が盛り込まれます。

さまざまな組織からのしかるべき意見、および支持組織や GAC からの提案を受け、ICANN は新 gTLD レジストリの選定手続きを策定します。これには、以下の手順が含まれます。

1. 寄せられた意見の見直しと統合、および新 gTLD 導入プロセスに関する提案の作成
 - a. GNSO、ALAC および GAC からの助言も含め外部の専門家や諮問委員会の意見を分析
 - b. 調査結果および提案ドラフトに対する一般からの意見を検討
 - c. 分析結果、提案および意見内容をまとめた報告書を ICANN 理事会へ提出するために作成
 - d. 前述のプロセス提案に従い導入手続きを採用
2. 導入結果、フィードバックおよび新たな問題発生モニタリング
 - a. 新 TLD の導入結果をモデルや想定内容に照らし合わせモニタリング
 - b. 新 TLD の運用実績を技術、ビジネス関連の諮問グループの研究結果に基づく予想と照らし合わせモニタリング

作成された手続きおよび手続きの作成に貢献した全ての検討（技術面、経済面での調査、テストプログラム、コンセンサスに基づく提案）は、手続きの元になっている特定の問題に対してのみ適用されるという点が重要です。したがって、新レジストリの導入、およびビジネスモデルや技術の発展により DNS が進化するのに伴い、新 gTLD の導入においても新たな問題を検討する必要があります。ゆえに、前述の戦略とフローを用いて、問題の変化に合わせ、導入手続きは継続的に更新されていくこととなります。

実施予定時期

この戦略は 2004 年 9 月 30 日に発表されたものですが、一般からの意見に基づいて修正が盛り込まれることもあります。商務省との間で交わした覚書（MOU）で定められた実施開始期日である 2004 年 12 月 31 日に間に合うように、修正は発表されます。

前述および図 1 で定めるプロセスは 2004 年 12 月 31 日までに開始する必要がありますが、そのうちの多くのステップは既に開始されています。OECD、SSAC、WIPO、IAB およびその他の主要な組織に対する意見要請は、図 1 に記載した導入プロセスの一環として行われています。これらのレポートは、必要に応じて、一般からの意見を求めるために発表されます。ICANN はすでにこれらのレポートの一部を入手してい

第1部 第2章 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

ます。各組織が対応可能な限り、2004年10月30日までに有意義な情報をすべて入手する予定です。

これらのレポートの統合は、ICANN スタッフ作成のレポートにより既に開始されています。これらのレポートは、割り当てモデル、IDNの使用、TLDタイプ(例、スポンサー付き/スポンサーなし)などに関する問題点を解決に導くために使用されます。(図1を参照。)問題点の統合は2004年12月31日までに終了するでしょう。そしてモデル戦略で説明されているように、コミュニティへの新たな意見募集が行われることになるでしょう。この新たな意見募集およびこれらの取組みは、さらに次の新TLDの募集を目標にして行われています。

テストプログラムが最適な情報収集方法であると認められた場合には、テストプログラムはプロセス中のどの段階においても実施することができます。

このプロセスに従うことは、主要な問題点に関してコミュニティのコンセンサスを得ることを意図しており、ICANNは新gTLD採用のための明確、透明かつ客観的なプロセスを作成することができます。

結論

本文書で説明している戦略は、米国政府が1988年に発行した「Statement of Policy, Management of Internet Names and Addresses (インターネットの名前およびアドレスの管理に関するポリシー声明)」63 Fed. Reg. 31741 (およびICANNと米国商務省の間で交わされたMOUの条件)に記載の要件を満たしています。

この戦略の実施は、ドメイン名登録サービス市場に競争および選択肢の拡大をもたらすでしょう。新gTLDの導入は明確で容易な割り当てプロセスに従って行われます。新gTLDの導入は、導入プロセスで確認された各問題について関係コミュニティの意見を取り入れることで、インターネットの安定性およびセキュリティを確保するでしょう。

この戦略は、DNSの進化に伴い発生する新たな問題へ適応するための柔軟性を備えています。またこの戦略は、市場で発生し得る変化や新たな業界標準、あるいはその他の問題へも適応することができます。

戦略実施の次の段階として、現在提供されているレポートおよび今後提供予定のレポートの分析を行います。これらのレポートでは、本文書に記載されている戦略の一環として対処すべき現時点での問題点のすべてが提起されます。

gTLDの導入に伴うすべての問題が明らかになれば、各問題を解決するために本文書

第1部 第2章 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

に記載のプロセスが用いられることとなります。技術、ビジネスおよびその他の分野のさまざまな関係者からの意見が解決につながります。コストと利益のバランスを取りつつ、インターネットコミュニティ全体にとって最も利益が大きい解決策が策定されます。

このプロセスは今年度末までには開始される予定です。予想されていることですが、問題によっては簡単に解決できるものもあります。しかし、トップレベル IDN の実装や地理的名称の制約などの問題は複雑であり、最適な解決策を見つけるまで再三にわたる検討が必要になる場合があります。

新 gTLD の導入のために策定されるモデルは、技術的にも経済的にも堅牢なものでなければなりません。つまり、市場における変化や技術革新のために導入モデルを変更しなければならないような状況は回避する必要があります。これらの戦略およびプロセスは、比較的長期に渡って有効性が維持できるものであるべきです。本戦略に柔軟性を持たせることが、そのための第一歩と言えます。

まとめると、技術、ビジネス分野およびその他の関係コミュニティの懸念、および政府機関、支持組織、諮問委員会、そしてインターネットコミュニティ全体の提案を考慮に入れ、新 gTLD は導入されることとなります。

第1部 第2章 ドメイン名の競争環境整備に関する動向

第3章 国際化ドメイン名の導入及び実装に関する取組み状況

第 3 章 国際化ドメイン名の導入及び実装に関する取組み状況

3.1. 国際化ドメイン名の導入における課題と解決策

国際化ドメイン名とは、これまで英数字とハイフン（いわゆる 7bit ASCII）しか使えなかったドメイン名に、漢字やひらがな、カタカナといった日本語や、アラビア文字などのマルチバイト文字を利用できるように国際化拡張するための技術であり、また、これらのマルチバイト文字を使ったドメイン名そのものも指す。この国際化ドメイン名を導入することによって、ドメイン名のラベルに使用できる文字の種類が従来から飛躍的に増加することになる。

3.1.1. 国際化ドメイン名導入のための前提とその仕組み

国際化ドメイン名を実現するための方法およびそのために必要となる個々の技術は、IETF において標準化が進められ、2003 年 3 月 7 日、それぞれ RFC として発行された。それらは、国際化ドメイン名全体の枠組みを規定する IDNA (RFC3490)、国際化ドメイン名における文字列の正規化のための方法としての NAMEPREP (RFC3491)、入力された国際化ドメイン名を ASCII 文字列にエンコードするための技術としての Punycode (RFC3492) であり、これらの RFC の発行により各レジストリが国際化ドメイン名を本格的に導入するための準備が整ったこととなる。

これらの RFC として標準化された技術の大きな特徴は、既存のインターネット空間、特に DNS 名前空間に大きな影響を与えないことである。既存のインターネット空間に大きな変更を伴う技術であっては、導入に際して無用な混乱や、最悪の場合、DNS による名前解決が不可能になるなどといった事故を引き起こす可能性が高くなり、導入への妨げとなってしまふ。したがって、国際化ドメイン名の技術の標準化作業を行う際には、既存の枠組みへの影響が最小限となるように注意が払われた。

具体的な仕組みとしては、ネームサーバ側でマルチバイトの国際化ドメイン名を直接扱うのではなく、ユーザ側のアプリケーションにおいて、その国際化ドメイン名を一定の法則に従って英数字から成るドメイン名に変換し、ネームサーバとの通信はこれまで通り 7bit ASCII だけで構成される文字列を用いるというものである。こうすることによって、既存のネームサーバソフトウェアに変更を加える必要はなくなり、またネームサーバから見た場合、扱うドメイン名は従来通りの 7bit ASCII の文字列として扱うことができ、既存のドメイン名空間に影響を与えずに済む。この技術は、ACE (ASCII Compatible Encoding) と呼ばれる。

この ACE の導入によって、既存の DNS プロトコルと互換性のある仕組みを実現することが可能となり、現行の DNS の仕組みを壊すことなく国際化ドメイン名を利用す

ることが可能となる。このため、TLD のネームサーバを管理するレジストリにおける実装、また、個々のドメイン名のネームサーバにおける実装は、純粹に技術的な観点から見るならば、それほど困難なものではないと言える。

技術的な観点から見た場合の課題はユーザ環境に見られる。ACE を用いることによって、ユーザ側のアプリケーションに国際化ドメイン名対応の仕組みを加えるだけで、国際化ドメイン名が利用できるようになると言えるが、これは、各アプリケーション・ベンダーの実装に依存するものであり、国際化ドメイン名の技術標準化が完了した今、国際化ドメイン名の普及のためには、各アプリケーションへの実装が進んでいくことが重要である。

3.1.2. 国際化ドメイン名の技術標準

国際化ドメイン名を実現する3つの技術標準の概要は次のとおりである。

(1) IDNA (RFC3490)¹

国際化ドメイン名を使って通信を行う際には、ASCII 文字列からなるドメイン名に変換を行った上で通信が行われることになるが、この変換の際に使われる技術と処理手順を規定しているものが IDNA(Internationalizing Domain Name in Application)と呼ばれる技術である。

この IDNA では、ユーザ側のアプリケーションで国際化ドメイン名の解釈を行うことや、入力された文字列を NAMEPREP という仕組みで正規化すること、既存の DNS との互換性を保つために国際化ドメイン名を Punycode と呼ばれるアルゴリズムで ASCII 文字列に変換することなどが定められている。

国際化ドメイン名を利用する際には、各アプリケーションはこの IDNA に従って国際化ドメイン名をネットワークに送出することになる。

(2) NAMEPREP (RFC3491)²

STRINGPREP (RFC3454)³を国際化ドメイン名に対して適用するため、その具体的な方法を規定したものが NAMEPREP である。

¹ RFC3490
<http://www.ietf.org/rfc/rfc3490.txt>

² RFC 3491
<http://www.ietf.org/rfc/rfc3491.txt>

³ RFC3454
<http://www.ietf.org/rfc/rfc3454.txt>

第1部 第3章 国際化ドメイン名の導入及び実装に関する取組み状況

文字列の文字種や互換文字の統一、ラベル区切り文字の変換などが行われる。具体的な例を挙げると、たとえば日本語の場合は、アルファベットの大文字・小文字は全て小文字に、全角英数字は半角に、半角カナは全角カナに統一される。また、全角の「.」や句点「。」は半角の「.」に変換されるなど、文字の正規化が行われる。

(3) Punycode (RFC3492)⁴

国際化ドメイン名で使用される Unicode による文字列を、ASCII 文字のみからなる文字列に変換するためのアルゴリズムを Punycode と呼ぶ。

国際化ドメイン名の検討段階では、ACE (ASCII Compatible Encoding) 変換のための方式の一つである RACE (Row-based ACE) と呼ばれるアルゴリズムが利用されていたが、RACE よりも優れた方式として AMC-ACE-Z (Adam M Costello 氏が考案した 26 番目の変換方式の意) と呼ばれる方式が提案され、標準として採用されることになった。その後、この AMC-ACE-Z は考案者により Punycode と名付けられた。

国際化ドメイン名を表すプレフィックスとして、RACE では「bq--」が使われていたが、Punycode では「xn--」が国際化ドメイン名を表すプレフィックスとして規定されている。

3.1.3. 国際化ドメイン名における言語問題

IETF における国際化ドメイン名の標準化作業の結論として、2003年3月7日に IDNA (RFC3490)、NAMEPREP (RFC3491)、Punycode (RFC3492) の計 3 つの RFC が発行され、技術的には国際化ドメイン名は一定の結論に辿り着いた。

しかし、上記 3 つの RFC は、「文字」の持つ性質にのみ基づいた技術標準であり、「言語」の概念に対する配慮はなされていない。(ドメイン名は本来「言語」の概念を含まない「識別子」として設計されている。)

言語の中には、等価または等価に近い意味を持つ文字が存在する場合があります、このような中で国際化ドメイン名の登録に特段の制約も設けない場合には、サイバースクワッティング、あるいは、誤解や混乱を招くような文字の組み合わせで登録がなされるとの懸念がある。

特に、中国、台湾においては、繁体字 (e.g. 國) と簡体字 (e.g. 国) の問題があり、

⁴ RFC3491
<http://www.ietf.org/rfc/rfc3491.txt>

どの文字とどの文字を等価とすべきかについても議論となっている。また、ccTLD と異なり「国」との関連性を持たない gTLD において「言語」概念をどのように扱うべきかについても大きな問題となっていた。

これらの問題の解決については技術標準に頼るべきではない（技術標準に言語や文化に基づいた問題を持ち込むべきではない）という考えが強く、上記のような問題は技術標準とは別の形で解決を図っていく方向にある。その解決策の方法として考え出されたのが、次に説明する IDN-admin ガイドラインおよび ICANN ガイドラインである。

3.1.3.1. IDN-admin ガイドライン⁵

このような状況を受け、JET（Joint Engineering Team；JP、KR、CN、TW の各 NIC で構成される技術検討グループ）を中心に検討され、インターネット・ドラフトとして IETF に提案されたのが「Internationalized Domain Names Registration and Administration Guideline for Chinese, Japanese and Korean」（以下、「IDN-admin ガイドライン」）である。

なお、この IDN-admin ガイドラインは 2004 年 4 月 14 日に RFC3743 として正式に発行され、現在では各レジストリにとって国際化ドメイン名を健全に運用するための重要な指針となっている。

この IDN-admin ガイドラインであるが、文字通り、中国語、日本語、韓国語（これらを総称して「CJK」と言う）のための国際化ドメイン名登録管理のためのガイドラインであり、その主な内容は次のようになっている。

(a) IDN ラベルは 1 つまたは複数の「言語」と関連づけて登録する。

IDN ラベルは技術的には Unicode 文字列であり、あらゆる「言語の文字」の組み合わせが可能な単なる識別子である。本来、ラベルには何らかの「意味」が求められるものではないが、IDN ラベルは、特定の言語を使った「名前」や「フレーズ」である場合が多いのも事実である。そこで、IDN ラベルを 1 つまたは複数の「言語」と関連づけて登録することにより、ユーザの混乱回避に役立つ可能性がある。

例えば、「国沢」という IDN ラベルを登録する場合、それが「日本語」なのか「中国語」なのかを指定することになる。

(b) ある IDN ラベルが登録された場合、そこに含まれるすべての「等価文字」は、そ

⁵ RFC3743

<http://www.ietf.org/rfc/rfc3743.txt>

第1部 第3章 国際化ドメイン名の導入及び実装に関する取組み状況

の登録者のために予約される。

予約された文字列は、名前解決されない状態となるが、登録者が希望すれば「別名」として使用することが可能となる。なお、「等価文字」は言語毎に決められる。

例えば、「国」と「國」が等価文字、「沢」と「澤」が等価文字と定められている場合、「国沢」を登録すると「國澤」「国澤」「國沢」が予約されることになる。

(c) 等価文字が存在する言語においては、推奨文字を決めてそれを IDN ラベルで使用する。

これにより、エンドユーザが、名前解決できる国際化ドメイン名を正しく予測できる可能性が高まる。

(d) ゾーン管理者は、予約された等価文字列の使用についてさらなる制限を加えても良い(ゾーンレベルのポリシーは、IDN-admin ガイドラインの範疇外)。

(e) ある IDN ラベルとその予約された等価文字列は指定された言語において一つのパッケージとみなす。

ドメイン名の移転や削除もこのパッケージ単位で行われることになる。

例えば、『「国沢」「國澤」「国澤」「國沢」』というパッケージがあった場合、このうちの一つだけをとって移転や削除をすることはできない。

この IDN-admin ガイドラインの位置づけとしては、IDNA や NAMEPREP、Punycode といった IDN 関連の RFC のひとつ上のレイヤにあたるものとして考えられている。したがって、IDN-admin を採用しようとするレジストリは、まず国際化ドメイン名の各 RFC に準拠した上でこの IDN-admin を導入し、さらに IDN-admin で定義することが求められている各言語毎の等価文字表を作成し、その表に基づいて国際化ドメイン名の登録管理を行うこととなる。

具体的には、IDN-admin ガイドラインを採用して国際化ドメイン名を導入する各レジストリは、国際化ドメイン名として登録可能な文字と、またどの文字とどの文字を等価なものとしてみなすのかということ定義した、等価文字表を作成し、それを IANA (Internet Assigned Numbers Authority) に届け出る必要がある。現在、IANA のページには 7TLD (13 言語) のテーブルが登録されており、JP ドメイン名で利用されている日本語のテーブルも登録されている。

このように、当初は中国語、日本語、韓国語のためのガイドラインとして作成された

IDN-admin ガイドラインであるが、上記のように現在はそれ以外の各国においても、国際化ドメイン名を導入する各レジストリにとって重要なガイドラインとなっている。

3.1.3.2. ICANN ガイドライン

上記のような状況の中、ICANN でもこの問題を解決するための動きがとられた。ICANN では、国際化ドメイン名の導入に伴って、ユーザに混乱が広がる恐れや新たなサイバースクワッシングが発生する恐れが無いわけではないとし、そのため、各レジストリが国際化ドメイン名を導入する際には、慎重かつ責任ある態度で臨む必要があり、現行の ICANN-レジストリ間の契約でも、レジストリが国際化ドメイン名の登録受付を開始する前に、ICANN が認可を行う必要性が規定されている。しかし、ICANN の責務の範囲は、レジストリレベルでの国際化ドメイン名実装に対して細部にわたる管理を行うところまでは含まれていないため、ICANN がこの件に関して契約上の責任を果たすには、どのような基準を適用すべきかということが問題となっていた。

そこで、ICANN はレジストリレベルでの国際化ドメイン名実装に対して過度な介入を行うべきではなく、あくまで軽度なアプローチをとるべきであるとした立場から、こうした考えを前提として、以下のようなガイドラインが設けられることとなった。これが「IDN 実装のためのガイドライン」であり、同ガイドラインに準拠した IDN レジストリは、その国際化ドメイン名登録にあたり今後、取り扱う言語に固有の登録・管理規則を採用することとなった。

このガイドラインは、国際化ドメイン名登録を行う契約レジストリが合意すべき4つの必須要件と、特に gTLD レジストリに強く推奨する2つの勧告事項からなっている。

なお、最新のガイドラインは2003年6月20日に発行されたバージョン1.0である。

「IDN 実装のためのガイドライン」(1.0版)⁶

1) IDN を実装する TLD レジストリは、RFC3490、3491 および 3492 (以下、集合的に「IDN 標準」と呼ぶ) に定める技術要件に厳格に準拠した上で実装をしなければならない。

2) TLD レジストリが IDN 標準を実装する際には、Unicode で規定されているすべてのコードポイントの中から許可されるものを明確にするという方法をとらなければならない(レジストリが明確に許可していないコードポイントは禁止されている、とい

⁶ ICANN Guidelines for the Implementation of Internationalized Domain Names
<http://www.icann.org/general/idn-guidelines-20jun03.htm>

第1部 第3章 国際化ドメイン名の導入及び実装に関する取組み状況

うことを意味する)。

3) TLD レジストリが IDN 標準を実装する際には、以下を実行するものとする。

- a. 登録された各国際化ドメイン名を一つまたは一連の言語に関連付ける。
- b. 取り扱う言語に固有の登録・管理規則(文書化され公開されたもの)を採用する(登録されたドメイン名に関連付けられた言語における等価な異体文字を持つすべてのドメイン名を予約するなど)。
- c. ある特定の言語の登録・管理規則が異体文字テーブルから利点を得るとレジストリが判断した場合は、その言語での登録は、適切なテーブルが利用可能である場合のみ許可する。

4) 各レジストリは、各言語に固有の登録方針(レジストリが適切であると判断する場合は、異体文字テーブルを含む)を策定するために、関係者と協力して取り組むものとする。これは、世界中の DNS ユーザの利便性のために IDN 実装へ向けて一貫したアプローチをとるといふ目的を実現するためのものである。レジストリは共通の問題に取り組むために、例えば ICANN の IDN Registry Implementation Committee のような特別委員会、地域グループおよび世界的なフォーラムを通して互いに協力するものとする。

5) TLD レジストリが IDN 標準を実装する際には、少なくとも初期の段階においては、ドメイン名のラベル(セカンドレベルドメインなど)内の文字を、一つの言語または一連の言語に関連付けられた文字のみに限定すべきである。

6) TLD レジストリ(およびレジストラ)は、IDN 登録で対象とするすべての言語による情報提供およびサービス提供をすべきである。

3.2. 国際化ドメイン名の動向

3.2.1. おもな TLD における国際化ドメイン名の導入状況

3.2.1.1. .com/.net (VeriSign,Inc) の導入状況

VeriSign,Inc は、2000 年 11 月、テストベッドという位置付けにて.com/.net/.org の国際化ドメイン名の登録を開始した（その後、.org の国際化ドメイン名は、.org レジストリの PIR 移管に伴い、VeriSign,Inc の管理下ではなくなる）。このテストベッドの第一目的は、IETF における国際化ドメイン名の標準化作業への貢献とされたが、登録料は通常どおりに課金された。なお、IETF における標準化作業が当初の予想よりも長引いたこともあり、登録された国際化ドメイン名のその後の更新料請求は、数度にわたって延期された。

テストベッドは3つのフェーズに分けて進められた。第1フェーズは「レジストラの準備期間」である。国際化ドメイン名を扱うレジストラは別途そのための認可を VeriSign,Inc から受けなければならず、運用のためのテストを受けた後、認可されるという手続きがとられた。（2005年2月現在、VeriSign,Inc の下で国際化ドメイン名を取り扱うレジストラの数は、57社⁷である。）第2フェーズは「国際化ドメイン名の登録」である。これは文字どおり国際化ドメイン名の登録であるが、その一方で DNS のゾーンファイルへの設定はまだされないという段階である。登録されたドメイン名は「Registry Hold」というステータスとなり、他の人が登録できないものとの位置付けがなされた。第3フェーズは「国際化ドメイン名の名前解決」である。これは、登録された国際化ドメイン名を DNS ゾーンファイルに設定し、実利用できる状態に置くということを意味するが、既存のインターネットの名前空間への影響を考慮し、<国際化ドメイン名>.mltbd.com という形で第3レベルに登録された文字列(国際化ドメイン名)を置くという措置がとられた。

第3フェーズに入った後、VeriSign,Inc は国際化ドメイン名を促進するために、2つの対策をとっている。

(1) i-Nav プラグイン

国際化ドメイン名は、レジストリ側が対応しても、エンドユーザのクライアント側(各種のアプリケーションソフトウェア)が対応しなければ利用することができない。国

⁷ VeriSign,Inc Find IDN Registrars

http://www.verisign.com/products-services/naming-and-directory-services/naming-services/internationalized-domain-names/page_001397.html

第1部 第3章 国際化ドメイン名の導入及び実装に関する取組み状況

国際化ドメイン名の標準化が定まらない段階においては、アプリケーション・ベンダーが対応する可能性も小さく、この状態では、国際化ドメイン名を登録し、DNSのゾーンファイルに設定したとしても実際には使えないものとなってしまふ。VeriSign, Incはこの状況に対して、自ら「i-Nav」というプラグインを開発。利用できる環境は一部に限定されているものの、そのプラグインをブラウザ（Win 98, ME, NT, 2000, XP環境下のInternet Explorer 5.0, 5.5, 6.0）にインストールすることにより、アドレスバーへの国際化ドメイン名の入力で、目的のWebサイトにアクセスできる環境づくりを実現した。また、同プラグインを利用することで、Outlook, Outlook Expressを使って国際化ドメイン名を使ったメールアドレスにメール送信ができるという環境も実現した。なお、DNSのゾーンファイルにおいては、<国際化ドメイン名>.mltbd.com という形式にて設定されているものの、このプラグインを使う場合には <国際化ドメイン名>.com という入力で適切な変換がなされるようになっている。

(2) Web Based Navigation

VeriSign, Incは2003年1月より.com/.netを対象にWeb Based Navigation というサービスを開始した。これは、国際化ドメイン名に対応していないブラウザから <国際化ドメイン名>.com、<国際化ドメイン名>.net へのアクセスがあった場合、DNSを管理するレジストリ側でそれを感知し、そのアクセスユーザに対して、国際化ドメイン名対応環境（i-Nav プラグイン）を案内するWebページを表示するというものである。

その後、国際化ドメイン名は、2003年2月に、3つのRFCの発行によって標準化作業が完了したが、先に述べた言語問題があるため、レジストリは、技術標準への準拠とは別にICANNガイドラインへの対応が迫られることとなった。

これに対してVeriSign, Incは、その対応作業を進め、2003年10月13日、ICANNに対して、対応方針を伝えると共に国際化ドメイン名の正式サービス開始の認可を求めるレターを送った。この結果、ICANNは2003年12月にVeriSign, Incを認可。VeriSign, Incは、12月13日よりRACEからPunycodeへの移行作業を開始した。2004年4月23日には従来のRACEでのドメイン名の登録受付を終了、Punycodeでのみ登録を受け付けるようになった。

一方、VeriSign, Incが運用するネームサーバの応答に関しては、Punycodeへの移行開始と共に、Punycodeによる名前解決の要求に応答するように変更が加えられたが、RACEによる名前解決要求にも応答するように並行した運用が行われており、ほぼ移行作業が完了したと見られる現在においても、一部のドメイン名に関してはRACEでの名前解決がまだ可能な状態となっている。

なお、ICANNが定めるガイドラインへの対応についてであるが、2003年10月13

日に国際化ドメイン名の登録をユーザに提供するための承認要請を ICANN に提出したものの、ICANN からは現時点においても承認は下りておらず、そのため IANA のデータベースにも.com および.net の言語テーブルは登録されていない状況である。

3.2.1.2. .org (Public Interest Registry) の導入状況

.org の国際化ドメイン名は、2003 年 1 月の.org レジストリの PIR への移管以降、新規の登録受付および既存の登録ドメイン名の変更が一切できない状態とされていた。

その後、2003 年 12 月、レジストラに対して、既存の国際化ドメイン名を一切廃止し、今後その登録はしない旨のアナウンスが突然出されるという事態が発生したが、レジストラ等の強い反対により、その方針が覆されるという状況になっている。

このように紆余曲折のあった.org の国際化ドメイン名だが、2005 年 1 月 18 日付のプレスリリースでドイツ語文字のウムラウト(“ a ”“ o ” および “ u ” の変音文字)を使用した国際化ドメイン名の登録を開始したと発表した。PIR では、さらに 10 の言語(デンマーク語、ハンガリー語、アイスランド語、韓国語、ラトビア語、リトアニア語、ノルウェー語、ポーランド語、スウェーデン語およびタミル語)を使用した国際化ドメイン名の導入を 2005 年の第 3 四半期に計画中としている。

3.2.1.3. .info (Afilias) の導入状況

2004 年 3 月 16 日、.info を管理している Afilias 社は、ドイツ語文字のウムラウト(“ a ” “ o ” および “ u ” の変音文字)を使用したドメイン名の登録を開始、翌日 3 月 17 日 13:00 (協定世界時)の時点で、13,000 件を超えるドイツ語文字を使用したドメイン名が登録されたことが発表された。

なお、3 月 16 日から 4 月 14 日の間に登録されたドメイン名については、紛争の発生に備え、レジストリによりロック状態に置かれた。紛争が発生しなかったドメイン名については、その後ロック状態が解除され通常の使用が可能になるという仕組みである。また、4 月 14 日以降に登録されたドメイン名については、ロックされることなく通常の登録が行われた。

現在のところ、サポートする言語はドイツ語のみとなっている。

3.2.1.4. .museum (MuseDoma) の導入状況

.museum を管理している Museum Domain Management Association(MuseDoma) は、2004 年 1 月 22 日、国際化ドメイン名の登録を開始したと発表した。

当初対応するのは、一部のヨーロッパ系言語(デンマーク語、ノルウェー語、スウェ

第1部 第3章 国際化ドメイン名の導入及び実装に関する取組み状況

ーデン語)のみだが、MuseDoma では、グローバルコミュニティのニーズにこたえるため、できるだけ早急に対応する文字を拡大する姿勢を見せており、現在ではドイツ語、フランス語、ポーランド語、スペイン語など、計 15 の言語をサポートしている。

3.2.1.5. .biz (Neulevel) の導入状況

.biz を管理している NeuLevel,Inc.は、ドイツ語文字のウムラウト (“ a ”“ o ” および “ u ” の変音文字)を使用した国際化ドメイン名の登録を 2004 年 10 月 12 日より開始した。.museum、.info に続き、ICANN の定めるガイドラインに沿った形での国際化ドメイン名が導入される gTLD としては、この.biz が 3 番目の TLD となった。

3.2.1.6. .jp (日本)(JPRS) の導入状況

.jp の国際化ドメイン名への取組みは、JP ドメイン名の登録管理業務が社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター (JPNIC) によって行われていた時代にまで遡ることが出来る。

1999 年 5 月に JPNIC 内に iDNS 調査研究タスクフォースが設立されたのを皮切りに、本格的に国際化ドメイン名実現に向けた取組みが開始されることになる。

JPNIC ではその後も検討を進め、2000 年の 11 月には、「汎用 JP ドメイン名登録等に関する技術細則」が制定され、日本語 JP ドメイン名として利用可能な文字が明確に定義された。このことにより、国際化ドメイン名を導入するための前提がまず一つ整ったことになる。

続いて同じく 11 月に、日本語 JP ドメイン名のエンコード方式として ACE (ASCII Compatible Encoding) という変換方式の一種である RACE (Row-based ACE) と呼ばれる技術を用いる方式で、日本語 JP ドメイン名運用試験のフェーズ 1 が開始された。

もっとも、このフェーズ 1 においては、実際に各種アプリケーションを利用して日本語 JP ドメイン名を利用するというものではなく、日本語 JP ドメイン名が DNS にどのような形で設定・運用されるのかを確認するための環境を提供するという基本的なものであった。

そして、このフェーズ 1 の結果を受けて、2001 年には日本語 JP ドメイン名の登録が開始された。日本語 JP ドメイン名は汎用 JP ドメイン名として受け付けられ、2001 年 2 月には優先登録が、4 月には同時登録が開始され、実験段階から実際に登録が可能となるという次のステップへと移行した。

第1部 第3章 国際化ドメイン名の導入及び実装に関する取組み状況

しかし、登録は開始されたものの、IETF などによる国際化ドメイン名の技術標準化にはまだ時間がかかっており、そのためまだテスト的な意味合いも強い部分が残っていたのも事実であり、検討と運用が同時に行われるような状態がしばらく続くこととなった。

その後、2001年3月にはICANNにIDN Committeeが設立されるなど、IDNに関する検討も徐々に進展し、現在標準となっているACEやNAMEPREP、IDNAといった技術が主流とみなされるような状況となったことから、徐々にではあるが国際化ドメイン名の実用化に向けた環境が整うようになってきた。

そして、JPNICは2001年5月に日本語ドメイン名運用試験のフェーズ1を終了し、フェーズ2を開始した。このフェーズ2では、汎用JPドメイン名として登録された日本語JPドメイン名について、RACEを用いた方式での名前解決が可能となり、実際に登録した国際化ドメイン名を使って名前解決をすることが可能となった。

その後、JPNICからJPRSへとJPドメイン名の登録管理業務が移管された後も、JPRSにおいて日本語ドメイン名に関する検討は続けられ、2003年3月の国際化ドメイン名の技術標準を規定した3本のRFC(IDNA:RFC3490、NAMEPREP:RFC3491、Punycode:RFC3492)の発行、および2003年6月にICANNから発表された「IDN実装のためのガイドライン」を受け、2003年6月30日に日本語ドメイン名運用試験のフェーズ2終了をアナウンスした。

実際のフェーズ2終了は2003年7月10日に行われ、9月3日までかけて日本語JPドメイン名のサービスをRFCに準拠したサービスへと移行させるための作業が行われた。移行にあたっては、次の3つのステップを踏むことによって、ユーザの混乱を最小限に抑えるための努力が払われた。

(1) JP DNSでのRACEとPunycodeの併用期間開始(7月10日)

JPRSが運用している.jpのDNSサーバに、これまでのRACEに加えてPunycodeでもドメイン名が登録されるようになった。これにより、RFCに完全準拠した、Punycodeで名前解決を行うアプリケーションからも日本語JPドメイン名の利用が可能となった。

(2) InternetExplorer用plug-inソフト(i-Nav)の内部動作切り替え(7月30日)

JPRSが配布しているブラウザ用のプラグインソフトであるi-Navの内部動作について、RACE優先からPunycode優先へと切り替えが行われた。

(3) JP DNSでのRACEの運用終了(9月3日)

.jpのDNSサーバからRACEの設定の削除が行われた。これにより、JPドメイン名のRFCへの準拠作業は完全に終了したことになる。

第1部 第3章 国際化ドメイン名の導入及び実装に関する取組み状況

現在、.jp では携帯電話からの国際化ドメイン名を使ったアクセスのためのサイトを用意したりするなど国際化ドメイン名の普及に力を入れており、.jp は世界でも最も国際化ドメイン名を利用する環境が整っている TLD のひとつであると思われる。

3.2.1.7. .kr (韓国)(Korea Network Information Center)の導入状況

.kr を管理している KRNIC(NIDA:韓国情報通信開発振興庁)は、2003年8月19日から国際化ドメイン名の登録を開始した。

国際化ドメイン名の登録にあたっては、混乱を避けるために3段階の登録期間が設けられた。

まず、1段階目の期間(8月19日から6週間)には公共機関、ブランド、商号名などを元にしたドメイン名の登録が受け付けられた。

次に、2段階目の期間(10月7日から2週間)には、住民登録証や事業者登録証を元にドメイン名の登録を受け付けた。

この1段階目と2段階目で重複した申込みがあれば抽選で登録者を決める方式を取り、これらの手順が全て完了してから、最後に3段階目として通常の実願制による登録受付が開始された。

3.2.1.8. .pl (ポーランド)(NASK: Research and Academic Computer Network)の導入状況

2003年9月11日に国際化ドメイン名の登録を開始。当初はポーランド語のみの登録受付であったが、2003年10月6日にはドイツ語文字のウムラウト(“a”“o”および“u”の変音文字)を利用したドメイン名の登録受付も開始した。

その後もラテン文字やギリシャ文字、ヘブライ文字、アラビア文字など次々とサポートする言語を増やしており、2004年2月26日にはキリル文字のサポートも開始している。現在IANAに登録されている言語テーブルは4つとなっており、gTLD、ccTLDを併せた全てのTLDの中で最も多い登録となっている。

3.2.1.9. .th (タイ)(ThNIC)の導入状況

2004年7月からタイ語での国際化ドメイン名の登録を開始している。

3.2.1.10. .de (ドイツ)(DENIC eG) の導入状況

2004年3月から国際化ドメイン名の登録を開始、従来の7bit ASCIIで表現される37文字に加え、新たに92文字がドメイン名のラベルとして利用できるようになった。利用可能な文字の一覧は、DENICのWebページで公開されている。

3.2.1.11. .ch/.li (スイス/リヒテンシュタイン)(SWITCH Teleinformatics Services) の導入状況

SWITCHは.ch(スイス)と.li(リヒテンシュタイン)のレジストリを兼ねている。2004年3月から国際化ドメイン名の登録を開始している。新たに登録可能となった文字として、SWITCHのWebサイトでは31文字の変音文字が挙げられている。

3.2.1.12. .at (オーストリア)(NIC.AT Internet Verwaltungs und Betriebsgesellschaft m.b.H) の導入状況

2004年3月から国際化ドメイン名の登録を開始している。従来の7bit ASCIIの文字に加え、新たに34文字がドメイン名のラベルとして利用可能になっている。

3.2.1.13. .dk (デンマーク)(DK Hostmaster A/S) の導入状況

dkの登録規則(RULES FOR REGISTERING, ADMINISTERING AND RESOLVING CONFLICTS IN CONNECTION WITH DOMAIN NAMES UNDER THE .DK TOP LEVEL DOMAIN (Version no. 09 of 30 November 2004))⁸の「1.3. 基本」のb項によると、登録可能文字の追加については次のようなルールとなっている。

1.3. 基本

b. デンマークドメイン名の文字セットは、www.difo.dk および www.dk-hostmaster.dk のWebサイトにいつでも一般に見られるものとする。文字セットの拡張は、DINFO(Dansk Internet Forum)との協議の上、最低1ヶ月の予告期間をもって、DK Hostmasterによって行われる。なお、変更部分が有効とされるにあたっては、事前に新規文字セットが十分な技術力によって確実にサポートされることとする。また、正当な疑義の申し立てであると認められる範囲内において、提案されている変更に対して一般の人々がコメントを述べる機会を設けるものとする。

⁸ <http://www.difo.dk/regler/version09.en.pdf>

第1部 第3章 国際化ドメイン名の導入及び実装に関する取組み状況

なお、登録可能文字については、以下の URL にて公開されている。

Character set for Danish domain names
<http://www.difo.dk/regler/Tegn-01-01-2004.pdf>

3.2.1.14. .lt (リトアニア)(KTU Information Technology Development Institute) の導入状況

2003年3月30日から国際化ドメイン名の登録を開始している。

登録可能な文字については、以下の URL にて示されている。
Allowed characters in .lt second level IDN domain name Unicode representation
http://www.domreg.lt/en/nutar/allowed_characters.pdf

3.2.1.15. .se (スウェーデン)(NIC-SE) の導入状況

2003年10月より、5つの文字(å, ä, ö, ü, é)を登録可能文字として追加する形で IDN の登録を開始している。

3.2.1.16. .tw (台湾)(TWNIC) の導入状況

2003年11月17日より、Punycode を用いる形での、RFC に準拠した IDN 登録サービスへと移行を行った。

3.2.1.17. .cn (中国)(CNNIC) の導入状況

.cn では、従来から「.中国」、「.公司」、「.网络」という3つの中国語 TLD の下に CDN (Chinese Domain Name : 中国語ドメイン名) が登録できるようになっており、さらに、「.中国」には「.CN」の CDN がバンドルされる形になっていた。

しかし、国際化ドメイン名のトップレベルドメインはまだ ICANN で承認されておらず、したがって上記3つの中国語 TLD はルートゾーンには含まれていないものと考えられる。

このように、国際化ドメイン名に関してはやや独自の路線を取っていた中国であるが、2005年1月17日から海外からの「中国語.cn」の形での国際化ドメイン名の登録を開始したと発表した。これにより、他の TLD で行われている国際化ドメイン名のサービスと同様に、セカンドレベル以下にマルチバイト文字列を登録出来るようになった。

なお、この登録受付開始に関しては、CN ドメイン名の国外での登録受付を行ってい

る Neulevel からプレスリリースが出されている。

参考 URL:

NeuLevel Introduces Chinese Language Internationalized Domain Names (IDNs)
In China's .CN Domain

http://www.neulevel.biz/press/press_release/IDN.CNrelease1-18-05.pdf

3.2.1.18. .hu (ハンガリー)(ISZT Kht) の導入状況

登録規則によると、通常の ASCII 文字に加えて 9 文字のハンガリー語の文字が登録可能となっている。

参考 URL:

DOMAIN REGISTRATION RULES AND PROCEDURES

<http://www.domain.hu/domain/English/szabalyzat.html>

3.2.1.19. .is (アイスランド)(ISNIC - Internet Iceland ltd.) の導入状況

2004 年 7 月 1 日から国際化ドメイン名の登録受付を開始。登録が認められる文字として、従来の ASCII 文字に加えて新たに 10 文字が追加された。なお、通常の登録に先立って、2005 年 1 月 1 日までがサンライズ登録期間とされた。

3.2.2. 国際化ドメイン名におけるその他の動き

3.2.2.1. アプリケーションの国際化ドメイン名への対応

国際化ドメイン名の普及に向けて何よりも必要なのは、各アプリケーションの国際化ドメイン名への対応である。いくら国際化ドメイン名の登録が増加しようとも、実際にそのドメイン名を利用できないのであれば利用者にとって魅力的なものとはなりようもなく、またそのような状況で登録者が増加し続けるということも考えにくい。

したがって、アプリケーションの国際化ドメイン名への対応は非常に重要な要素であるが、その対応具合はアプリケーションによってまちまちである。

現在、一番対応が進んでいるのは Web ブラウザである。これはインターネットユーザの多くにとって、最もドメイン名に接する機会が多いのが URL の一部としてのドメイン名であろうことを考えると、ある意味最も国際化ドメイン名への対応が望まれるソフトウェアであると言える。

その Web ブラウザの対応状況であるが、Microsoft Windows 上で動くブラウザとしては、The Mozilla Foundation が提供している Mozilla と Firefox、Mozilla の成果物を利用している Netscape 社の Netscape、Opera Software 社が提供する Opera などが標準で国際化ドメイン名に対応している。

また、Mac OS 上で動く Web ブラウザとしては、OS に標準で提供されている Safari、The Mozilla Foundation が提供している Camino などで国際化ドメイン名を利用することが可能である。

上記以外の OS としては、Linux や FreeBSD といった PC-UNIX 系の OS でも上記 Mozilla などを利用することが可能であり、国際化ドメイン名の利用にあたって特段の不都合は無いと言えよう。

しかし、これら多くの Web ブラウザが国際化ドメイン名に対応しているとはいえ、最も多くのユーザが利用していると思われる OS 上で稼働し、かつ最も多くの人を利用しているであろう Web ブラウザは国際化ドメイン名に標準では対応していない。

現状、Microsoft Windows の標準ブラウザである Internet Explorer では、VeriSign, Inc および JPRS が提供する i-Nav プラグインを追加でインストールしなければ国際化ドメイン名を利用することができない。実際のプラグインのインストール作業は非常に簡単だとはいえ、多くの一般ユーザにとっては標準で利用できないという状況が、国際化ドメイン名利用への壁を非常に高いものにしてしまっているのは事

実であろう。

Microsoft 社は早い段階での Internet Explorer の国際化ドメイン名への対応を公言しているが、国際化ドメイン名の利用環境を整え、より広い普及を推進するためには、是非とも早期の対応が望まれるところである。

Web ブラウザ以外のアプリケーションにおける、国際化ドメイン名への対応状況については、Web ブラウザほど進んでいないのが現状である。一部の FTP クライアントやメールクライアントなどで対応しているものが見受けられるが、Web ブラウザほどの対応状況になるにはまだまだ時間がかかるものと思われる。

一般ユーザにとっての国際化ドメイン名の利用目的を考えた場合、まず最初に Web の URL としての利用が最も要望が高いと思われるが、URL として国際化ドメイン名を利用するようになれば、次にそのドメイン名をメールアドレスとしても利用したいという要望が出てくると考えるのが自然である。そういう意味では、Web ブラウザの対応が進むと同時に、メールクライアントにおいても国際化ドメイン名への対応が進むことが、国際化ドメイン名の普及に向けて非常に重要である。

メールクライアントについても、Web ブラウザ同様 i-Nav プラグインを利用することにより国際化ドメイン名を利用することは可能であるが、本来であればこれもプラグインなどの追加ソフトのインストール作業無しに利用可能であることが望ましいと言える。

また、ドメイン名の問題とは若干話がそれてしまう部分もあるが、国際化ドメイン名の普及にあたっては、メールアドレスのユーザアカウント部分⁹や URL 表記におけるディレクトリ¹⁰やファイル名¹¹部分にマルチバイト文字が使えるようになることも、国際化ドメイン名の普及とは非常に関係の深い重要な問題であると言える。この部分は、現在 OS 依存となっていて、各 OS によって利用の可否が異なっているが、ユーザの利便性を考えた場合、何らかの共通のルールが作られることが望ましい。

そこで IETF で検討が続けられた結果、URI (Uniform Resource Identifier : インターネット上のリソースを一意に特定できる名前の仕組み。URL もこれに含まれる) に関する新たな技術標準が RFC として発行された。新しく発行された RFC は RFC3986¹²と RFC3987¹³で、特に RFC3987 が国際化ドメイン名との関連が深い RFC

⁹ @example.co.jp といった場合の の部分。

¹⁰ http://www.example.co.jp/ /index.html といった場合の の部分。

¹¹ http://www.example.co.jp/ .html といった場合の の部分。

¹² http://www.ietf.org/rfc/rfc3986.txt

¹³ http://www.ietf.org/rfc/rfc3987.txt

第1部 第3章 国際化ドメイン名の導入及び実装に関する取組み状況

である。この RFC では IRI (Internationalized URI) が規定されており、URI に日本語などのマルチバイト文字を利用するための技術標準が定められている。

この RFC 発行により、国際化ドメイン名がより一般的に、利用しやすくなるための環境がまたひとつ整ったと言えよう。

なお、VeriSign,Inc が提供している情報によると、現在国際化ドメイン名に対応している主なアプリケーションは以下のものとなっている。

これを見てもわかるように、国際化ドメイン名に積極的に対応しているのは、Microsoft Windows 上で動くアプリケーションが多いようである。

ソフトウェア種別	製品名	サポート OS
Web ブラウザ用 Plug-in	i-Nav	Windows
Web ブラウザ	Camino	Mac OS X
	Epiphany	Linux,etc
	Firefox	Windows,Mac OS X,Linux,etc
	Galeon	Linux,etc
	Konqueror	Linux,etc
	Mozilla	Windows,Mac OS X,Linux,etc
	Netscape Navigator	Windows,Mac OS X,Linux,etc
	Opera	Windows,Mac OS X,Linux,etc
	Safari	Mac OS X
電子メールソフト	Foxmail	Windows
FTP クライアント	Core FTP	Windows
	FTP Voyager	Windows
	Secure FTP	Windows
	Smart FTP	Windows
	NextFTP	Windows
TELNET/SSH クライアント	Absolute Telnet	Windows
	Secure NetTerm	Windows
電子メールサーバソフト	Merak MailServer	Windows
	PHlyMail	Windows
	VisNetic MailServer	Windows

(参考 : IDN-Enabled Applications

http://www.verisign.com/products-services/naming-and-directory-services/naming-services/internationalized-domain-names/page_002201.html)

3.2.2.2. その他の問題

2005 年 2 月 7 日から 8 日にかけて、国際化ドメイン名に対応している主要なブラウザに、国際化ドメイン名を利用してフィッシング詐欺が可能となる脆弱性があるという報道が各所でなされた。

これは、デンマークの Secunia から出された以下のセキュリティアドバイザリが発端となって報道されたものである。

セキュリティアドバイザリ (Opera について)

<http://secunia.com/advisories/14154/>

セキュリティアドバイザリ (Konqueror-KDE について)

<http://secunia.com/advisories/14162/>

セキュリティアドバイザリ (Mozilla,Firefox,Camino について)

<http://secunia.com/advisories/14163/>

セキュリティアドバイザリ (Safari-Mac OS について)

<http://secunia.com/advisories/14164/>

セキュリティアドバイザリ (Netscape Navigator について)

<http://secunia.com/advisories/14165/>

セキュリティアドバイザリ (i-Nav プラグインについて)

<http://secunia.com/advisories/14209/>

また、Secunia では以下の検証用のページも用意された。

検証用ページ

http://secunia.com/multiple_browsers_idn_spoofing_test/

上記のページの中にある、検証用リンクを国際化ドメイン名対応ブラウザでクリックすると、一部の文字をアルファベットではなくアルファベットに似せた別の文字で構成したドメイン名を利用したページへと誘導される。(具体的にはアルファベットの a がキリル文字の **а** に置き換えられている)

第1部 第3章 国際化ドメイン名の導入及び実装に関する取組み状況

この場合、Web ブラウザはドメイン名としては正しいドメイン名を表示しているのだから、よくある URL 欄の偽装などとは違い、ブラウザの URL 欄やステータス欄にもこのドメイン名が表示される。

また、URL 偽装などを見抜くために注意するポイントとしてよく挙げられる SSL 証明書表示についても、本来のドメイン名がそのまま表示されているため、これを見ても異常に気付くことは無いと思われる。

このことから Secunia ではこの問題を国際化ドメイン名が持つ脆弱性であると捉えたのだと思われるが、ICANN や各レジストリといったインターネットコミュニティの大勢はこの判断に懐疑的である。

もともと、この問題は元の文字とよく似た文字を使ってユーザを混乱させるというものであり、国際化ドメイン名特有の問題であるとは言い難い。従来の 7bit ASCII のみでドメイン名が構成されていた時代から、数字の「1」と小文字の「l」、数字の「0」と小文字の「o」などといった紛らわしい文字の組み合わせは存在し、またそれらを使ってユーザを本来とは異なるサイトに誘導するという問題は広く知られていた。

これらはユーザの視覚を混乱させることによりユーザを特定のサイトに誘導することを狙ったものであり、国際化ドメイン名の使用上の欠陥や脆弱性に起因するものとは言い難い。技術的な問題ではなく、あくまでも使われ方の問題である。

ただし、使われ方によっては非常に紛らわしい文字の組み合わせが発生すること、またその紛らわしい文字の組み合わせが従来の 7bit ASCII のみによるドメイン名と比べて国際化ドメイン名の導入後は増えるということは十分認識されており、その問題に対する対応策は国際化ドメイン名の導入当初から検討されてきている。

その対応策が、先に述べた IDN-admin ガイドラインと ICANN ガイドラインであり、これらのガイドラインに沿った国際化ドメイン名の運用をレジストリが行うことにより、似通った文字をドメイン名に使うことによりユーザが混乱させられる可能性が激減するようになっている。

具体的には、これらのガイドラインを採用することにより、ドメイン名のラベルに複数の言語を使うことが抑制され、その結果、複数の言語の文字からなる不自然なドメイン名の登録ができなくなる仕組みである。

現在、.jp をはじめとして国際化ドメイン名を導入しているほとんどのレジストリでは上記の IDN-admin ガイドラインおよび ICANN ガイドラインを導入済みであり、実際にこのように紛らわしい国際化ドメイン名を利用した詐欺などが発生する可能性は

極めて低いものと考えられる。

また、各ブラウザについても対策が検討されており、Mozilla や Opera などでは、国際化ドメイン名を持つ URL にアクセスした場合は、URL 欄に Punycode でドメイン名を表示するなどの方法により、問題が起こる可能性を軽減することが検討されている。ただし、この場合ユーザには Punycode に変換されたドメイン名が見えることになり、国際化ドメイン名のメリットのひとつである「わかりやすさ」が損なわれてしまう可能性がある。

そこで、Opera などでは一律に Punycode 表示にするのではなく、.jp や.kr のように登録にあたって厳格なポリシーを採用している TLD のドメイン名を表示する際には、マルチバイト文字のまま表示する方向で検討中とのことである。

なお、この国際化ドメイン名に関する脆弱性の問題については、各所から声明が出されている。

主なものは以下の通り。

ICANN Statement on IDN Homograph Attacks and Request for Public Comment
<http://www.icann.org/announcements/announcement-23feb05.htm>

株式会社日本レジストリサービス
国際化ドメイン名 (IDN) のフィッシング詐欺脆弱性について
<http://xn--wgv71a119e.jp/access/phishing.html>

APTLD Statement
Regarding Phishing Using Homographs among IDNs
http://www.aptdl.org/newsite/meeting/2005/02_Kyoto/file/idn-phishing.html

CENTR Statement on IDN Homograph Attacks
<http://www.centri.org/docs/2005/02/homographs.html>

3.2.2.3. まとめ

国際化ドメイン名を巡る動きとしては、非常に活発になってきているというのが最近の印象である。

各 TLD において国際化ドメイン名のサービスが開始されていることもあるが、ブラウザなどのアプリケーション分野において国際化ドメイン名のサポートが進んできていることも大きな要因として挙げられる。

第1部 第3章 国際化ドメイン名の導入及び実装に関する取組み状況

実際、登録数を見ても国際化ドメイン名の登録数はどの TLD でも順調に増加しているようであり、また TV や雑誌の CM などですべて実際に国際化ドメイン名が使われてきているのを目にする光景も増えてきた。国際化ドメイン名を利用したフィッシング詐欺に関する脆弱性に関する報道なども、それだけ国際化ドメイン名が実際に使われることが増えてきたからこそ、これだけ話題になったのだと思われる。

しかしながら、一方でまだまだ国際化ドメイン名に対して否定的な見方をする人間が多いのもまた事実である。特に理由として多いのが「利用できる機会が少ない」「対応しているアプリケーションが少ない」「ASCII 文字列でも特に困らない」などである。

このことからわかるように、国際化ドメイン名が今後さらに普及していくためには、アプリケーションの対応のさらなる充実とともに、従来の 7bit ASCII のみからなるドメイン名では実現するのが難しかったような国際化ドメイン名ならではの利用法が広く世間に浸透することが重要であると考えられる。

第4章 ドメイン名をめぐる紛争及び紛争処理体制の動向

第4章 ドメイン名をめぐる紛争及び紛争処理体制の動向

4.1. ドメイン名紛争の概況

4.1.1. ドメイン名紛争処理の種類

「ドメイン名紛争」といえば、これまでは、登録済みドメイン名をめぐる、登録者とドメイン名の移転等を求める第三者間の紛争のみを指していた。

しかしながら、ICANN において「Policy on Transfer of Registrations between Registrars(レジストラ変更(レジストラ間のドメイン名移転)に関する新ポリシー)」が2004年7月12日に発表され、同年11月12日より施行された結果、もう1種類のドメイン名紛争が制度化されるに至った。すなわち、登録ドメイン名の移転をめぐるレジストラ間の紛争である。

そこで本章では、この2種類の紛争処理の動向について述べる。

4.1.2. gTLD における、商標権等にかかわるドメイン名紛争

商標権等にかかわるドメイン名をめぐる紛争解決のための Uniform Domain Name Resolution Policy¹ (統一ドメイン名紛争処理方針、以下「UDRP」という) 及び、Rules for Uniform Domain Name Resolution Policy² (統一ドメイン名紛争処理方針のための手続規則、以下「UDRP Rules」という) が、添付参考資料(1)(93頁)の経緯で1999年10月にICANNにおいて採択されてから、既に丸5年半程が経過した。UDRP 及び UDRP Rules の採択を受けて、1999年12月にWIPOがICANN認定の紛争処理機関として最初のgTLDに関するドメイン名紛争の申立を処理してから現在に至るまで、これまで下記の5つの機関がgTLDに関するドメイン名紛争を処理しており、その処理件数は以下のとおりである。

WIPO	(World Intellectual Property Organization、 1999/12/1 ~)
NAF	(The National Arbitration Forum、 1999/12/23 ~)
CPR	(CPR Institute for Dispute Resolution、 2000/5/22 ~)
ADNDRC	(Asian Domain Name Dispute Resolution Centre、 2002/2/28 ~)
eRes	(eResolution) ³

¹ UDRP 原文 : <http://www.icann.org/udrp/udrp-policy-24oct99.htm>

UDRP 日本語訳 : <http://www.nic.ad.jp/ja/translation/icann/icann-udrp-policy-j.html>

² UDRP Rules : <http://www.icann.org/udrp/udrp-rules-24oct99.htm>

UDRP Rules 日本語訳 :

<http://www.nic.ad.jp/ja/translation/icann/icann-udrp-rules-j.html>

³ eRes は、2001年11月をもって活動を停止した

表 4-1 紛争処理機関別処理件数推移⁴

	WIPO	NAF	CPR	ADNDRC	eRes	合計
1999	1					1
2000	1841	860	19		250	2970
2001	1506	836	14		96	2452
2002	1181	870	32	33	-----	2116
2003	1053	854	24	26	-----	1957
2004	1110	922	9	20	-----	2061
2005	302	267	0	1	-----	570
	6994	4609	98	80	346	12127

上記の数字を見る限りでは、UDRP 及び UDRP Rules に基づくドメイン名紛争処理システムが本格稼働し始めた 2000 年をピークに処理件数は減少し、ここ数年は、横ばい傾向にあるといえるようである。また、WIPO の知名度ゆえであろうか、例年、申立全体の 6 割前後は申立先が WIPO に集中している。

なお、UDRP 及び UDRP Rules に基づくドメイン名紛争処理における主な争点上の判断基準は、添付参考資料(3)(98 頁)のようになっている。これを見る限りでは、UDRP 及び UDRP Rules 下での紛争処理システムの運用は安定しているようである。

4.1.3. ccTLD における、商標権等にかかわるドメイン名紛争

ccTLD における、商標権等にかかわるドメイン名紛争処理体制については、大きく 2 つに分けることができる。1 つは、UDRP の内容をそのまま自国の ccTLD におけるドメイン名紛争に取り込んでいる場合、もう 1 つは、自国 ccTLD をめぐるドメイン名紛争処理システムを自国で構築している場合である。

前者については、自国では紛争処理のための機関を持たずに UDRP に依拠する国が多く、紛争処理手続も ICANN の認定機関に依頼しているところが多い。また、後者は、更に 2 つに分けることができ、1 つは、UDRP に倣う形で自国 ccTLD ドメイン名紛争のための処理手続を設けている国で、もう 1 つは、UDRP を一応は参考にする等しながら独自の紛争処理手続を設けて運用しているか、あるいは、ドメイン名紛争のためのルール等を特に持たず、実体法による解決に委ねている国である。

4.1.3.1. UDRP に依拠する ccTLD ドメイン名紛争

次ページの表は、WIPO に ccTLD の紛争処理を依頼している国の一覧である⁵。

⁴ 2005 年の処理件数は、3 月 24 日現在のものである

⁵ WIPO に ccTLD の紛争処理を依頼している国の一覧

第1部 第4章 ドメイン名をめぐる紛争及び紛争処理体勢の動向

これらの中にも、UDRP の内容をそのまま自国のドメイン名紛争処理手続に取り込んでいる国と、UDRP に倣う形で自国 ccTLD ドメイン名紛争のための処理手続を設けている国がある。また、WIPO のみに紛争処理手続を依頼している国もあるが、その他の ICANN 認定紛争処理機関（主に記述の NAF、CPR、ADNDRC）にも併せて依頼している国もある。

- : WIPO のみに紛争処理を依頼している国
- : WIPO を含め 4 機関に紛争処理を依頼している国
- : その他

WIPO がドメイン名紛争を扱う ccTLD ⁶			
.ac	Ascension Island	.md	Republic of Moldova
.ae	United Arab Emirates	.mw	Malawi
.ag	Antigua and Barbuda	.mx	Mexico
.am	Armenia	.na	Namibia
.as	American Samoa	.nl	Netherlands
.au	Australia	.nu	Niue
.bs	Bahamas	.pa	Panama
.bz	Belize	.ph	Philippines
.cc	Cocos Island	.pl	Poland
.cd	Democratic Republic of the Congo	.pn	Pitcairn Island
.ch	Switzerland	.re	Reunion Island
.cy	Cyprus	.ro	Romania
.dj	Djibouti	.sc	Seychelles
.ec	Ecuador	.sh	St. Helena
.fj	Fiji	.tk	Tokelau
.fr	France	.tm	Turkmenistan
.gt	Guatemala	.tt	Trinidad and Tobago
.ie	Ireland	.tv	Tuvalu
.ir	Islamic Republic of Iran	.ug	Uganda
.ki	Kiribati	.ve	Venezuela
.la	Lao People's Democratic Republic	.ws	Samoa
.li	Liechtenstein		

(以上 43ccTLD)

表 4-2 WIPO がドメイン名紛争を扱う ccTLD

<http://arbiter.wipo.int/domains/cctld/index.html>

⁶ WIPO Web サイトより : <http://arbiter.wipo.int/domains/cctld/index.html>

なお、上記各 ccTLD の紛争処理制度の詳細については、WIPO の Web サイト内の ccTLD 検索画面で見ることができる⁷(但、同検索画面は、情報更新が2004年5月頃で止まっているようである)。

4.1.3.2. その他の ccTLD におけるドメイン名紛争

独自のドメイン名紛争のための処理手続を設けて運用しているか、あるいは、ドメイン名紛争のためのルール等を特に持たず、実体法による解決に委ねている国には、カナダ・米国・韓国等がある。

4.1.3.3. 我が国の ccTLD (JP ドメイン名) におけるドメイン名紛争

JP ドメイン名の紛争処理は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター⁸(以下、「JPNIC」という)が、UDRP 及び UDRP Rules に倣う形で制定した JP-DRP 及び JP-DRP 手続規則により処理される。これらは、2000年7月19日に制定され、同年11月10日施行された。その策定、及び JP-DRP 及び JP-DRP 手続規則施行に合わせて実体法の改正が行われた経緯は、添付参考資料(2)(95頁)のとおりである。

JP-DRP 及び JP-DRP 手続規則の施行を受けて、2000年11月に当時の工業所有権仲裁センター(現在の日本知的財産仲裁センター⁹)が最初の JP ドメイン名に関する申立を処理してから現在に至るまで、同センターには30件の申立があった(申立後取下げられたもの3件を含む)。なお、2005年3月現在、同センターは、JPNIC が認定している唯一の JP ドメイン名紛争処理機関である。

ちなみに、JP-DRP に基づくこれまでの申立件数を年別に見てみると以下のとおりである。JP-DRP 及び JP-DRP 手続規則の運用が本格化した2001年をピークに減少気味で、2004年は4件の申立が行われたのみであった。2005年については、2005年3月23日現在まだ1件も申立はなされていない。残念ながら、この数字を見る限りでは、JP-DRP 制度は十分に活用されているとは言い難いようである。

⁷ 検索画面：http://arbiter.wipo.int/domains/cctld_db/index.html

⁸ その後、JP ドメイン名のレジストリ業務は、2000年12月に設立された株式会社日本レジストリサービス(Japan Registry Service Co., Ltd. <http://jprs.co.jp>)に移管され、同社は2002年4月より JP ドメイン名のレジストリ業務を行っている。2005年3月、同社が、JP ドメイン名の登録・管理を行う国内唯一のレジストリである。

⁹ 日本知的財産仲裁センター：日本弁護士会連合会及び日本弁理士会により共同で設立された、知的財産の紛争処理等を行う ADR(裁判外の紛争解決手段)機関。その事務局は、日本弁理士会東京本部内(霞ヶ関)にある。

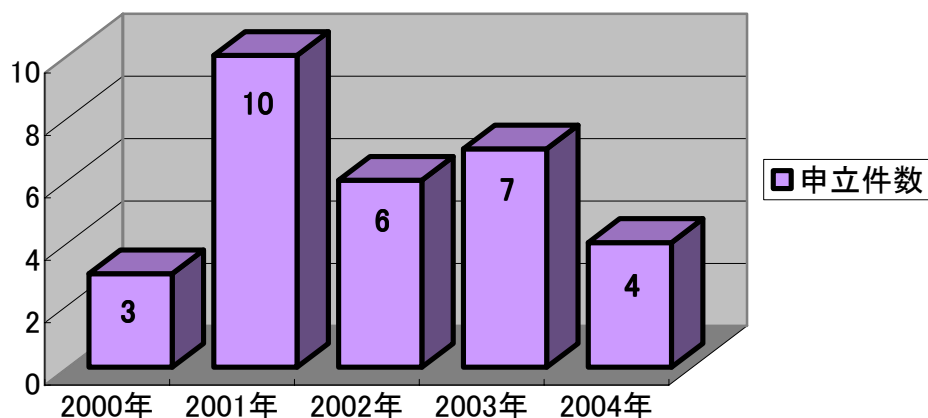
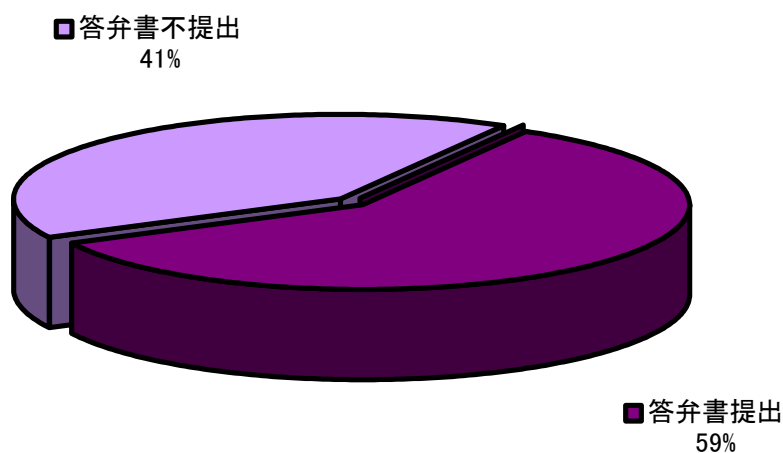


図 4-1 JP-DRP に基づくドメイン名紛争申立件数

なお、JP-DRP におけるドメイン名紛争のケースでは、1:単純なサイバースクワッティング事例が少ない、2:答弁書の不提出は、UDRP におけるそれ（公式な統計はないが 40%位と推定されている）と大体同程度である（30 件の申立のうち、3 件の取下事案を除けば、残りの 27 件中 16 件（約 59%）が答弁書を提出している。）3:申立が容認され、移転が命じられる割合が UDRP におけるそれ（65～68%位）に比してかなり高い（30 件中 3 件の取下事案を除けば 22 件（約 81%）について移転裁定が出されている）等の傾向がある。

図 4-2 答弁書提出の割合



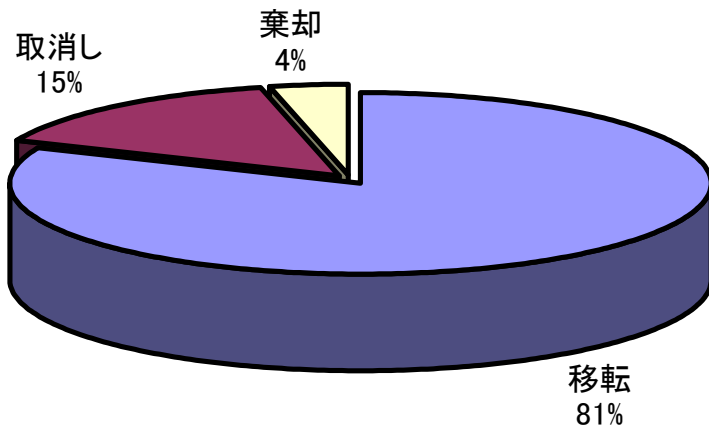


図 4-3 裁定結果

JP-DRP 下の裁定では今のところ答弁書不提出にも拘らず申立人の主張が認められなかった事案はないが（そもそも、JP-DRP 下の裁定は高い割合で（その是非はともかく）申立人の主張を認めている）しかし、UDRP 下の裁定の中には、答弁書不提出の場合でも申立人の請求を認めなかったものもある¹⁰。

4.1.4. TDRP に基づくドメイン名の移転に関する紛争処理

4.1.4.1. TDRP に基づくドメイン名の移転に関する紛争処理成立の経緯

2004 年 7 月 12 日、ICANN は、「Policy on Transfer of Registrations between Registrars(レジストラ変更(レジストラ間のドメイン名移転)に関する新ポリシー)」¹¹を新たなポリシーとして発表し、同ポリシーは、同年 11 月 12 日より施行された。同ポリシーは、ドメイン名登録者が、レジストラを変更しようとする際の手続を明確化したものである。

新ポリシー策定の経緯については、既に第 2 章「ドメイン名の競争環境整備に関する動向」の中の 2.2.1. 「登録済みドメイン名のレジストラ変更にまつわる問題」(20 頁)ないし 2.2.1.4. 「新ポリシーにおける問題解決の仕組み」(22 頁)において言及した。

¹⁰ Vertical Computer Systems, Inc. v. Registrant of "pointmail.com" WIPO Case No. D2001-0006 [pointmail.com]

¹¹ 新ポリシー原文：Policy on Transfer of Registrations between Registrars <http://www.icann.org/transfers/policy-12jul04.htm>
2004 年 11 月 12 日以降の全てのレジストラ変更に応用される。

第1部 第4章 ドメイン名をめぐる紛争及び紛争処理体勢の動向

このポリシーにより、レジストラ変更に関する紛争は、「Registrar Transfer Dispute Resolution Policy (移転に関する紛争処理方針、TDRP)」（新ポリシー公表日と同日の2004年7月12日策定）に従わなければならないとされ、この結果、UDRP及びUDRP Policyに基づく、商標権を基準としたドメイン名の移転や取消しを求めるドメイン名紛争とは異なる基準に基づくドメイン名に関する紛争のシステムができあがったものである。

TDRPに基づくドメイン名紛争についても一応ここで述べておくことにする。

4.1.4.2. 移転に関する紛争処理機関

現在、TDRPの紛争処理機関としてICANNが認定しているのは、以下の2機関である。

- The National Arbitration Forum [NAF]¹²
- Asian Domain Name Dispute Resolution Centre [ADNDRC]¹³

ICANNがTDRPに基づくレジストラ間のドメイン名移転に関する紛争を扱う機関を募ったところ、上記2機関が応募したため、これらの2機関がICANNの認定を受けるに至った。なお、WIPOは、応募しなかったが、これは、TDRPに基づくレジストラ間のドメイン名移転に関する紛争は、WIPOが扱う知的財産権とは関連性がないためと思われる。

NAFのWebサイト上の検索エンジンでは、2005年3月24日現在、TDRPに関するNAFへの申立は1件もみつからない。

また、ADNDRCに至っては、Webサイト上TDRPについて全く言及しておらず、TDRPに基づく申立の件数等についての記載もないため、同機関におけるTDRPの利用状況は不明である。ADNDRCのWebサイトを見る限りでは、ADNDRC自身、TDRPについてあまり重きを置いているようには見受けられない。

これらを見る限り、TDRPはほとんど利用されていないのが現状だといって良いだろう。その原因としては、手続の煩雑さ、既述の新ポリシーの施行により、レジストラ移転をめぐるトラブルが解消・減少した、TDRP自体が4ヶ月半程しか経過していないため、等のいくつかの理由が考えられるが、真実は不明である。

¹² The National Arbitration Forum :
<http://www.arb-forum.com>

¹³ Asian Domain Name Dispute Resolution Centre:
<http://www.adndrc.org/adndrc/index.html>

4.2. ICANN における WIPO セカンド・プロセス要請の検討

4.2.1. WIPO セカンド・プロセスとは

ドメイン名紛争に関連する ICANN における動きとして、WIPO セカンド・プロセスを挙げておきたい。

「WIPO セカンド・プロセス」とは、正式名称を、「the Second WIPO Internet Domain Name Process」といい、2003年2月21日付の、WIPOよりICANNに対する文書による検討要請である（「WIPO 」と呼ばれることもある）。

WIPO は、2000年7月、WIPO メンバー国の要請により、下記5種類の識別名について、ドメイン名登録上の保護が必要であるか否かの検討を開始した。

- International Nonproprietary Names for pharmaceutical substances (INNs) (医薬品国際一般名称)
- The names and acronyms of international intergovernmental organizations (IGOs) (国際的な政府間機関名)
- Personal names (個人名)
- Geographical identifiers and trade names (地理的名称及び商号)

上記要請は2001年及び2002年に開催された「the WIPO Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications」(商標法、意匠法及び地理的表示に関する常設委員会)において検討され、2002年10月、WIPOの最高機関である「General Assembly」(一般総会)は、上記5種類の識別名称のうち、「国際的な政府間機関名(IGOs)」及び「地理的名称(Geographical identifiers)」を含む国家名の2つについては、UDRP上保護が与えられるよう、UDRPを改訂すべきとの要請をICANNに提出すべきであると決定した¹⁴。

その後、既述のとおり、2003年2月21日付で、WIPOよりICANNに対して、文書により正式に検討要請が提出された。これが「WIPO セカンド・プロセス」である。UDRPが策定された1998年当時の、WIPOによる周知著名商標の保護等の検討（「WIPO プロセス」「WIPO ファースト・プロセス」と呼ばれている）に対比して、このように呼ばれている。なお「WIPO セカンド・プロセス」は、ICANN Web サイトにおいて公開されている¹⁵。

¹⁴ 但し、IGOsの保護要請については、米国が決定の採決において棄権し、Geographical identifiers「地理的名称」を含む国家名の保護要請については、オーストラリア・カナダ及び米国が棄権し、日本は、国家名の保護の法的な裏付けについて検討するべきとの留保をつけた。

¹⁵ WIPO セカンド・プロセス：

「Letter from Francis Gurry, WIPO, to Vint Cerf and Stuart Lynn」
<http://www.icann.org/correspondence/gurry-letter-to-cerf-lynn-21feb03.htm>

4.2.2. WIPO セカンド・プロセス要請のドメイン名紛争処理への影響

ICANN は、WIPO セカンド・プロセスを検討するために、2003 年 10 月に Joint Working Group を結成したが、ここでの議論にはほとんど進展がないようである。もし同プロセスが WIPO の要請する形で実現することになれば UDRP は大幅に修正されることになる。それにより、国際的な政府間機関¹⁶ や「地理的名称」を含む国家が、これらの名称を含むドメイン名を所持している登録者に対して移転や取消しを求めることができることとなる。なお、WIPO は、セカンド・プロセス内において、UDRP が修正されるべきであるとしている。

4.2.3. WIPO セカンド・プロセス要請内容の是非

しかしながら、国際的な政府間機関や「地理的名称」を含む国家の名称を UDRP が保護すべきであるとの要請の根拠はどこにあるのだろうか。WIPO は、メンバー国の要請に基づいてセカンド・プロセスを提出したが、その根拠付けについての検討は必ずしも十分ではないように思われる。

なお、現在、国家名を含むドメイン名については、国家が取得を希望する場合で登録者との間に話し合いが成立した場合には、国家が登録者から買取っているのが現状である。その例として、[NewZealand.COM]は 50 万ドルでニュージーランド政府が譲受け、[Australia.COM]は巨額の金員の支払いと引換えにオーストラリア政府が譲受けた等がある。

¹⁶ 「国際的な政府間機関」とは、具体的には、国連・ユニセフ・世界銀行・世界保健機構・国連難民高等弁務官事務所等々を指す

参考資料

(1) UDRP 及び UDRP Rules の策定

1990年代初頭頃よりインターネットが一般社会に普及し始め、特にその後1990年代中頃よりインターネットやドメイン名の商取引上の利用が本格化した結果、ドメイン名と既存の価値である商標やサービス・マーク、商号、著名名称等間に衝突が生じた。このような衝突は、ドメイン名と既存の価値との調整が用意されていなかったため、必然的に発生してしまったといえる。

IPアドレス及び各IPアドレスに対応するドメイン名は、本来、いわば、インターネット上の住所に過ぎないはずであった。また、ドメイン名を登録するという行為に法的な「権利」性がある訳ではなく、希望するドメイン名が未登録であれば先着順で誰でも登録することが可能である（先願主義）。

一方、商標やサービス・マーク、商号、著名名称等は、主に、扱っている商品やサービス（役務）の識別、営業上の表示、あるいは営業上の信用の保護等を目的とし、これらに法的な保護が与えられるものである。しかし、インターネットの商取引上の利用が本格化すると、著名な名称や良く知られた商号を含むドメイン名の取得や高額な金員と引換えの売却目的での登録（いわゆる、「サイバースクワッティング」）が相次いだ。しかし、このような事態に直面し、商標権者等がサイバースクワットされたドメイン名に対して自身の権利を主張できるか、できるとしたらその根拠はどこにあるのか、という、既存の実体法制度では解決がつかない課題が発生し、ここに何らかの調整が必要になったのである。こうした経緯でUDRP及びUDRP Policyは策定された。

UDRP 及び UDRP Policy 策定経緯を以下に示す。

1996年11月	IAHC（International Adhoc Committee） ¹⁷ 発足
1998年1月	米国政府、「インターネットの名前及びアドレスの技術的管理の改善についての提案（A PROPOSAL TO IMPROVE

¹⁷ IAHC：gTLDの運営管理を改善することを目的として発足した国際臨時特別委員会。ISOC、IANA、ITU、WIPO等のメンバーにより構成され、1997年2月、最終報告書を発表した。1997年5月にはその役割を終え、解散した。

第1部 第4章 ドメイン名をめぐる紛争及び紛争処理体勢の動向

1998年6月	TECHNICAL MANAGEMENT OF INTERNET NAMES AND ADDRESSES」(通称「グリーン・ペーパー」)発表。 米国政府、グリーン・ペーパーに対して寄せられたコメントを反映した「インターネットの名前およびアドレスの管理 (Management of Internet Names and Addresses)」(通称「ホワイト・ペーパー」)発表 ¹⁸ 。
1998年7月	WIPO、ホワイト・ペーパーを受けて検討開始、3回のパブリックコメント要請や公聴会開催。
1999年4月	WIPO、「ドメイン名プロセスに関する WIPO 最終報告書」を作成、ICANN 理事会に上げる。ICANN は、DNSO ¹⁹ において検討・議論。UDRP 及び UDRP Rules のドラフトを作成・公表。Web サイトにドラフトを掲載し、パブリックコメントを求める。
1999年10月	UDRP 及び UDRP Policy、正式採択。
1999年12月	WIPO、1件目のドメイン名紛争申立を受領する。

¹⁸ ホワイト・ペーパーは、ドメイン名や IP アドレスの管理・調整のために非営利法人を設立するとしており、グリーン・ペーパー、ホワイト・ペーパーの流れから、ICANN が設立されるに至った。

¹⁹ DNSO: Domain Name Supporting Organization。ICANN 設立以降 2002 年まで ICANN の 3 つの Supporting Organization の一つでドメイン名に関する支持組織だった。その後 2002 年の ICANN 改革を受けて、gTLD に関する事項を扱う機能は GNSO に、ccTLD に関する事項を扱う機能は ccNSO に引き継がれている。

(2) JP-DRP 及び JP-DRP 手続規則の策定及び不正競争防止法の改定

JP-DRP 及び JP-DRP 手続規則策定経緯は以下のとおりである。

- | | |
|----------------------|---|
| 1999 年 12 月 | ドメイン名紛争処理制度を検討するために、「ドメイン名登録に関する紛争解決ポリシーに関するタスクフォース (Domain Name Dispute Resolution Task Force)」設置。 |
| 2000 年 2 月・3 月・4 月 | 同タスクフォース会合を行う。 |
| 2000 年 4 月 | 上記タスクフォースから、JPNIC 運営委員会に第 1 回答申が提出される。 |
| 2000 年 5 月 | 第 1 回答申に対するコメントを募集。 |
| 2000 年 6 月 (2 回)・7 月 | 同タスクフォース会合を行う。 |
| 2000 年 7 月 11 日 | 上記タスクフォースより、最終答申が提出され、JPNIC 理事会で承認される。 |
| 2000 年 11 月 10 日 | JP-DRP 及び JP-DRP 手続規則施行。 |
| 2000 年 11 月 | 工業所有権仲裁センター、1 件目の申立を受領する |
| 2004 年 2 月 | JPNIC、JP-DRP 第 5 条(b)(vii)の脱字を修正することを理事会で承認。 |

不正競争防止法平成 13 年改正

その他、JP ドメイン名紛争に関連して、不正競争防止法の 2001 (平成 13) 年の改正に言及しておかなければならない。

JP-DRP は、裁判外で当事者間の紛争に決着をつける制度、という意味では ADR (Alternative Dispute Resolution 「裁判外紛争解決」) の一種といえるが、その結果は最終的に当事者を拘束しない点で仲裁とは異なるものである。JP-DRP 第 4 条 k.項には、「いずれの当事者も、この JP ドメイン名紛争処理手続の開始前、継続中または終結後のいずれの段階においても、当該ドメイン名の登録に関して裁判所に出訴することができる。本条に定めるいかなる要件も、本項による当事者の出訴を妨げるものではない。」とあり、申立人・登録者のいずれにも、JP-DRP に基づく紛争処理手続開始後も訴訟を提起する機会を保証している。

JP-DRP は、ドメイン名の登録の時点で、これから登録しようとするドメイン名に対して万一将来移転あるいは取消しを求める申立がなされた場合には、JP-DRP に基づく裁定に服する旨を予め登録者に同意させることによって、将来的に拘束力を持つも

第1部 第4章 ドメイン名をめぐる紛争及び紛争処理体勢の動向

のである(「属性型(組織種別型)・地域型 JP ドメイン名登録等に関する規則」²⁰、「汎用 JP ドメイン名登録等に関する規則」²¹)。2005年3月現在、JP ドメイン名の登録・管理機関である株式会社日本レジストリサービスが(同社設立以前は JPNIC 自身が) JP ドメイン名の登録を行っている唯一のレジストリである(あった)以上、同社が提供する登録約款に同意せずして JP ドメイン名を登録することはできないのであるから、登録者が JP-DRP に基づく紛争処理に拘束されることに予め同意していなかったため手続きを開始できない、という問題は発生しない。

しかし、JP-DRP 外での、ドメイン名の登録それ自体をめぐる紛争については、これを拘束する法的な規定は特になかったため、ここに JP-DRP と既存の実体法との間に大幅な食違いが生じてしまい、DRP に基づく裁定が当事者を最終的に拘束しない以上、この食違いを修正する必要性が生じた。不正競争防止法の 2001(平成 13)年の改正はこのような必要性によるものであった。その結果、同法第 2 条 1 項「この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。」の 12 号として「不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で、他人の特定商品等表示(人の業務に係る氏名、商号、商標、標章その他の商品又は役務を表示するものをいう。)と同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為」との一文が追加された。これにより、不正の利益を得る目的あるいは他人に損害を加える目的のドメイン名登録が「不正競争行為」の一形態として定義付けられた(なお、ドメイン名の使用に限らず、ドメイン名の取得や保有も「不正競争行為」とされる)。改正不正競争防止法は、2001(平成 13)年 6 月 29 日に公布され、その後同年 12 月 25 日に施行された。

同法同条同項同号は、「不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的」と、図利加害目的を主観的要件としている(なお、特定商品等表示が周知あるいは著名でなければならないということはない)。しかし、このような不正競争防止法の条文の修正によっても、JP-DRP に基づくドメイン名紛争における「不正の目的」の判断基準と不正競争防止法における「図利加害目的」の具体的な認定基準やこれらの運用が完全に一致したということではない。

また、ドメイン名が特定の商標権を侵害する場合には、商標法に基づく差止等の対象となり得ようが²²、「侵害」の有無の判断は、問題のドメイン名の利用の実態やそのド

²⁰第 40 条(紛争処理)「登録者は、その登録にかかる属性型地域型 JP ドメイン名について第三者との間に紛争がある場合には、紛争処理方針に従った処理を行うことに同意し、当社は JPNIC の認定する紛争処理機関の裁定に従った処理を行う。」

²¹第 37 条(紛争処理)「登録者は、その登録にかかる汎用 JP ドメイン名について第三者との間に紛争がある場合には、紛争処理方針に従った処理を行うことに同意し、当社は JPNIC の認定する紛争処理機関の裁定に従った処理を行う。」

²²商標法第 36 条 1 項:「商標権者又は専用使用権者は、自己の商標権又は専用使用権

メイン名により運営される Web サイトの内容(その中で特定の商品や役務を取り扱っているか等)や同ドメイン名の使用実態により判断されるもので、ドメイン名の取得・登録それ自体について商標権の侵害は認めることはできないであろう。

なお、使用の実態を判断するに際して、ドメイン名そのものとドメイン名により表示される Web サイトを分けて扱う考え方もあるようだが(すなわち権利侵害をしているのは Web サイトであって、ドメイン名そのものではないとの考え方) あまりここでは検討する必要性がないと思われるのでここではこれ以上は触れない。

を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。」、同2項「商標権者又は専用使用権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。」

(3) gTLD をめぐるドメイン名紛争の傾向と主な争点における判断基準

1. gTLD をめぐるドメイン名紛争の全体的傾向

2004年10月28日及び29日、スイスのジュネーブ所在のWIPO本部において、「WIPO Workshop on Domain Name Dispute Resolution」が行われた。このワークショップは、2002年より例年同時期に開催されているもので、ドメイン名紛争に当事者または法律顧問として関与する可能性のある人を主な対象とし、UDRPを解説する目的の下に行われたものである。

同ワークショップでは、WIPO 仲裁センター幹部数名及び著名パネリスト3名（Scott Donahey、Tony Willoughby、Dennis Foster）が講師を務め、（1）ドメイン名紛争や紛争処理方針の歴史や制度・手続の解説、（2）UDRP 紛争処理方針・UDRP 手続規則・仲裁センター補則の重要条文解説、（3）重要事例の紹介や裁定の判断上の重要ポイントをめぐるパネリスト間の心証や判断基準の解説、（4）参加者に事前に送付された模擬ドメイン名紛争例の処理方針を巡る参加者間のディベート及びこれに対するパネリストからのコメント、等が主な内容だった。

現実にはパネリストとして裁定判断をしている人物より具体的な判断基準を聞くことができたという点で、同ワークショップは、非常に価値あるものだった。

以下、gTLD をめぐるドメイン名紛争について、UDRP における判断の全体的傾向上特に重要なポイントについて言及し、また、その際必要に応じて第2部第1章添付参考資料（134頁以下）に言及する。これは、上記ワークショップの一部であり、特にドメイン名紛争パネリスト経験者の見解や心証のうちパネリスト間に相違がある点に着目している部分である。添付参考資料134頁の冒頭、パネリスト、Scott Donaheyも述べているとおり、全体の99%以上は見解は統一されているのであって、WIPO における手続きが指名されたパネリストの心証次第で結論が大きく左右されるような、不安定な運営状況にある訳ではない。

なお、全体的に、当初に比べて、単純なサイバースクワッティング事例は減り、紛争の事例は細分化する傾向にあるということである。

2. gTLD をめぐるドメイン名紛争における主な争点とその判断基準

1. 商標権

商標（trademark or service mark）、未登録の権利（unregistered rights）、コモン・ロー上の権利（Common Law trademarks）の成立

申立に際して、申立人は、その1. 紛争対象のドメイン名が、申立人の有する商標と同一または類似であること、その2. 登録者が当該ドメイン名について正当な利益や権利を有していないこと、その3. 当該ドメイン名が悪意により登録かつ使用されていること、の3項目を主張（assert）しなければならない（UDRP 第4節の a.(ii)）。

そして、ここで問題になるのは、第2項目である（なお、これに倣い、JP-DRPにも同様の規定がある²³）。というのも、第2項目は、「ないこと」についての主張（これは、事実上「立証」と言い換えることも可能か？）、いわゆる「悪魔の証明」を求めるものであり、このような規定がわざわざ設けられていること自体奇妙に見受けられるためである。これから申立を行おうとする者は、この規定を見て、具体的には何をどの程度主張・立証すれば自身の主張（立証）責任を果たしたことになるのか、判断に迷うであろう。しかし、この問題については、「4.1 権利を有していないことの証明」にゆずることにする。

ドメイン名紛争においては、申立人に商標権が成立していることが前提であり、一方、登録者（被申立人）は当該ドメイン名を登録するに足る「正当な利益」が自身にあることを立証しなければならない²⁴。UDRPにおいて「商標（trademark or service mark）」には、登録商標以外に未登録の権利（unregistered rights）やコモン・ロー上の権利（Common Law trademarks）をも含むと解釈されている。そのため、UDRPに基づく手続下でこれらの権利の成立はどのような条件下でどの程度認められるのか、という疑問が生じる。

この問題については、その者の居住する国や地域や、商標権が成立している管轄や地域に関係なく、いずれにかにおいて通常のコモン・ロー上の商標権の成立要件を満たしていればUDRP下の手続においても商標権の成立が認められるべきであるとの解釈が主流であると思われる。そうでなければ、その他の点では同条件でも、居住する地域や所属する管轄によってコモン・ロー上の商標権が成立したりしなくなったりすることになり、制度の統一性がなくなってしまう。（登録商標がある場合も同様である。いずれの管轄内でその商標が登録されているかは、商標権の成立を検討するに際しては問題にならない）

実際、パネリストらの判断も、添付参考資料140～144頁のとおり、国や地域に関係なく、全世界で統一的に商標権の成立を認めるということだった。

よって、商標登録があればUDRP上のこの条件は成立していることになる（但、商標登録がある場合でも、商標権の成立を認めたPatent Office（特許庁）の判断が正しかったか否かまで検討する必要がある、との少数意見もある、（添付参考資料136頁）参照 Scott Donahey の見解：商標権を認めたことについて瑕疵がないかを確認する必要があるとの少数意見）

そして、登録商標がない場合、特定の用語や名称について未登録の権利やコモン・ロー上の商標権が成立すると認められるか否かの判断基準は、その用語や名称が、特定の商品やサービス（役務）と結び付けて利用され、特定の商品やサービス（役務）の

²³ JP-DRP 第4条 a.(ii)

「登録者が、当該ドメイン名の登録についての権利または正当な利益を有していないこと」

²⁴ UDRP 第4節 c. は、legitimate interest（正当な利益）を有していると認められる事情を挙げている。

第1部 第4章 ドメイン名をめぐる紛争及び紛争処理体勢の動向

出所機能を備えているか、という点が重要な判断基準である。ワークショップにおいて紹介された、402 Shoes, Inc., dba Trashy v. Jack Weinstock Whispers Lingerie, Case No. WIPO D2000-12230616 [trashylingerie.com] のケースは、一般用語 (generic term) について商標権の成立が認められた、面白いケースと思われる (添付参考資料 136 頁)。

著名な人名や名称については、次の「2. 著名名称 (celebrity names)」にゆずる。

2. 著名名称 (celebrity names)

著名名称や有名人の氏名について、それらが未登録であってもコモン・ロー上の商標権の成立は認められるのであろうか。

ワークショップにおいて紹介された、The Hebrew University of Jerusalem v. Alberta Hot Rods, Case No. WIPO D2002-0616 [alberteinstein.com] のケースは、著名名称「Albert Einstein」について商標権の成立が認められなかった例である。パネリストが「Albert Einstein」の著名名称に商標権の成立を認めなかった理由が重要である。

本ケースを担当したパネリストは、Albert Einstein 本人に生存当時自身の氏名を商業的に利用していた事実がないことから、申立を認めなかった (添付参考資料 139 ~ 140 頁)。

また、別のパネリスト Tony Willoughby は、「それ (著名名称) が商標なのか否か」が問題で、常にこの点を検討しなければならないと話していた (添付参考資料 138 頁)。

3. 同一 (identical) あるいは混同を引き起こす程の類似性 (confusingly similarity)

これは、パネリストによって考え方に相違が見られる点だった。もっとも、類似性の判断が困難なのはドメイン名紛争に限らない。

WIPO ワークショップにおいて解説されたのは、現在2つ、あるいは2つの双方を使い分ける考え方を大多数のパネリストが採用しているということだった。1つは、ワークショップにおいて「objective approach (客観的アプローチ)」との呼称で解説されたもので、もう一方は、「subjective approach (主観的アプローチ)」との呼称で解説されたものである。

「objective approach (客観的アプローチ)」は、争いとなっているドメイン名に商標が文字列として含まれてさえいたら、そのドメイン名はその商標に類似するものとの考え方を採るものである。

一方、「subjective approach (主観的アプローチ)」は、問題となるドメイン名を見た人物が、当該ドメイン名と商標が類似すると思うかどうか、ということを経験性の判断の基準にするという考え方である。WIPO ワークショップで紹介された、America Online, Inc. v. Johuathan Investments, Inc., Case No. WIPO D2001-0918 [aollnews.com, fucknetscape.com] のケースは、「subjective approach (主観的アプローチ)」を採り、類似性を否定したケースである。同ケースでは、パネルは、

[fucknetscape.com]のドメイン名が、「It is a name、 which、 by its very nature、 declares that it is hostile to Netscape (参考訳：この名称は、その根本的性質からして、Netscape に敵対するものであることを宣言しており)」、このようなドメイン名を登録した者がそうしたドメイン名を登録したのは、「not because they believe people will believe that the domain name in question or any site to which it is connected belongs to or is licensed or endorsed by the trade mark owner (参考訳：問題の当該ドメイン名が、あるいは、それが結合しているいかなるサイトも、商標権者に属している、あるいは商標権者から認可されている、あるいは商標権者により是認されたものだ、人が思うだろうと彼ら(当該ドメイン名登録者)が思ったからではない)」のであるから、類似性があるとはいえないとの判断を示し、申立を棄却(dismiss)した。しかし、もし、本ケースが「objective approach (客観的アプローチ)」に依拠するパネリストに当たっていたならば、紛争の対象であるドメイン名に「Netscape」の文字列が含まれているから、との理由で類似性があると判断されただろう。

しかし、類似性有りと判断された場合でも、申立人が主張しなければならないとされるその他2項目(登録者が正当な利益を有していないこと、登録者が悪意で登録・利用していること)の主張(立証)を検討した場合、特に悪意性の有無の判断により、裁定の結論は、最終的にはあまり違いがでるとは限らない。「objective approach (客観的アプローチ)」は、類似性の判断が機械的にできる反面、そのドメイン名が商標を侵害するものではないことが客観的に明らかの場合や、一般消費者がそのドメイン名やそのドメイン名によって表示される Web サイトを商標権者と混同しないことが明らかの場合であっても類似性があるとの判断し、他の2項目の判断においてその点を補うことになる。一方、「subjective approach (主観的アプローチ)」では、そのドメイン名により混同が生じるか否かが明らかの場合には問題ないものの、微妙なケースにおいては類似性の判断は難しくなり、代りに残りの2項目の判断は楽になる可能性がある。WIPO ワークショップでの説明では、結果として、両者のアプローチでも最終的な判断結果にあまり差は出ていないということである。

なお、「objective approach (客観的アプローチ)」及び「subjective approach (主観的アプローチ)」の両方を使い分けるパネリストもいるようである(添付参考資料 151 ~ 152 頁)。

WIPO の事務管理者²⁵によれば、これら2つのアプローチ及び両者を使い分ける考え方は、現在 WIPO における裁定において多数を占めているということだった(添付参考資料 152 頁)。

4. 立証

4-1. 登録者が、ドメイン名について権利や正当な利益を有していないこと

²⁵ 裁定判断には影響を及ぼさないが、手続面のチェックや裁定判断の確認等に関与している。

第1部 第4章 ドメイン名をめぐる紛争及び紛争処理体勢の動向

既に1.で述べた「悪魔の証明」の問題である。申立人は、申立書内で、登録者（被申立人）が紛争の対象となっているドメイン名について権利または正当な利益を有していないことを主張しなければならないとされているため、どの程度まで主張すれば、主張責任を果たしたことになるのか、という問題が生じる。

これについては、Scott Donahey の解説が参考になる（添付参考資料 154 頁）。裁定の主流は、一定の主張をすることで申立人側の義務が果たされたものと扱っているようである。ここでは、登録者（被申立人）側に権利や正当な利益がないとの主張を申立人が提出するだけでは不十分である。主張に加えて、登録者（被申立人）側に権利や正当な利益がないこと主張する根拠を挙げることで、申立人側の主張責任が果たされたものとして扱われ、申立人の主張する事実関係についての推定が働くことになるであろう。

4-2. 立証責任

前項の「4-1. 権利を有していないことの証明」にも一部関連する問題である。

立証責任（burden of proof）は、つねに申立人側にあり、申立人側が自身の立証責任を果たした場合には、立証責任は、今度は登録者（被申立人）側に移転する。それに対して、上記のような、例えば、登録者（被申立人）側が、正当な利益や権利を主張し、それを裏付ける資料を提出してきた場合には、最終的にはどちらの立証が成功したと判断するのであろうか。この点については、ワークショップでも参加者から質問があり（添付参考資料 154～155 頁）、これに対するパネリストの回答は、両者の相互作用であるということだった。

DRP は迅速な裁定を目指しているため、両当事者とも主張・証拠の提出の機会は原則1度しかない。そのため、自身に有利な証拠は、申立人であれば申立に添付して、登録者（被申立人）であれば答弁書に添付して全て揃えて提出するべきである。いずれの側の証拠を採用するかはそれぞれの証拠の証拠能力及びパネリストの判断ということになるであろう。

5. 悪意（bad faith）

5-1. 悪意の登録及び使用

UDRP 第4節 a. (iii)は、「your domain name has been registered and is being used in bad faith（参考訳：登録者のドメイン名が、悪意で、登録かつ使用されていること）」を申立人は主張しなければならない、としている。

ここでは、2つ問題が考えられるだろう。1つ目は、「登録」と「使用」の両方の（時点での悪意性の）要件をどこまで厳密に追求するか、という問題であり、2つ目は、UDRP 第4節 a.(iii)は、登録者（被申立人）が悪意でそのドメイン名を登録及び使用していることの主張を申立人に求めているが、登録及び使用に際しての登録者（被申立人）の悪意性は特に登録者（被申立人）の内心の問題であるため、申立人側でどの

ようにしてそれを立証するか、という問題である²⁶。

ちなみに、UDRP 第4節 a.(iii)は、規定上は、「assert (主張)」を求めているのみであるかにも読めるけれども、先の「4-1. 権利を有していないことの証明」同様、実際のところは主張するだけでは足りず、パネリストが悪意性を認定するに足る背景事情をやはり申立人側で挙げる必要があるだろう。UDRP は、悪意性が認められる4つの場合を第4節 b.に例示しているが、勿論悪意性が認められる場合はこれら以外にもあらゆる場合が考えられる。

1つ目の問題に戻ると、「悪意の登録及び使用」は、もし第4節 a.(iii)の規定を厳密に解釈するならば、いわゆる「passive holding (非活動的所有)」のケースはこれをクリアできない、という障害が発生する。登録しているけれども使用の実態がない場合も多いだろう。また、Webサイトを形式的には開設しているけれども、実質的な中身が何もない場合を「使用」と認めるか、という問題や、ドメイン名の登録時点や登録後の使用のある時点でも登録者が本当に善意だったとして、その後いずれかの時点でそのドメイン名の使用の様態が悪意性のあるものになった場合、第4節 a.(iii)の要件を厳密には満たさないのではないか、という問題がある。

これらの問題については、少なくともWIPOの裁定では、かなり緩やかな解釈が採用され、事実上は、登録あるいは使用の時点での悪意性が認定されれば、第4節 a.(iii)の要件が満たされたものと扱われる場合が多いようである²⁷。

その他、第4節 b.は、悪意性が認定される場合を(i)から(iv)までを挙げ、そのような事情があるときは、ドメイン名の登録及び使用について悪意性が認められなければならないとしている。しかしながら、(iii)の、登録者がドメイン名を競業者の事業を混乱させることを主たる目的として登録している場合や、(iv)の、ドメイン名により登録者が商業的な利益 (commercial gain) を得る目的で、登録者が申立人の標章と混同を生じせしめることによりユーザーを当該ドメイン名により表示される Web サイトに引き寄せている場合、については特に、どの程度まで厳密な解釈をするべきなのか、という問題がある (第4節 b.(i)の、金員の支払要求目的のドメイン名取得については次の5-2.にゆずる)。なお、同(ii)の、商標権者を妨害する目的でのドメイン名取得の常習行為に関する規定については特段解釈上の問題点はないようであるが、サイバースクワッターの手口が巧妙化しているため、最近は適用事例が殆どない。

なお、競業会社でない場合や商業的な利益を目的としない登録は、悪意の登録及び使用であるとはみなされないのか、という点については、柔軟な解釈で競業関係や商業的な利益の目的を認めようとする傾向にあるようである。

競業会社ではなく、また、営利を目的としない場合でも悪意の登録及び使用であるとしたケースもある²⁸ (添付参考資料 163 頁)。但、多数のパネリストがこのような考

²⁶ なお、JP-DRP 第4条 a.(iii)は、登録あるいは使用の両方の時点での (登録者の) 不正の目的のみを要求している。

²⁷ 但、「登録及び使用」の要件を厳密に解釈しているケースもある。例：Ee-Duction, Inc. v. Zuccarini, WIPO Case No. D2000-1369 [education.com]。

²⁸ Compagnie Generale des Matieres Nucleaires v. Greenpeace International

え方を採用している、という訳ではないようである。

5-2. 金員の支払による譲渡の提示

金員の支払による譲渡の提示自体は、問題とならない。但、商標権者の所有する商標を含むドメイン名を登録者が登録し、争いとなった場合、悪意性との関係で譲渡の提示の事実やその具体的な提示金額が考慮されることになるだろう。

UDRP 第4節 b.は、「primarily for the purpose of selling, renting, or otherwise transferring the domain name registration –(omit)—for valuable consideration in excess of your documented out-of-pocket costs directly related to the domain name (参考訳:(略)そのドメイン名の取得に直接要した書面化されている支払金額を超えた対価のために、販売、貸与または移転することを主たる目的としているとき)も悪意性が認められるとしているが、ドメイン名の取得に要した金額を若干でも上回る金額を請求したら直ちに悪性が認定される、というものでもないだろう。

5-3. 不平サイト・批判サイトと「表現の自由」「言論の自由」

いわゆる「gripe site (不平サイト・批判サイト)」は、「表現の自由」や「言論の自由」により正当な利益を認められるか、という問題である。UDRP は、この問題について特に言及していない。

「gripe site (不平サイト・批判サイト)」とは、例えば、ソニー製品の消費者が同社の製品の批判をするために「Sony」を含むドメイン名を登録する、あるいは例えば、株主が経営陣の方針を批評・批判するために社名(社の商標権)を含むドメイン名を登録し、こうしたドメイン名による Web サイト上で製品、経営方針や社の方向性などについて批判したり、チャットを展開したりするサイトを指す。こうしたドメイン名の使用は、登録者側の「表現の自由」や「言論の自由」を理由に、ドメイン名を登録・使用する正当な利益の一種として保護されるか。

微妙な問題であるが、WIPO ワークショップにおいて、あるパネリスト経験者(Tony Willoughby)は、例えば、<Kodak.com>に対してはそれが Kodak の公式な Web サイトであると期待するのであって、実際にそこに入ってみるとそこは公式な Web サイトではなく、入ってから騙されたことに気付くが、これをドメイン名の正当な使用と認めるのは難しいのではないかと話していた。また、これに対し、別のパネリスト経験者(Dennis Foster、米国弁護士)も、「I would like to point out that free speech, even in the U.S. is not an absolute right (参考訳:指摘したいのは、言論の自由は、例えアメリカ(合衆国)においても絶対的な権利ではなく、)」「I think the majority of the panelists probably would agree with him, even the ones from the U.S.. (参考訳:私はパネリストの大多数は、例えその人の出身が米国だとしても、恐らく彼(先の Tony Willoughby を指す)に同意すると思います。)」とのことだった。

このように、誤認が伴う場合には、「表現の自由」や「言論の自由」を主張しても正当な権利として認められず、悪意と判断することが多いようであるが、類似の例で悪意性を認めていないケースもあり、悪意性の判断は微妙である。また、開設されるサイトの内容によっては、7.の、商標権の価値の低下（tarnish、dilution、UDRP 第4節 c.(iii)）にも関連する問題である。

6. 正当な利益（legitimate interest）

6-1. 善意（bona fide）によるドメイン名の使用あるいは使用準備（demonstrable preparation）

UDRP 第4節 c.(i)である。具体的には、特定の商標に抵触している可能性のあるドメイン名の使用について登録者がそのことを知らなかった場合、どれだけの理由があれば善意と判断されるのであろうか。

また、UDRP 第4節 c.(i)は、「before any notice to you of the dispute（参考訳：登録者が、この紛争についての通知を受ける前に）」使用あるいは使用準備していた場合、とあるが、申立以前に登録者が申立人から通知を受ける等していた場合は、その時点以前に使用あるいは使用準備が行われていたことが求められる。「使用準備（demonstrable preparation）」をどの程度まで広く認めるか、という問題もある。例えば、登録者が、ドメイン名を登録した上で使用していないが、「Web サイトを開設するだけの費用がないので Web サイトを自分で立ち上げるためのコースに通っている」等主張する場合、これを「使用準備（demonstrable preparation）」として認めるか、という問題である。登録者側がこのような主張をするケースは非常に多いということであったが、WIPO ワークショップにおいて、これに対するパネリストらの明確な判断基準は示されなかった。諸事情を総合的に検討した上で事実認定が行われるようである。

なお、「知らなかった」ということに関しては、登録済商標のインターネット検索や、その他登録しようとするドメイン名が既に登録済みであるか否かを事前に調査することまでを求められるものではない、というのが多数のパネリストの考え方であるということだった。

6-2. 登録者が商標権を有していなくてもそのドメイン名の名称で知られている（commonly known）とき

UDRP 第4節 c.(ii)である。これにより保護される代表的な例は、問題となるドメイン名が特定の人物の氏名、氏名の頭文字あるいは氏名とその頭文字の組合せ、あるいは呼称であるときである。

ドメイン名が登録者の氏名、氏名の頭文字あるいは氏名とその頭文字の組合せ等である場合には、登録者の正当な利益は通常認定されている（Japan Airlines Company

第1部 第4章 ドメイン名をめぐる紛争及び紛争処理体勢の動向

Limited v. TransHost Associates、 JAL Systems and John A Lettelleir Case No. D2000 – 0573、 Penguin Bookes Limited v. The Katz Family and Anthony Katz Case No. D 2000 - 0204)

しかし、ドメイン名が登録者個人の呼称・ニックネーム等である場合には、裏付けの提示は個人にとっては企業や団体の場合よりも容易であろうと思われる反面、事実認定における客観性をいかに保つかという問題が生じるように思われる。実際、先の [penguin.org] のケースは、登録者が「penguin」のニックネームで呼ばれているとの主張が正当な利益として認められたケースであったが、WIPO ワークショップにおいては、これに「I personally believe that the respondent got to a free ride. In this case, I was not at all convinced that his name was “Penguin”. (参考訳：私は、個人的には、被申立人はフリーライドしていたと確信しています。このケースでは、私は、彼の名前が『ペンギン』だったとは、全く納得できませんでした。)」として異論を述べたパネリストがいた (Dennis Foster)。

7. ドメイン名により、商標権の価値が損なわれるとき (tarnish、dilution)

UDRP 第4節 c.(iii)である。WIPO ワークショップでの解説によれば、これは、UDRP のうち最も利用されていない部分である、とのことだった。

その理由は、「価値を損なう (tarnish、dilution)」というのは、経済的な概念であるが、その立証が困難であることが最大の理由であろうとのことだった。

また、いわゆる「dilution concept」「dilution doctrine」(希釈化概念、希釈下理論)²⁹に依拠するパネリストはいないはずであるということだった。

但、著名商標に類似するドメイン名がいわゆるアダルトサイト等に使用されていた場合に、商標価値が損なわれたと主張して成功した申立例は何件かあるようである。

²⁹ 「dilution concept」「dilution doctrine」：商標、商号その他営業上使用される標識の機能、特に顧客吸引力が損傷され、減少する現象を指す。著名標識を異種商品や営業に無断で使用する行為を禁止する必要から発展した理論。

第5章 ドメイン名登録における個人情報の扱いに関する検討

第 5 章 ドメイン名登録における個人情報の扱いに関する検討

5.1. WHOIS と個人情報保護

5.1.1. WHOIS と個人情報保護に関する動向

5.1.1.1. WHOIS の概要

WHOIS とは、ドメイン名の登録や IP アドレスに関する情報をオンラインで提供する仕組みのことをいう。提供されている情報は、WHOIS プロトコルを利用して WHOIS サーバにアクセスすることによって入手することができる。

インターネットとは、自律的に管理されているネットワークの集合体であり、広域的分散ネットワークである。したがって、インターネット全体を集中的に維持・管理するための組織というものは存在しない。

社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC）や株式会社日本レジストリサービス（JPRS）は、日本国内において IP アドレスやドメイン名といったインターネット上の資源の割り振り・割り当てや登録を行う機関（レジストリ）であって、日本のインターネット全体の管理を行っているわけではない。

したがって、ネットワーク的なトラブルに始まり、最近増加してきたスパムメールの問題やクラッキングといった問題など、何か解決すべき問題が発生した時には、ユーザが自律的に解決を図るとするのが原則である。このような運用体制を自律協調分散的な運用管理と呼び、この問題の自律解決を図る際に必要な情報を入手するための手段が WHOIS である。

また、最近では上記のような本来の使い方とは別に、ドメイン名の登録を希望するものが希望のドメイン名が既に登録されているかどうかを調べたり、またレジストリ側が割り当てや登録といった運用業務がポリシー通りに正しく行われていることを確認するという目的においても利用されるようになってきている。

このような WHOIS サービスを利用するためには主に二つの方法がある。一つは TCP の 43 番ポートを利用する方法で、RFC954 によってインタフェース仕様が規定されている。もう一つは Web インタフェースを利用したもので、多くのユーザにとってはこちらの方が馴染み深いものとなっていると思われる。

5.1.1.2. WHOIS と個人情報保護の関係

上記のように WHOIS サービスはインターネット上における問題の自律解決を目的として提供されているものであり、原則として情報は公開されることになっている。これは RFC1302 でも規定されており、その理由としてはインターネット上の資源は公共の資源であり、これを利用するにあたっては割り当てや登録を行った組織や個人に関する情報は公開されるべきであるということが挙げられている。

しかしながら、実際にどんな情報を公開すべきかについては特に規定されておらず、実際に各レジストリによって公開されている情報はまちまちである。

このような経緯で WHOIS は公開されているわけであるが、以前は企業や大学などの組織がインターネットの利用者の大半であり、それらの情報が公開されることに対して特に問題は発生しなかったのであるが、最近の個人ユーザの増加に伴い、WHOIS に個人の連絡先が登録されるようなケースが一般的となってきた。

個人の連絡先にはもちろん氏名や住所、場合によっては電話番号などが含まれるわけで、ここにおいてインターネットの安定的維持のために必要な WHOIS サービスと、個人のプライバシー保護のバランスをいかにして取るべきかという問題が発生するようになってきた。

WHOIS で個人情報を公開することによって、また、制限することによって引き起こされることが想定される事態としては、主に以下のものが挙げられる。

1. WHOIS で個人情報を公開することによって想定される事態

- (1) 登録者の氏名、住所、電話番号などの、実生活上の個人に関する情報が広く公開されることになる。
- (2) WHOIS で公開されたメールアドレスなどに対するスパムメールの送信など、本来の目的以外での利用が増えてくる。
- (3) クラックなどシステムに対するアタックに必要な情報を集めるために利用されてしまう。

2. WHOIS で個人情報の公開を制限することによって想定される事態

- (1) 障害発生時などに相手方に連絡が取れなくなり、インターネットの自律分散管理という仕組みに影響を与える恐れがある。

第1部 第5章 ドメイン名登録における個人情報の扱いに関する検討

(2) ドメイン名の不正登録やドメイン名が違法行為に利用された際に、登録者の情報を入手することが困難になる。

以上のように、WHOIS での情報は一律に公開、もしくは非公開とすれば良いというものではなく、インターネットの自律協調分散的な運用管理と、日々増え続けている個人ユーザのプライバシー保護という両者のバランスを取ることが非常に重要である。また WHOIS の運用ポリシーに関しては、ある国と別の国で全くポリシーが異なるということも好ましいことではなく、国際的な整合性の取れたポリシーに基づく運用が行われることが望ましいと言える。

5.1.1.3. ICANN における WHOIS と個人情報保護に関する取組み

(1) 新ポリシーの実施

GNSO (Generic Names Supporting Organization : 分野別ドメイン名支持組織) Council WHOIS タスクフォースから、2003 年 2 月に最終報告書として提案され、その後理事会で承認された以下の 2 つのポリシーが、2004 年 11 月 12 日より実施された。

< WHOIS Marketing Restriction Policy >

バルクアクセスにより入手した WHOIS データをマーケティングのために使用することを禁止し、データの再販および再配布の禁止を必須とする。(Registrar Accreditation Agreement¹の 3.3.6.3 項、3.3.6.5 項を改定、3.3.6.6 項を削除)

参考 URL :

Whois Marketing Restriction Policy

<http://www.icann.org/registrars/wmrp.htm>

< Restored Names Accuracy Policy >

登録者が虚偽の連絡先データを提出した/またはレジストラからの問い合わせに回答しなかった為に削除されたドメイン名をレジストラが(請戻猶予期間から)復活させる場合には、当該ドメイン名は、登録者が WHOIS 情報を訂正するまでは、レジストラによるホールド状態に置かれなければならない。

¹ ICANN new Registrar Accreditation Agreement
<http://www.icann.org/registrars/ra-agreement-17may01.htm>

参考 URL :

Restored Names Accuracy Policy

<http://www.icann.org/registrars/rnap.htm>

(2) GNSO WHOIS タスクフォースの活動状況

また、GNSO WHOIS タスクフォース 1,2 および 3 のそれぞれが ICANN ケープタウン会議においてタスクフォース会議を開催、また GNSO Public Forum にて以下の提案に関する概要説明を行った。これら各タスクフォースで検討中の事項も、十分な検討が行われ採用する価値があると認められれば、上記ポリシーと同様に理事会の承認の後に ICANN のポリシーとして採用されることになると思われる。

各タスクフォースの 2005 年 1 月末時点での活動の詳細は以下の通り

<タスクフォース 1 および 2>

「WHOIS データの使用に関する登録者への通知および登録者からの同意の改善に関する提案」について:

提案ドラフトに対する意見書の提出を各部会へ要請(期限:2005 年 1 月 31 日まで)。各部会からの意見書を盛り込んだ Initial Report を作成しコメント募集を行う予定と発表。

最新の動向では、各部会から提出された提案ドラフトに対する意見を盛り込み、Initial Report を作成する予定となっている。

「ICANN ポリシーと自国の法が抵触する場合の手続」について:

提案に対して ICANN スタッフが懸念を表したため、提案に対する理解を求めめるために ICANN スタッフと話し合いを行う予定と発表。

<http://www.gns0.icann.org/mailling-lists/archives/dow1-2tf/msg00183.html>

現時点では、ICANN スタッフとの話し合いの日程は決定していない模様。

第1部 第5章 ドメイン名登録における個人情報の扱いに関する検討

「段階別アクセス」について:

まだ提案はまとまっておらず、段階別アクセスのモデルに関してタスクフォース内でさらに提案を募っている。IETF の CRISP(Cross Registry Information Service Protocol)ワーキンググループのメンバーを招き、IRIS(Internet Registry Information Service)に関するブリーフィングを2005年1月12日に予定していると発表した。

また、IETF の CRISP ワーキンググループのメンバーが招かれ、について、タスクフォースメンバーへプレゼンテーションを行った模様。

タスクフォースでは、段階別アクセスをすでに導入/計画している TLD(「.name」「.ca」「.de」等)からも意見収集をする予定。

<タスクフォース3>

コンセンサスが得られず議論が行き詰まっていたタスクフォース3では、ケープタウンにて以下の方針を決定:

- ドメイン名登録時における登録者データの確認ではなく、苦情を受けた時に登録者データの正確性を確認するプロセスの確立を目指す。
- 苦情がセキュリティおよび安定性に影響を与える可能性のある問題である場合の対応を検討する。
- Mar del Plata 会議までに具体的な提案の作成を目指す。

タスクフォース3のチェアはケープタウン会議後に辞任し、新チェアが決定するまで Bruce Tonkin がチェアを務めることになった。

しかしながら、その後のタスクフォース3の動きは特に見られず、上記方針に関する検討についても進展は無い模様。

5.1.1.4. 日本国内における WHOIS と個人情報保護に関する取組み

2005年4月から「個人情報の保護に関する法律(以下、個人情報保護法)」が施行されることに伴い、日本国内におけるドメイン名とIPアドレスのレジストリである JPRS と JPNIC についても、WHOIS サービスの変更が予定されている。

参考 URL :

WHOIS サービスの変更について (JPRS、JPNIC 共同アナウンス)

<http://www.nic.ad.jp/ja/topics/2005/20050308-01.html>

<http://jprs.jp/info/notice/200503-whois.html>

主な変更点はこれまで JPRS、JPNIC 双方の WHOIS でドメイン名と IP アドレスの両方の情報が検索できていたことに対し、4月1日以降はドメイン名に関する情報は JPRS の WHOIS サーバでしか、IP アドレスに関する情報は JPNIC の WHOIS サーバでしか検索できなくなることである。

これは従来共同で運用していた WHOIS サービスを JPRS と JPNIC で分離することにより、情報の管理主体をより明確にすることを目的としたものである。

ただし、ユーザの利便性を考慮して、従来同様にドメイン名と IP アドレスの両方に関する情報を検索することが出来る whois.jp というサーバも用意される。この whois.jp というサーバは、JPRS、JPNIC それぞれの WHOIS サーバに振り分けを行う単なるゲートウェイサービスを提供するサーバであり、このサーバ自体に情報が蓄積されるわけではない。

なお、登録管理業務全般についても、個人情報保護法への対応について JPRS、JPNIC の双方からアナウンスが出されており、それぞれ、法令を遵守し個人情報の保護に対して十分な注意を払うことを宣言すると同時に、「登録情報公開の原則」についても引き続き維持する方向であるとのアナウンスとなっている。

また、個人情報の収集に当たっては登録者に対してその利用目的と収集内容を十分に告知することとしており、この点は個人情報保護法の趣旨や、最近の ICANN などにおける WHOIS に関する議論の方向性に沿ったものとなっている。

参考 URL :

JP ドメイン名登録管理業務の「個人情報の保護に関する法律」への対応について (JPRS)

<http://jprs.jp/info/notice/200504-policy.html>

IP アドレス割り当て管理業務における「個人情報の保護に関する法律」への対応について (JPNIC)

http://www.nic.ad.jp/ja/materials/ip/20050124/050124_privacy.pdf

5.1.1.5. その他の国における WHOIS と個人情報保護に関する取組み

(1) イギリス

2004年4月7日に開かれた Nomiet UK の Policy Advisory Board 会議にて、DNSSEC および WHOIS 不正利用の問題に関して以下が提案された。

-不正利用防止メカニズム(DNSSEC のサブセットのみの使用も含め)を検討すること。

第1部 第5章 ドメイン名登録における個人情報の扱いに関する検討

- DNSSEC を使用したゾーンファイルでの列挙(enumeration)の問題に焦点を当てている IETF および DNSSEC ワーキンググループと対話を持ち、RIPE および CENTR(The Council of European National TLD Registries)内の組織とも協力すること。

(2)韓国

韓国情報通信省では 2004 年 6 月 14 日～6 月 20 日までを"情報保護週間"と定め、各種のイベントを開催した。

参考 URL:

http://www.mic.go.kr/notice/index_view.jsp?idx=3570

(3)米国

2003 年に制定されたカリフォルニア州オンラインプライバシー保護法(California Online Privacy Protection Act : OPPA)が 2004 年 7 月 1 日より施行された。

この法律では、7 月 1 日時点までに、商用ウェブサイトを経営するカリフォルニア州の企業は、サイトの目立つ場所にプライバシーポリシーを掲載し、独自収集、または、サードパーティと共有するデータのうち、個人を識別可能なデータとしてどのようなものを扱っているかを情報開示しなければならないとされている。

(4)カナダ

WHOIS ポリシーの改定案を検討している CIRA では、WHOIS における連絡先情報の公開に関して以下の 3 つのオプションを検討していたが、2004 年 6 月 4 日の CIRA 理事会では WHOIS に関する特別委員会の設置が承認され、その他のオプションも検討することが決定された。

これまで検討していたオプションは以下の通り

- 1)個人登録者および組織登録者の連絡先情報を今後とも公開する。
 - 2)組織登録者の連絡先情報については公開し、個人登録者の情報については公開をやめる。
 - 3)組織登録者の連絡先情報については公開し、個人登録者の情報については小額の情報入手料を課す。
- その後、CIRA は WHOIS に関して以下の新しいポリシーを提案、パブリックコメントの募集を行った。

提案された新ポリシーは以下の通り

- 1)個人により登録されたドメイン名については、以下の情報のみが WHOIS で開示される。

第1部 第5章 ドメイン名登録における個人情報の扱いに関する検討

- ドメイン名
- レジストラ名
- ドメイン名の登録期限日
- ドメイン名の登録日
- 最終データ更新日
- ドメイン名の登録状態変更に関する表示(ホールド/移転中を表示)
- プライマリおよびセカンダリネームサーバの IP 番号および名称

また、上記以外の情報についても開示を選択することが可能。

2)個人以外により登録されたドメイン名についてはこれまで通り全ての情報が開示されるが、登録者名、住所、電話番号、Eメールアドレス等の情報については非開示を求めることができる。

3)法執行当局は、新ポリシーで開示されないデータを含め、全ての登録データを引き続き入手することができる。

第1部 第5章 ドメイン名登録における個人情報の扱いに関する検討

5.1.2. おもな TLD レジストリにおける WHOIS 公開項目の比較

5.1.2.1. .com (VeriSign,Inc)

公開項目	
Domain Name	VERISIGN.COM
Registrant	VeriSign,Inc
Administrative Contact	VeriSign,Inc
Address	487 E MIDDLEFIELD RD MOUNTAIN VIEW, CA
ZIP code	94043-4047
TEL	650-961-7500
FAX	650-961-8870
Technical Contact	VeriSign,Inc
Address	487 E MIDDLEFIELD RD MOUNTAIN VIEW, CA
ZIP code	94043-4047
TEL	650-961-7500
FAX	650-961-8870
Record expires	01-Jun-2014
Record created	02-Jun-1995
Database last updated	10-Mar-2005 04:36:30 EST
Domain Servers	BAY-W1-INF5.VERISIGN.NET,NS1.CRSNIC.NET, GOLDENGATE-W2-INF6.VERISIGN.NET

5.1.2.2. .info (Afilias Limited)

公開項目	
Domain ID:	D217-LRMS
Domain Name:	AFILIAS.INFO
Created On:	25-Jul-2001 14:11:20 UTC
Last Updated On:	05-Jun-2002 22:21:00 UTC
Expiration Date:	25-Jul-2011 14:11:20 UTC
Trademark Name:	Registry Reserved
Sponsoring Registrar:	R145-LRMS
Status:	ACTIVE
Status:	OK
Registrant ID:	C270-LRMS
Registrant Name:	Afilias Limited
Registrant Organization:	Afilias Ltd.
Registrant Street1:	Office 125
Registrant Street2:	52 Broomhill Road
Registrant City:	Tallaght
Registrant Postal Code:	Dublin 24
Registrant Country:	IE
Registrant Phone:	1.21570657
Registrant FAX:	1.21570657
Registrant Email:	support@afilias.info
Admin ID:	C270-LRMS
Admin Name:	Afilias Limited
Admin Organization:	Afilias Ltd.
Admin Street1:	Office 125
Admin Street2:	52 Broomhill Road
Admin City:	Tallaght
Admin Postal Code:	Dublin 24

第 1 部 第 5 章 ドメイン名登録における個人情報の扱いに関する検討

Admin Country:	IE
Admin Phone:	1.21570657
Admin Email:	support@afilias.info
Billing ID:	C270-LRMS
Billing Name:	Afilias Limited
Billing Organization:	Afilias Ltd.
Billing Street1:	Office 125
Billing Street2:	52 Broomhill Road
Billing City:	Tallaght
Billing Postal Code:	Dublin 24
Billing Country:	IE
Billing Phone:	1.21570657
Billing Email:	support@afilias.info
Tech ID:	C270-LRMS
Tech Name:	Afilias Limited
Tech Organization:	Afilias Ltd.
Tech Street1:	Office 125
Tech Street2:	52 Broomhill Road
Tech City:	Tallaght
Tech Postal Code:	Dublin 24
Tech Country:	IE
Tech Phone:	1.21570657
Tech Email:	support@afilias.info
Name Server:	NS01.AFILIAS.INFO,NS02.AFILIAS.INFO

5.1.2.3. jp 日本（属性型・地域型）（株式会社日本レジストリサービス）

公開項目	
ドメイン名	JPRS.CO.JP
そしきめい	かぶしきがいしゃにほんれじすとりさーびす
組織名	株式会社日本レジストリサービス
Organization	Japan Registry Service Co., Ltd.
組織種別	株式会社
Organization Type	Company
登録担当者	TW2065JP
技術連絡担当者	SS3144JP
ネームサーバ	ns01.jprs.co.jp,ns02.jprs.co.jp
状態	Connected (2006/01/31)
登録年月日	2001/01/22
接続年月日	2001/01/24
最終更新	2005/02/01 01:18:23 (JST)

5.1.2.4. jp 日本（汎用）（株式会社日本レジストリサービス）

公開項目	
	ドメイン情報
Domain Name	JPRS.JP
登録者名	株式会社日本レジストリサービス
Name Server	ns01.jprs.co.jp,ns02.jprs.co.jp
登録年月日	2001/02/02
有効期限	2005/03/31
状態	Active
最終更新	2005/03/18 14:06:35 (JST)
	公開連絡窓口情報

第 1 部 第 5 章 ドメイン名登録における個人情報の扱いに関する検討

名前	株式会社日本レジストリサービス
Name	Japan Registry Services Co.,Ltd.
Email	dom-admin@jprs.co.jp
Web Page	
郵便番号	101-0065
住所	東京都千代田区西神田三丁目 8 番 1 号千代田ファーストビル 東館 13F
Postal Address	Chiyoda First Bldg. East 13F,3-8-1 Nishi-Kanda Chiyoda-ku, Tokyo 101-0065, JAPAN
電話番号	03-5215-8451
FAX 番号	03-5215-8452

5.1.2.5. .kr 韓国 (Korea Network Information Center / NIDA:韓国情報通信開発振興庁)

公開項目	
Domain Name	nic.or.kr
Registrant	Korea Network Information Center
Registrant Address	VeriSign,Inc11F, KTF B/D, 1321-11 , Seocho 2(i)-dong , Seocho-gu , Seoul , Republic of Korea
Registrant Zip Code	137857
Administrative Contact(AC)	Domain Manager
AC E-Mail	domain-manager@nic.or.kr
AC Phone Number	02-2186-4500
Registered Date	1999. 06. 07
Last Updated Date	2004. 08. 30
Expiration Date	9999. 12. 31
Published	Y
Authorized Agency	NIDA (http://www.nida.or.kr)
Primary Name Server	
Host Name	ns1.nic.or.kr

第 1 部 第 5 章 ドメイン名登録における個人情報の扱いに関する検討

IP Address	202.30.50.51
Secondary Name Server	
Host Name	ns2.nic.or.kr
IP Address	61.74.72.161

5.1.2.6. .de ドイツ (DENIC eG)

公開項目	
Domain	denic.de
Latest update	19.08.2003
Domain Holder	
Name	DENIC eG
Address	Wiesenuhuettenplatz 26 60329 Frankfurt am Main DE
Administrative contact	
Name	Sabine Dolderer
Contact Type	PERSON
Address	DENIC eG Wiesenhuettenplatz 26
Zip Code	60329
City	Frankfurt
Country	DE
Technical contact	
Name	DENICoperations
Contact Type	ROLE
Address	DENIC eG Wiesenhuettenplatz 26
Zip Code	60329
City	Frankfurt
Country	DE
Phone	+49 69 27235-272
Fax	+49 69 27235-234
E-Mail	ops@denic.de

第1部 第5章 ドメイン名登録における個人情報の扱いに関する検討

Technical Date	
Name server	dns3.denic.de. 81.91.161.2,dns10.denic.de, 193.171.255.36, dns13.denic.de. 66.35.208.43,dns14.de.net.,dns15.de.net.

5.1.2.7. .uk イギリス (Nominet)

公開項目	
Domain Name	nic.uk
Registrant	Nominet UK
Registrant's Address	Sandford Gate Sandy Lane West OXFORD Oxfordshire OX4 6LB GB
Name servers	ns1.nic.uk,ns2.nic.uk,ns3.nic.uk,ns4.nic.uk, ns5.nic.uk,nsa.nic.uk,nsb.nic.uk

5.1.2.8. .ca カナダ (Canadian Internet Registration Authority)

公開項目	
Domain	cira.ca
Registrant Name	Canadian Internet Registration Authority (NFP)
Registrar	Canadian Internet Registration Authority (NFP)
Renewal Date	2011/02/05
Date approved	1998/02/05
Last changed	2004/11/22
Description	CA domain registration
Registrar Number	1
Registrant Number	1
Domain Number	1

第1部 第5章 ドメイン名登録における個人情報の扱いに関する検討

DNS1	ns01.cira.ca 192.228.22.70
DNS2	ns02.cira.ca 192.228.22.71
DNS3	192.228.30.8

5.1.2.9. .ch スイス (SWITCH Teleinformatics Services)

公開項目	
Domain Name	switch.ch
Holder of domain name	SWITCH - Teleinformatikdienste für Lehre und Forschung Marco D'Alessandro Marketing & PR Limmatquai 138 CH-8001 Zürich Switzerland mda@switch.ch Contractual Language: German
Technical contact	SWITCH - Teleinformatikdienste für Lehre und Forschung .CH Hostmaster Network Limmatquai 138 CH-8001 Zürich Switzerland hostmaster@switch.ch
Name servers	merapi.switch.ch [130.59.211.10] merapi.switch.ch [2001:620:0:0:0:0:5] scsnms.switch.ch [130.59.1.30] scsnms.switch.ch [130.59.10.30] scsnms.switch.ch [2001:620:0:0:0:0:1]

5.1.2.10. .cc ココス諸島 (eNIC)

公開項目	
Domain Name	enic.cc

第1部 第5章 ドメイン名登録における個人情報の扱いに関する検討

Registrant	eNIC / Verisign
	eNic Domains (clientcare@enic.cc)
	601 Union Street Seattle, WA 98101 US
	206-652-3375
Administrative, Technical, Billing Contact	eNIC / Verisign
	eNic Domains (clientcare@enic.cc)
	601 Union Street Seattle, WA 98101 US
	206-652-3375
Record expires	
Record Created	merapi.switch.ch [130.59.211.10]
Domain Name Servers	a4.nstld.com
	f4.nstld.com
	g4.nstld.com
	h4.nstld.com
	i4.nstld.com
	j4.nstld.com

5.1.2.11. .ws 西サモア (SamoaNIC)

公開項目	
Domain Name	SAMOANIC.WS
Registrant	CSL
Domain created	09-MAR-00
Domain last updated	18-MAY-04
Name servers	ns1.dns.ws 202.4.48.217
	ns2.dns.ws 216.35.187.250
	ns3.dns.ws 216.52.234.99
	ns4.dns.ws 216.52.234.102
	ns5.dns.ws 216.35.188.8

5.1.2.12. .us 米国 (NeuStar, Inc)

公開項目	
Domain Name	NIC.US
Domain ID	D670630-US
Sponsoring Registrar	REGISTRY REGISTRAR
Domain Status	clientDeleteProhibited
Domain Status	clientTransferProhibited
Domain Status	clientUpdateProhibited
Registrant ID	NEUSTAR
Registrant Name	NEUSTAR
Registrant Address1	Loudoun Tech Center
Registrant Address2	45980 Center Oak Plaza
Registrant City	Sterling
Registrant State/Province	VA
Registrant Postal Code	20166
Registrant Country	United States
Registrant Country Code	US
Registrant Phone Number	+1.5714345757
Registrant Facsimile Number	+1.5714345758
Registrant Email	support@neustar.us
Registrant Application Purpose	P1
Registrant Nexus Category	C21
Administrative Contact ID	NEUSTAR
Administrative Contact Name	NEUSTAR
Administrative Contact Address1	Loudoun Tech Center
Administrative Contact Address2	45980 Center Oak Plaza
Administrative Contact City	Sterling
Administrative Contact State/Province	VA
Administrative Contact Postal Code	20166

第1部 第5章 ドメイン名登録における個人情報の扱いに関する検討

Administrative Contact Country	United States
Administrative Contact Country Code	US
Administrative Contact Phone Number	+1.5714345757
Administrative Contact Facsimile Number	+1.5714345758
Administrative Contact Email	support@neustar.us
Administrative Contact Application Purpose	P1
Administrative Contact Nexus Category	C21
Billing Contact ID	NEUSTAR
Billing Contact Name	NEUSTAR
Billing Contact Address1	Loudoun Tech Center
Billing Contact Address2	45980 Center Oak Plaza
Billing Contact City	Sterling
Billing Contact State/Province	VA
Billing Contact Postal Code	20166
Billing Contact Country	United States
Billing Contact Country Code	US
Billing Contact Phone Number	+1.5714345757
Billing Contact Facsimile Number	+1.5714345758
Billing Contact Email	support@neustar.us
Billing Contact Application Purpose	P1
Billing Contact Nexus Category	C21
Technical Contact ID	NEUSTAR
Technical Contact Name	NEUSTAR
Technical Contact Address1	Loudoun Tech Center
Technical Contact Address2	45980 Center Oak Plaza
Technical Contact City	Sterling
Technical Contact State/Province	VA
Technical Contact Postal Code	20166
Technical Contact Country	United States
Technical Contact Country Code	US

第1部 第5章 ドメイン名登録における個人情報の扱いに関する検討

Technical Contact Phone Number	+1.5714345757
Technical Contact Facsimile Number	+1.5714345758
Technical Contact Email	support@neustar.us
Technical Contact Application Purpose	P1
Technical Contact Nexus Category	C21
Name Server	OAK.NEUSTAR.COM
Name Server	PINE.NEUSTAR.COM
Name Server	WILLOW.NEUSTAR.COM
Name Server	CYPRESS.NEUSTAR.COM
Created by Registrar	REGISTRY REGISTRAR
Last Updated by Registrar	MSENE
Domain Registration Date	Thu Apr 18 19:23:48 GMT+00:00 2002
Domain Expiration Date	Tue Apr 17 23:59:59 GMT+00:00 2007
Domain Last Updated Date	Mon Jul 08 19:21:29 GMT+00:00 2002

第1部 第5章 ドメイン名登録における個人情報の扱いに関する検討

第2部 ドメイン名に関する国際的組織等における議論の動向

— 関係機関の主催する国際会議動向の調査及び分析 —

第1章 WIPO ドメイン名紛争処理に関するワークショップ

第1章 WIPO ドメイン名紛争処理に関するワークショップ

国際知的所有権機関(WIPO)主催の「ドメイン名紛争処理に関するワークショップ」(The WIPO Workshop on Domain Name Dispute Resolution)は2004年10月28日、29日にスイス・ジュネーブのWIPO本部で開かれた。2002年から毎年この時期に開催しており、ドメイン名紛争に当事者あるいは法律顧問として関与する可能性がある人を主な対象と想定しているが、特に受講資格の審査はなく、前回同様希望者は誰でも参加料を支払って参加できた。実際には毎年定員(100名程度か)を上回る希望があり、先着順で受け付けているようである。一年前の2003年10月に開催した際には、ワークショップ参加後に所定のレポートを提出し、審査を受けることによりWIPOのドメイン名紛争処理パネリストになる道が開かれる旨が募集要項に書かれていたが、今回の2004年10月の募集要項ではその旨は削除されていた。WIPOのパネリスト候補者が既に充足しており、新パネリスト候補者を選定しても実際の事件を割り当てる可能性が極めて低い、という話を2003年には聞いていたが、今回はそのような事情から当該文言を募集要項から削除したものと考えられる。また、前回、今回ともに米国などにおける法律実務家教育(Continuing Legal Education, CLE)のポイントを提供者に与えることができるとの事であった。このため、参加者のうち何人かは米国等における法曹資格更新のためのポイントを得るためにこのワークショップに参加していたと考えられる。

参加者は、弁護士として働いている人が殆んどで、2003年の時にかなりの数参加していた大学法学部の研究者は2004年には殆んど見られなかった。韓国のccTLD管理組織(KRNIC)のドメイン名委員会のメンバーは昨年に続き参加していたが、昨年とは別の人であった。

ワークショップは、多くの実績を持つUDRPパネリスト経験者であるScott Donahey, Tony Willoughby, Dennis Fosterが主な講師となり、他にWIPOの仲裁センターの職員が補佐しながら進められた。UDRPに関して種々の模擬事例を検討しながら、時には受講者を小グループに分けて事例に関して議論させる形で進められた。UDRPの判断で中心的な部分である「商標とドメイン名の類似性(confusing similarity)」と「不正の目的(bad faith)」に関しては特に多くの時間がかけられた。これらの点は、ワークショップに先だって開かれたWIPOパネリスト研修会(非公開)でも多くの議論が出たところだということである。にもかかわらず、UDRPの判断は最近は比較的安定しているということである。これらの論点はパネリスト間のアプローチの違いとなって現れることはしばしばあっても、最終的な結論では殆んどの場合一致するようである。

第2部 第1章 WIPO ドメイン名紛争処理に関するワークショップ

ワークショップの内容の一部を録音を元に再現したものを参考資料(1)に付ける。現在の UDRP の判断の主流である上記3名のパネリスト経験者の考え方を読み取るために大いに参考になると思われる。

参考資料(1)(134～166 ページ)については、諸権利上の理由から、非公開とさせていただきますことをご了解ください。

第 2 章 ICANN Cape Town 会議

第2章 ICANN Cape Town 会議

ICANN Cape Town 会議は2004年12月1日から5日まで南アフリカ・ケープタウンの国際会議場で開催された。この会議では、定例の各支持組織(Supporting Organization)の会合、AtLarge 諮問委員会、一般討論会(パブリックフォーラム)、理事会の他に IDN(国際化ドメイン名)、WSIS(世界情報社会サミット)、削除ドメインの再登録、をそれぞれテーマとする3つのワークショップ、さらに視覚障害者のインターネット利用に関する会合が開かれた。

2.1. WSIS(世界情報社会サミット) ワークショップ

WSIS ワークショップは2004年12月1日8:30から10:55まで、Auditorium(講堂)Iで行われた。WSISに関するワークショップは、前々回のローマ会合、前回のクアラルンプール会合に続いて3回目である。今回はWSISの枠組みの下で国連事務総長によりインターネットガバナンス・ワーキンググループ(Working Group on Internet Governance : WGIG)が任命された直後にあたり、WGIGの今後の作業に注目が集まるなかで、WGIGの議長Nitin Desai氏とWGIG事務局長のMarkus Kummer氏の参加を得ての開催となった。

まず始めにWGIG議長Nitin Desai氏とWGIG事務局長Markus Kummer氏により、WGIGの構成や作業目標、作業計画、現在の作業の進行状況などが紹介された。これはWGIGの活動に関してICANN参加者の理解を得るための説明という性格を持つもので、特に議論を呼ぶような内容ではなかった。

続いて「アフリカ地域におけるインターネットガバナンス」というテーマで、パネルディスカッションが行われ、アフリカの各組織代表によるプレゼンテーションと意見交換があった。この部分は開催地の地域性を反映させる意味があったと考えることができる。WSISでの議論とは、情報社会における地域格差という観点で関係が生じてくるが、進行中のWSISのプロセスに大きく影響を与えることを意図した発言は特に無かった。

最後に、WSIS Workshop Planning Group membersによる"ICANN Stakeholders' Role in Internet Governance"というパネルディスカッションが行われた。

パネリストは以下の通り。

Mr. Vittorio Bertola, At-Large Advisory Committee

Mr. Izumi Aizu, At-Large Advisory Committee

Ms. Marilyn Cade, Business Constituency

Mr. Tony Holmes, Internet Service & Connectivity Providers Constituency

Mr. Peter Dengate Thrush, InternetNZ (ccTLD)

Mr. Paul Wilson, Number Resource Organization (RIRs)

ここでの議論は、ICANN がいわゆるインターネットガバナンスにおいて果たすべき役割に関して冷静な意見交換が行われたと言えるが、その他、ITU の Zhao 氏が IPv6 のアドレス管理に関して最近発言していることに関して、憂慮の念を表明するパネリストがいた。Zhao 氏は WGIG のメンバーではないが、Zhao 氏の発言が WGIG 内での議論に影響を及ぼすことを懸念して、この場でこの話題を取り上げたものと思われる。

総じて、ICANN 参加者に対する WSIS と WGIG の現状説明として有用であったと考えられる。

2.2. IDN(国際化ドメイン名) ワークショップ

IDN ワークショップは 2004 年 12 月 1 日 13:30 から 19:40 まで、Auditorium(講堂)I で行われた。このワークショップも前回クアラルンプールに続く開催である。前回の会合の内容を前提にさらに踏み込んだ議論を行う、と前触れされており、簡単な知識の説明をする時間は実際取られなかった。内容は

第 I 部 アフリカ地域における IDN の発展

第 II 部 パネルディスカッション「IDN アプリケーションの発展」

第 III 部 パネルディスカッション「IDN ポリシー問題とプロセス」

の 3 つで構成されていた。第 I 部では、まずイラン(アフリカではないが)におけるペルシャ語ドメイン名の登録に関する話題が IRNIC の人から紹介された後、アフリカにおける多種の言語の文字の Unicode 表現に関する話題へと移った。アフリカの言語に関しては、Unicode による表現も未だ開発途上にある場合が多いようで、IDN 以前に言語のコンピュータ表現そのものを解決しなければいけない状況にあることが窺えた。

第 II 部では、各国における IDN 登録についての取り組みや、レジストリソフトウェア、アプリケーションプログラムの IDN 対応への取り組みが各パネリストから紹介されたが、特筆すべきはマイクロソフトの技術開発担当者 Michel Suignard 氏が、同社の主

第2部 第2章 ICANN Cape Town 会議

力製品であるインターネット・エクスプローラーの IDN 対応を、Windows の次の版の出荷と同時、或はそれよりも早く行う、と公言したことである。これは、これまで IDN 対応に消極的であった同社として初めての発言であり、聴衆にかなりの驚きを与えた。

第 III 部では、UDRP, whois と IDN の関係、IDN admin guideline で使われる言語テーブルの問題、トップレベルドメイン名での IDN の採用など、ドメイン名管理上の政策関係の話題が取り上げられたが、特に新しい話題や視点が出たわけではなく、問題の複雑性が述べられるに止まった。

2.3. 削除済みドメイン名の再登録に関するワークショップ

このワークショップは 2004 年 12 月 1 日 14:00 から開かれた。GNSO(分野別ドメイン名支持組織)のレジストラ部会と ICANN が協力して開催したもので、取り上げたテーマも会合の運営方法も ICANN に新風を吹き込むものであったと言える。

テーマは第 1 部第 2 章 2.2.4 に説明されている問題、即ち削除されて登録者がいなくなったドメイン名が再登録可能となったときに起り得る登録申請の殺到を避けるためのルール作りである。この問題に対する解決策の候補を提案して貰って比較検討するというのがワークショップの目的である。この問題はかなり以前から多くの人に意識されてはいたが、今回は「可能な複数の長期的解決策(long-term solutions)を求める」と明示して、実り多い議論を目指したことがまず特徴的である。また会議の運営上では、発表を行いたい者は必ず事前に発表資料を投稿し、出席者が事前にそれを読んでおくことができるようにする方式(IETF で行われている方式)を取ることとし、事前に 7 件の投稿があった。さらに、この会議では VeriSign が導入を計画している Wait Listing Service(削除待ちリストサービス, WLS, 第 1 部第 2 章 2.1.2.4 参照)については議論しない、と明言している。本来この問題に対する解決策は、WLS に取って変わる可能性があるわけであるが、WLS とこの問題を絡めて議論すると、利害関係の対立が目立ってしまって、有効な議論を阻害する可能性は確かにある。その一方で、WLS が実装されたとしても、削除ドメイン名の再登録という事態はゼロにはならないので、WLS の問題とは切り離してこの問題を議論することを、このワークショップの開催案内は呼び掛けている。営業上の利害対立で激しくぶつかり合いが繰り広げられているレジストラ部会やレジストリ部会の現状を考えると、このような会議運営の試みは、貴重であると言える。

2.4. ccNSO

ccNSO(国コードドメイン名支持組織)の会合は、12月2日 10:00-18:00、3日 9:00-13:00のメンバー会合と、4日 14:00-16:00の評議会が開かれた。ccNSOは生まれて間もないため、役職者の選挙や事務局機能に関する相談など、多くの事務的な事項の審議に時間を取られている状態であるが、実質的な話題としては、

IANA データベース変更手続き、
ICANN 戦略計画(ICANN Strategic Plan)、
ICANN 予算、
WSIS

が参加者の関心を集めていた。

IANA データベースの変更手続きは、古くから議論されている問題で、ccTLD にとって非常に影響が大きい問題である。また ICANN 予算の問題とは、ICANN 予算に占める ccTLD の分担割合の問題で、かつて 35%という話が出たことがあるが、ccNSO として承服できない、という意見が支配的である。この二つの問題は比較的長い歴史を持った問題であるが、ccNSO が軌道にのりつつあるこの時期に体制を整えて ICANN と交渉しよう、という方向性である。WSIS はワークショップでも取り上げられている問題で、ccNSO に限らず ICANN 参加者の多くが関心を示しており、ccNSO としても関心を持って議論されている。ICANN 戦略計画も広く ICANN 参加者の関心を集めている事項で、ccNSO でも興味を持って議論されたが、これに関して特に決定はなかった。

ICANN 戦略計画については 2.7 の一般討論会のところで詳述する。

2.5. AtLarge 諮問委員会(AtLarge Advisory Committee, ALAC)

ALAC はケープタウンにおいて 11月30日から 12月5日までほぼ毎日何らかの会合を行った。その詳細は第3部 1.4 に述べるので、ここでは省略する。

2.6. 分野別ドメイン名支持組織(GNSO)

GNSO は 12月1日、2日に各部会の会合、3日 8:30-10:30 に GNSO 一般討論会、10:30-12:30 に評議会を行った。

gTLD レジストリサービス変更の承認手続、

第2部 第2章 ICANN Cape Town 会議

WHOIS、
削除ドメインの再登録手続き、
WIPO II(WIPO セカンド・プロセス)、
ICANN 戦略計画、
GNSO Council 自己レビュー、
GNSO 評議会への各部会からの代表数、

などが議論された。

gTLD レジストリサービス変更の承認手続と WHOIS に関しては一定の前進があったことが報告されたが、格別の決定事項は無かった。WIPO II(WIPO セカンド・プロセス) に関しては、WIPO から 11 月中にメールがあった事と作業部会での検討状況が報告されたが、意見が統一されておらず、進展は見られなかった。GNSO Council 自己レビューに関しては、これまでの議論の積み重ねによって作られた文書が承認され、GNSO の効率的な運営に向けて前進があった。Council への各部会からの代表数に関しては、現在暫定的に行われている 3 人を次回アルゼンチン会合まで延長することを理事会に要請することが決議された。

しかしこれらのいずれにも増して熱心に議論されたテーマは ICANN 戦略計画であった。これに関しては 2.7 の一般討論会のところで詳述する。

2.7. 一般討論会(Public forum)

一般討論会は 12 月 3 日 13:00-18:00 と 4 日 8:30-12:30 の 2 回に分けて行われた。多くの時間が報告に費やされた。主な報告事項は、

ICANN 事務総長からの報告、
オンブズマン任命の報告(及び紹介)、
各理事会内委員会報告、
各諮問委員会報告、
各支持組織報告、
2004 年度指名委員会からの報告、
スポンサー付き新 gTLD 導入についての現状報告、
新 gTLD 導入に関する現状報告、
IANA プロセスに関する現状報告、
アフリカ地域の最新動向報告、

ICANN における IDN 関連活動の報告、
WSIS についての現状報告、
GNSO レビューに関する報告、
発効済み及び近く発効予定の新しいコンセンサスポリシーに関する報告、

などであった。大半の報告に関してはそれほど多くの質疑はなかったが、ICANN 事務総長からの報告で触れられた ICANN 戦略計画と、新 gTLD 導入についての現状報告に関連して出た ICANN 理事長 Vint Cerf 氏の発言に関して多くの質疑が発生し、議論が沸騰した。この二つについて以下に少し説明を加える。

まず、ICANN 戦略計画(ICANN Strategic Plan)であるが、事の発端は 2004 年 10 月 31 日にアナウンスされた ICANN 戦略計画に関する日程と、11 月 16 日発表された ICANN 戦略計画にある。

3 年に跨る ICANN 戦略計画の立案というのは、それ以前には予告されていなかったもので、また、一応コメント受け付けは行うものの、支持組織などの承認は無しに、理事会の承認を直に求める予定であるという。その決定プロセスに多くの人が疑問を感じながらケープタウンに集まったが、GNSO の部会会合などの場で事務総長を招いて聞いた説明では、3 年間の予算立案などの基礎としてこの ICANN 戦略計画を使うとの事で、多くの人の疑問は増大した。何故ならば、ICANN 戦略計画に事務総長の説明通りの効力が与えられるとすると、例えば予算の決定は従来 Budget Advisory committee などの審議を経ることが恒例となっていたものが、審議過程が全く変わってしまうからである。このように多くのことを変更してしまう重大な決定を、十分とは言えない長さのコメント受付期間で、しかも支持組織での意見聴取や承認無しで行って良いのか？という疑問が挙った。これに対する事務総長 Paul Twomey 氏の返答は、「ICANN 戦略計画には拘束力はない」とか、「十分に意見聴取はやる」という、まことに頼りないものであった。結果として本件の進め方の稚拙さを露呈していた。本音は WSIS の場で ICANN が外圧にさらされている状況で、ICANN を外に向かってアピールする手段として戦略計画立案を進めたかったようであるが、ICANN 内での従来の意思決定プロセスを無視したやり方を皆が黙認するはずはなく、同様の疑問は ccNSO や GNSO 一般討論会などでも出され、一般討論会でも取り上げられた。結局進め方に関しての軌道修正が翌日の理事会で決定されることになった。

なお、ケープタウン会合の後の出来事であるが、2005 年 1 月 13 日の GNSO 評議会電話会議での Marilyn Cade 氏の提案により、アムステルダムで ICANN 戦略計画に関して ICANN 事務局と GNSO の会合が 2 月 7 日と 8 日に開かれることになった。ICANN の通常の会合とは別の場所・日時にこのような(通信手段によらない)直接対話が

第2部 第2章 ICANN Cape Town 会議

ICANN 事務局と支持組織との間で行われることは珍しい。この件の重大性を認識した上での GNSO 評議会での決定であったと言えるであろう。

次に新 gTLD 導入についての現状報告に関連して出た ICANN 理事長 Vint Cerf 氏の発言であるが、これは「gTLD をそんなに増やす必要があるのか？」という発言であった。理事長は、純粋に技術的に見れば gTLD は増やす必要はない、と言いたかったようであるが、これには多くの参加者が、長年の ICANN 活動の前提を引っ繰り返す発言として強い衝撃を受けた。元々 gTLD を増やす話は技術の話では無く、社会的要請の話であったわけで、「今更話を引っ繰り返さないで欲しい」という趣旨の発言が一般参加者のみならず、理事の中からも出た。結局理事長はこの件に関する発言を最後は諦めたが、後味が悪い出来事であった。

以上が一般討論会の概要である。

2.8. 理事会

理事会は 12 月 5 日 8:00-9:45 に開かれた。主な決定事項は、

ICANN 戦略計画のドラフトへの意見募集期間の延長、
.net 新レジストリ運用者募集要項の承認、
アドレス支持組織(ASO)との新覚え書き調印の承認、
GNSO 評議会への代表を各部会から 3 名とする措置を 4 月まで延長する件の承認、
WIPO セカンドプロセス(WIPO II)に関して検討を継続する件

であった。他には、組織運営上の事項として ICANN 会合開催地の決定、理事会統治委員会からの提案案件 2 件の承認、各種委員などの任命と任期満了役員に対する謝辞、ケーパタウン会合開催関係者への謝辞の議決があった。なお、理事会の構成員が今回会合で変わるため、理事会閉会後に新理事会を短時間開催して理事長、副理事長などの選出を行った。

2.9. 視覚障害者のためのインターネットアクセスに関する会合

12 月 5 日 14:30 から開かれたこの会合は、元来 ICANN の会合とはあまり関係無い内容であるが、ICANN ケープタウン会合の案内にはこれが掲載されている。その理由は、ICANN 会合が開かれた国際会議場で翌 6 日から世界盲人連合の第 6 回大会が開かれるため、これに敬意を払って ICANN 会合の最後に ICANN と盲人を結び付けるこのテーマでの会合が企画されたものであろう。会合の内容にはここでは触れないが、この事実

からケープタウンの方々の一種の熱意を感じ取ることができるであろう。実際国際会議場のスケジュールを見ると、この他にも色々な会議が予定に入っていて、多くの国際会議を招致している努力が感じられた。ICANN ケープタウン会合も、そのような熱意によって開催可能になったことが察せられる。

第2部 第2章 ICANN Cape Town 会議

第 3 章 APRICOT 京都会議

第3章 APRICOT 京都会議

APRICOT はアジア太平洋地区におけるネットワーク運用技術者を主たる参加者とする国際会議で、今回は2005年2月18日から2月25日まで、京都国際会館で開かれた。40か国から800人を超える参加者があった。ネットワーク運用技術を主なテーマとしているため、ドメイン名をテーマとして直接的に扱うセッションは通常それほど多くは無いが、ネットワーク運用とドメイン名の両方に通じた技術者も少なくないため、ドメイン名に関連する会合も併設されることは珍しくない。今回の京都会合では、ドメイン名に関連する会合として APTLD(アジア太平洋トップレベルドメイン連合)とインターネットガバナンスに関するパネルディスカッションの二つがあった。

3.1. APTLD

APTLD 会合は2月20日から22日まで開かれた。会合は基本的に会員限定で部外者の傍聴は想定されていなかったため、内容はウェブサイト(<http://www.aptdld.org>)で公開されている議事録案と関係者からの聞取によって知る他ない。それらを総合すると、主な関心事項はIANA機能、ICANN戦略計画(ICANN Strategic Plan)、それにWSIS/WGIGであったものと思われる。

IANA機能はccTLD関係者にとっては、ICANNとの関係を考える上で常に大きな重みを持つ問題である。ICANN戦略計画は、ICANN Cape Town 会合以来大きな話題になっており、APTLDはAPRICOT京都会合での議論を経て、これに関する声明を発表した。WSIS/WGIGに関しては、これまでAPTLDは特に活動を行っていなかったが、今後は積極的に意見を表明していく事に決定した。

3.2. インターネットガバナンスに関するパネルディスカッション

この会合は国連開発計画アジア情報開発プログラム(UNDP-APDIP)の呼び掛けで、インターネットガバナンス・タスクフォース(IGTF)とAPNICが協力して行ったもので、2005年2月22日16:00から京都国際会館のB1会議室で行われた。パネリストは会津泉(IGTF)、Geoff Huoston(APNIC)、Gaurab Raj Upadhaya、Chun Eung Hwi、丸山直昌(JPNIC、IGTF)、James Seng、Dieter Zinnbauer(UNDP-APDIP)で、会津泉が司会を務め、聴衆は50人程度であった。事前の予告期間が短かった割には、参加者数は多かったと言えるであろう。

内容に関して事前に特に打ち合わせをせず、自由に見解を表明するという形で進められた。時節柄、WGIGでの議論の動向にもかなり言及されたが、基本的には現在のICANNを中心とするドメイン名、IPアドレス管理を肯定する意見が支配的であった。参加者の殆どがインターネットの技術者或はICANN会合への参加経験豊富な人々であったので、このような雰囲気になったことは当然であったとも言える。

このパネルディスカッションの後、何人かのAPRICOT参加者と話した限りでは、多くの人々が現状のWSIS/WGIGの議論がICANNの現在の役割を大きく変えることにはならないと考えていた。技術的実績に裏打ちされていない人々の議論のこの件への影響力は大きくない、というのがその理由であると思われる。

第2部 第3章 APRICOT 京都会議

第 3 部 ドメイン名の国際的な管理体制の在り方に関する議論の動向

第1章 ICANNを中心とする現在の管理体制の動向 AtLargeを中心に

第1章 ICANN を中心とする現在の管理体制の動向 AtLarge を中心に

ドメイン名、IP アドレスなど、インターネットの基礎を形成する資源の管理を担当する組織として 1998 年に創設された国際非営利組織である ICANN (Internet Corporation for Assigned Names and Numbers) は、設立後 7 年を経ようとしているが、その組織形態と機能、国際社会からの受容、方向性、法的地位などの面で、依然として様々な課題を抱えている。

本章では、主として一般会員(AtLarge)制度をめぐる取り組みを中心にして、ICANN におけるドメイン名管理体制の最近の動向について考察していくものとする。

1.1. ICANN が『Strategic Plan』を発表

世界情報社会サミット (WSIS) の準備過程で一部の政府等からそのあり方が問題にされ、政治的な議論の対象となった ICANN は、2004 年 11 月 16 日、『ICANN Strategic Plan 2003-04 to 2006-7』を発表した¹。この文書の背景には、以下の流れがあると考えられる。

直接的には、WSIS などのために、ICANN は組織強化の方向を打ち出し、支出額を大幅に増額する予算案を発表したため、資金負担を求められたレジストリやレジストラが、ICANN 執行部に対して増額の根拠、必要性を説明する説明材料の提示を求めたことである。

WSIS では、2005 年 11 月に開催されるチュニジアサミットの準備段階に入っているが、そのなかで、アナン事務総長によって、インターネットガバナンス問題を討議し、必要なら提案をまとめるための作業部会として、「インターネットガバナンス・ワーキンググループ (WGIG)」が 2004 年 11 月に設置され、2005 年 7 月まで報告書をまとめることとなっている。WSIS では、この報告書を受けて政府間交渉を行ない、2005 年 11 月のチュニジアサミットまでに、インターネットガバナンス問題について、国際社会として一定の結論が出されるものとみられている。

また、ICANN では 2001 年から 2003 年にかけて組織改革を実施し、現在は「ICANN バージョン 2.0」が実現された状態といわれるが、その現行の ICANN 体制を支えている米国政府との覚書 (MoU) が、2006 年 9 月に期限満了となり、それ以降はそのままの形での更新はされないものとされ、ICANN は「完全独立」するものとされている。しかし、その場合の ICANN の組織的体制、国際的な意味での法的、政治的正統性について、明確な姿は描かれていない。

¹ <http://www.icann.org/strategic-plan/strategic-plan.html>

こうした流れの中で発表された、『ICANN Strategic Plan』は、現在の ICANN の「民間主導・自主管理体制」を維持・発展し、「完全独立」を果たすための「ロードマップ」的な文書といえる。事実、この文書は 2003 年 8 月に起草が開始され、米国政府との MoU の完了に備えるために、2003 年 12 月には草稿版が完成していたという。

その意味では、この『Strategic Plan』は、2004-2005 年、2005-2006 年、2006-2007 年という 3 ヶ年計画により、独立後の、いわば「ICANN3.0」への布石をうつための文書だと考えることができる。

いずれにしても、WSIS の議論を踏まえ、ITU の介入、GAC (政府諮問委員会) の改革などが見通されるなかで、ICANN 側の戦略を明らかにした文書として、この文書とその帰結がもつ重要性は否定できない。今後、その内容が、ICANN の様々な構成母体としての組織からどのような評価を受け、修正がなされていくかは注目に値する。

1.2. 『Strategic Plan』の内容

この『Strategic Plan』の内容を概括してみよう。

『Strategic Plan』は、全文 60 ページ余の文書である。全体は、「1 ICANN の現状の確認」、「2 戦略上の優先度分析」、「3 組織運営戦略」、「4 資金戦略」という 4 章から成り、前後に短い序文と付録が付いている。

1.2.1. 現状の確認

現状の確認というべき第 1 章「ICANN and the Internet」では、インターネットの基本資源としてのドメイン名と IP アドレスなどの識別子の管理システムを担当・運営する国際非営利組織としての ICANN の基本任務の確認から始まっている。

そのなかで、WSIS における「インターネットガバナンス」の議論を取り上げ、ICANN の具体的な機能や任務に対して誤った認識が存在していると指摘し、そうした誤解を解くこともこの文書の役割であることを示唆している。

続けて、ICANN の「任務」と「中核となる価値」について、ICANN の定款を引用して紹介し、設立から「改革」を経て達した現状を確認している。

すなわち、基本原理として、識別子システムの維持として、安定性、セキュリティユーザーへの選択と競争導入の重視をあげ、それを可能にするのはグローバルな代表による、ボトムアップ、コンセンサスによるプロセスだとする。そして、ICANN は途上国を含めたあらゆる地域の人々にサービスを提供する一方、理解を求め、参加を呼びかける努力の必要性もあげている。

その次に、現在の ICANN を構成する各種支持組織を簡単に紹介し、ICANN のポリシー策定過程が説明されている。それによると、ICANN の各種のポリシーはスタッ

第3部 第1章 ドメイン名の国際的な管理体制の在り方に関する議論の動向

フによってではなく、これらの支持組織が参加するプロセスで、透明でボトムアップのプロセスを通して決定されるとする。実際には、スタッフがポリシーをトップダウンで押し付けるとの批判は、ICANN コミュニティ内部でも一貫して強く存在しているが、この文書はそうした批判にはまったく触れていない。そういう意味では、この文書には「理念＝理想」と「現実」を混同している嫌いがあることは否定できない。いずれにしても、現在のポリシー策定プロセスの概要が記述され、続けてそのプロセスにはグローバルな代表の参加がなされ、さらにその拡大が目指されると述べている。最後に、現在までの ICANN の業績として、以下の五点をあげている。

1. 一日 200 億件の DNS のレゾリューション
2. ドメイン名登録費用を年間総額 10 億ドル縮減
3. IDN (国際化ドメイン名) の推進
4. UDRP (統一紛争処理方針) の実施
5. レジストラ間のドメイン名トランスファーの円滑化

また、支持組織別に ICANN に期待する今後の達成目的の一覧をあげ、さらに米国政府との覚書 (MoU) 体制を終了し、完全独立するために、この『Strategic Plan』の必要性を強調している。

1.2.2. 戦略上の優先度の分析

2章にあたる「戦略上の優先度分析」では、「安定性とセキュリティ」、「競争と選択」、「独立したボトムアップ・コーディネーション」、「グローバルな利害当事者の参加・代表」の4点を ICANN の戦略上高い優先順位をもつ事項として提示し、それぞれに説明を加えている。

優先項目 1 といえる安定性とセキュリティについては、DNS の安定かつセキュアな運用が ICANN にとってもっとも優先度の高い戦略任務として、詳細に述べている。まずレイヤー別のアプローチの重要性を指摘し、とくに「IANA 機能」と呼ばれる、DNS のルートサーバーのゾーンファイルの管理という中核機能の安定性、セキュリティの保持の重要性を強調している。ここでは、ルートサーバーの運用の重要性と新 TLD 追加などのポリシー分野の両面について、ICANN のもつ機能が強調されている。続けて RIR、gTLD レジストリ、ccTLD 管理者、ルートサーバー・オペレーターとの関係強化が記されている。しかし、いずれもかなり表面的な記述に終始し、個々の主体との間に存在している難しい問題、ないし外部から批判されている政治的な課題については、ほとんど言及がない。

たとえば、ルートサーバーでいえば、全世界に 13 システム存在しているが、そのう

ちの10システムはアメリカ国内にあり、WSISにおいて途上国などからは、「アメリカ偏在で問題がある」との批判が絶えない。もちろん、この議論では、インターネットがもともとアメリカ国内で発展したという歴史的な経緯や、現在の国際的なトラフィックの過半がアメリカ経由で交換されているといった実態を正確に理解することが重要なのだが、ICANN側から、そうした「誤解を解く」努力がなされているとは言いがたい。

実際に理由があって現在の体制が出来上がっているのであれば、その状況と理由についてしっかり説明し、いわゆる「説明責任」を果たすことが、ICANNには求められている。

しかし、この『Strategic Plan』は、十分な説明はなされておらず、ICANN執行部にとって「都合の良い」記述に終始している印象は否定できない。

同様のことは、優先項目2、「競争と選択」についてもあてはまる。たしかに、ICANNの創設以来、レジストリとレジストラの分離、レジストラの拡大、新gTLDの開始などによって、VeriSignの全面独占体制に終止符を打ち、ドメイン名市場が大きく拡大したことは事実である。

しかし、レジストリレベルで見たときには、依然としてVeriSignのもつ市場支配力は強力に存在しているといわざるをえない。新gTLDの追加にしても、ICANNの理事会・執行部には、「安定性」などを名目とした保守的な姿勢が強く、ユーザー側の要望よりも明らかに遅いペースで事態は進行してきた。

もちろん、『Strategic Plan』もユーザー側の要望をまったく無視しているわけではなく、トランスファーなどにまつわる紛争処理、コンプライアンス、新TLDの設置などについて、今後改良を行うことは記されている。

続いて、優先項目の3と4として、「独立したボトムアップ・コーディネーション」と「グローバルな利害当事者の参加・代表」が、統合的に一体化されて記述されている。ここでも、いわば「理念」と「実体」の混同が見られる。

ここでは、

- ・ ボトムアップ・コンセンサスの維持・発展
- ・ ボトムアップPDPの維持・発展
- ・ 利害当事者の代表性強化
- ・ AtLarge / RALO / ALACの強化
- ・ 地域拠点の展開
- ・ 途上国参加への限定支援基金
- ・ 広報強化

について述べられている。

第3部 第1章 ドメイン名の国際的な管理体制の在り方に関する議論の動向

このなかでは、地域事務所の設置、「途上国参加支援特別基金」創設、多言語コミュニケーション戦略の実施の三点が、いわば新規ないし事業拡大の提案である。これらは、「ICANN は先進国中心の組織となっている」、「アメリカ中心だ」、「英語中心だ」といった批判に対する対策で、これまでも CEO や執行部、理事会などが、「対策を推進する」と言明してきたものの、実質的な進展がみられなかった、いわば長年にわたる「宿題」を羅列したものと見える。

1.2.3. 「組織運営戦略」と「財政戦略」

『Strategic Plan』では、戦略上高い優先順位をもつ事項として、章を改めて、「組織運営戦略」と、「財政戦略」について述べている。

組織運営戦略については、組織・人事の強化、コーポレート・ガバナンス、事業管理について述べられ、現在のカリフォルニア法人としての地位は変更せず、グローバルな体制は強化するとしている。コーポレート・ガバナンスにおいても、現状の大きな変更は予定されていない。一方、事業管理面では、業務システムとプロジェクトマネジメント・システムの導入を計画し、ビジネス効率の向上をうたっている。これらは規模の拡大に伴う効率化の実現のためには必然といえるだろう。

財政戦略としては、グローバルな組織体制づくり、広報の強化、システム導入など、これまで述べてきた新規計画を実現するために、支出を従来の約3倍と大幅に増加する計画が発表された。

すなわち、2003-04年予算の830万ドルが、2004-05年予算で1580万ドルとすでにほぼ倍増が承認され、今後、2005-06年予算が1950万ドル、2006-07年予算は2200万ドルと、大幅な増額が提案されている。

支出の内訳としては、「bottom-up coordination」が、04-05年予算の250万ドルから06-07年予算の500万ドルと倍増が計画され、「Representation」も、同じく350万ドルから520万ドルと、50%近い増額となっており、他の「Stability」と「Competition」は、それぞれ20%前後の伸びであり、それほどの増額ではない。

当然、そのための財源の確保、収入の強化が図られる必要がある。ここでは、ドメイン名登録の売上高比例方式が提唱され、ICANNの支持組織にとって大きな影響を受けるポイントとなっている。

ここで、ICANNは、従来の課金方式の変更を提案した。とくに全体の約75%の収入を構成してきた、gTLDのドメイン名登録料からの課金、具体的にはレジストラからの課金を、従来の「登録ドメイン名の総数」を単位とする課金から、実際の「トランザクション単位」へと変更し、1トランザクションに対して25セント課金するとしたものだ。このトランザクションとは、新規登録、継続、レジストラ変更などが該当

する。これに、レジストラサポートという名目の固定費を、規模にかかわらず、1 レジストラあたり1万ドル程度課金し、全体としては、これまでの金額の743万ドルから、1400万ドルへとほぼ倍増を図るものだった。

このほか、gTLDは、74万ドルから140万ドルと、やはり倍増が提案され、ccTLDは78万ドルから102万ドルと20%程度の増額とされた。IPアドレスを管理するRIRは、53万5千ドルから82万3千ドルと、54%の増額となる。

各支持組織は、とくに当初は強く反発したが、執行部による説明、状況を把握するにつれて承認の方向で説得されていった。ここにも、WSISのプロセスで途上国政府などから現在の体制が強く批判されていることで、ICANNとして対応が迫られていることを理解し、現行の民間主導体制を守るという点で、承認することになったと考えられる。

この結果、ICANNが、ドメイン名やIPアドレスの登録料によって運用される組織であるということがさらに明確になったといえる。とりわけ、直接の影響を強く受けるレジストラのビジネスモデルには、今後、それなりの影響が出るものとみられる。とくに「固定費」を課金したことで、規模の相違が負担の相違として表出する構造がより鮮明になっていくと考えられる。

1.2.4. AtLargeの強化について

個人ユーザーの参加を実現する仕組みとしての「一般会員諮問委員会（AtLarge Advisory Committee, ALAC）」とその地域組織であるRALOの活動支援の強化策についても触れられている。これは最近になってとくに浮上してきた流れで、その最大の原因が、WSISで各国政府がICANNへの介入の強化を主張し、ICANN批判を繰り返したためであることは否定できない。

「改革」の当初は、ALACとAtLargeの地域組織RALOは、個々の利用者グループ（ALS）がボトムアップで自主的に組織して形成されるものとされ、ICANN本体から資金その他の支援を行うことは、基本的には否定されていた。「AtLargeは、それが必要と思う人間が、自分たちで組織し、資金を集めてきてICANNに参加すべきだ」というのが、ICANN支持組織をはじめ、理事会、スタッフの共通の了解事項だった。ここで、『Strategic Plan』では、下図のように、ICANNの全ステークホルダーにとってのポリシー課題として、計11点あげている。

これをみると、AtLargeだけが、11項目すべてについて関与しているとされる。次に多いのが政府諮問委員会（GAC）、テクニカル・コミュニティ、gTLDレジストラで、AtLargeがあらゆる問題にかかわらざるをえない状況が浮き彫りにされていることがわかる。

Figure 4 Identified Objectives from ICANN Stakeholders

	Governments	Internet address communities	ccTLD Managers	Members of technical community	At-large user communities	Law enforcement officials	Academics and researchers	Wider business community	gTLD registrars	gTLD registry operators	Intellectual property holders	Internet, connectivity service providers
1. Complete the MoU process with the US DOC	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2. Proactively ensure the future stability and security of root server system	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3. Substantially augment core IANA services and ensure they function effectively	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
4. Efficiently introduce new gTLDs to increase competition in the domain name space	●				●			●	●	●		●
5. Significantly expand available resources to assist developing nation Internet communities with education and technical coordination	●	●	●	●	●	●	●					●
6. Meaningfully increase preparation of ICANN materials in multi-lingual formats	●	●	●	●	●		●	●	●			●
7. Actively promote consumer interests through information and service	●		●	●	●	●	●		●	●	●	●
8. Effectively educate consumers on how to obtain resources for dispute resolution, consumer protection and law enforcement	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
9. Considerably strengthen services to gTLD Registries to address their growing needs as new gTLDs are introduced				●	●			●	●	●	●	●
10. Significantly strengthen services to gTLD Registrars to ensure a healthy, competitive marketplace	●			●	●			●	●	●	●	
11. Materially aid gTLD Registrars with managing consumer complaints	●			●	●	●		●	●	●	●	

gNSO や RIR など、ICANN の支持組織に所属する人々のほとんどは、ICANN の活動に対して「業務」として、即ち自らの事業を支える「ビジネス」の一環として参加しているといつてよい。そのための経費も時間も、「仕事のための必要経費」として処理できる。

これに対して、AtLarge を構成する「個人利用者」は、大学で教えたり、ソフトを開発したりといった日常業務を他にもち、その「余暇」に、ないし「ボランティア」で、ICANN 活動にも参加しているのが実態である。

地球上の各地を巡回して開かれる ICANN 会合に参加し、加えて地域レベルで組織づくりを進め、さらに新 TLD 問題や、Whois のプライバシー問題をはじめ、ICANN が扱うすべてのポリシー課題についての効果的なインプット活動を行うことは、「余暇」や「ボランティア」では容易に持続できるものではない。

従来なら、それでも、あくまで「一般利用者自身が、自分たちで参加してくれればいい」

という態度が ICANN 関係者の平均的な理解であった。しかし、WSIS によって、各国政府のなかから「利用者を含む公的な利害については、政府が正統な代表である」との強い主張が出されるなかで、これに対抗するためには、ICANN 側も、いわば自前で利用者の意見をポリシー策定のプロセスにアクティブに取り組んでいることを実証する必要が浮上してきた。WSIS によって、AtLarge の位置づけが大きく変わろうとしているとってはなんら過言ではない。

ICANN が当初通りの「民間自主組織」として、政府の規制・介入を極力避けたいのであれば、いまや ICANN を構成するすべての支持組織が協力して、利用者の声を効果的に ICANN の組織内部に取り込み、有効に機能する利用者組織を育てあげていく必要が明らかに存在するようになったのである。

しかし、この点について、『Strategic Plan』での表現はまだそれほど強いものではなく、より一層の強化が必要となるだろう。

途上国の参加支援の基金も、従来からの懸案であった。財源の確保と公平な運用がキーとなると思われる。しかし、その内容について、『Strategic Plan』は詳細を示しておらず、曖昧なままである。

広報の強化はいわずもがなといえることで、これまでが、あまりにもおざなりなものだったと言わざるをえない。ウェブによる多言語の広報を本格的に展開すると述べられているが、これについては実態を誠実に発展させることがポイントといえる。

1.3. 『Strategic Plan』の課題

以上、『Strategic Plan』の概要をみてきたが、問題は、ここで提唱された方向性が、ICANN を構成する支持組織、あるいは各利害当事者が本当に納得するものとなるかどうか、である。当然のことながら、各支持組織は、固有の利害をもって ICANN にかかわっている。もちろん、全体としての枠組みの維持、ドメイン名システムの安定的な運用の確保という共通の目的・利害も共有しているが、それにもまして、個別利害によるかかわりが基本にあるとみてよいだろう。

gTLD、ccTLD、レジストラにとっては、ICANN によるサービスの充実、コスト効率の向上、自分たちのビジネス上の「自由」の確保が大きな利害関心といえるだろう。一方、技術コミュニティ全体は、政府や企業の過度な干渉を排した「自律分散」あるいは、「自主・協調体制」の確保に強い関心をもつ。これは RIR やルートサーバーのオペレーターたちにみられる。民間企業ユーザーもまた、政府の過度な干渉、規制を避け、登録商標なども含めた知的財産を中心としたビジネス利権の確保に関心が高い。一方、政府は、「公益性」の確保を大きな使命としているが、その方法として、直接介入・関与すべきか、あるいは民間主導の体制を是認し、必要な限りで介入するという、

第3部 第1章 ドメイン名の国際的な管理体制の在り方に関する議論の動向

間接的な関与にとどまるべきかで意見が分かれている。

個人利用者の立場からは、公正な仕組みの維持・発展、消費者利益の保護、「自由」や「人権」の擁護が重要な関心であり、その意味での自分たちの「影響力」の確保・増大に関心が高い。

さらに、途上国からは、より実質的な参加を支える手段の実現、拡大が求められている。

これからの ICANN は、こうした個別の利害をある程度満たしつつ、全体として民間主導の体制を保持し、ルートサーバーの運用を安定的に確保し、新しい技術革新にも対応できる柔軟性、サービス革新の実現などもめざすという、容易ではない任務に直面している。

WSIS は、そうした ICANN への、いわば「外部からの挑戦」であり、政府、国際機関、市民活動団体などからの批判や影響に対して、正面からその存在意義を実証し、納得させていくことが求められている。

『Strategic Plan』は、ICANN が直面する課題、挑戦に対して、十分な説得力をもって対処しようとしているとは評価し難い。依然として「狭い技術分野の集団」として、閉鎖的な体質を色濃くもっているように見える。本当の意味で、ビジネス的な効率性と、非営利公益団体としての公正性、国際組織としてのグローバル性を実現していくことは、容易ではないと考えられる。

1.4. ICANN ケープタウン会合（2004年12月）での議論 AtLarge を中心に

ICANN ケープタウン会合は、2004年11月末から12月初頭にかけて、南アフリカのケープタウンで開催された。

以下、一般会員（AtLarge）の組織化に取り組んでいる AtLarge Advisory Committee（ALAC）による活動を中心に報告する。

ALAC は、ケープタウンでは、以下の表の日程で活動を行った。今回は、ALAC 内部の討議をほぼ毎日行ったほか、アフリカユーザー会合、ALAC パブリック会合を主催し、WSIS ワークショップの開催（共催）、IDN ワークショップへのパネル参加、さらに、CEO のポール・トゥーミィ、ccNSO、役員指名委員会、オンブズマンとの会合も行った。

第3部 第1章 ドメイン名の国際的な管理体制の在り方に関する議論の動向

表 1-1 ALAC の ICANN ケープタウン会合における主な活動

11月30日	
9:00 - 17:00	GAC Regional Forum
14:00 - 19:00	ALAC internal meeting
17:30 - 19:30	WSIS Workshop Prep meeting
12月1日	
8:30 - 10:30	Workshop on WSIS
11:00 - 12:00	GAC open session
12:00 - 14:00	ALAC lunch meeting
14:00 - 16:00	Registrar meeting on auctioning DNS
17:00 - 17:30	ALAC Meeting with Paul Twomey
13:30 - 19:30	IDN Workshop
2日	
9:00 - 10:00	Welcoming Ceremony
10:00 - 12:30	At-Large ~ Africa Users Meeting
13:30 - 15:00	ALAC Public meeting
16:30 - 17:15	ALAC meeting with ccNSO
3日	
8:30 - 10:30	GNSO public forum
12:45 - 13:15	Meeting w/ NomCom
13:00 - 18:00	Public Forum part I
4日	
8:30 - 12:00	Public Forum part II
12:00 - 17:00	ALAC internal meeting
13:30 - 14:00	Meeting w/ Ombudsman
5日	
8:00 -	Board meeting
11:00 -	ALAC internal meeting

1.4.1. KL 会合以降、ケープタウン会合までの ALAC の主な活動

2004年7月のICANNクアラルンプール会議以降、ALACの活動は地域における組織化活動と、ポリシー策定関連の活動の2つに大別される。

地域の組織化については、中南米、アジア太平洋での会合の開催や、ヨーロッパ、アフリカでの広報活動が展開されたが総じて低調である。

AtLargeの組織の最小単位といえるALS (AtLarge Structure) は、これまでに24団体が申請し、19団体が認定されている。

地域別にみると、アフリカでは、北、東、南アフリカで、AtLarge関連の会合を予定し、アルバイトのスタッフを確保して広報活動を展開し始めたという。ケープタウンでも、アフリカユーザーの会合が開かれ、50名ほどが参加して盛況であった。しかし、過去もそうであったが、ICANN会議の際には多数が集まり盛り上がるが、その後の継続的なフォローがみられないのが、AtLargeに目立つ問題点である。

ヨーロッパは、フランス、アルメニア、ロンドン、ジュネーブ、ベルリンなどで開かれたICANNないしWSIS関連の会合に参加して組織化を訴えている。ICANNブラッセル事務所との協力も開始されようとしている。しかし、実際にALSは増えておらず、活動は十分とはいえない。

第3部 第1章 ドメイン名の国際的な管理体制の在り方に関する議論の動向

アジア太平洋も、10月にソウルでNIDA(National Internet Development Agency)が主催したインターネットガバナンスをテーマとする国際会議の場で、AtLarge関係者の会合が開かれ、組織化に向けての具体的な歩みが提案されたが、時期尚早との意見も出て、決定ができない状態であった。

中南米では、ALACのメンバーが、ペルー、トリニダードトバゴ、ベネズエラ、パナマなどで国連や国際機関と共同で会合を開催したことが報告された。2005年4月にアルゼンチンで開かれるICANN会議で、中南米AL会議を予定している。

北米は、AtLargeに関する関心がもっとも低い地域であったが、ケーブルタウン会合までに2団体がALSを申請し、受理された。

しかし、前述のように、ALSが認定されても、実質的な活動に関与するALSはほとんど存在せず、その意味では、実体を伴わない「空洞化」現象が起きていることは否定できない。

表 1-2 現在までに認定された ALS

アフリカ	Moroccan Internet Society
	Anais.AC
	Sudan Internet Society
	ISOC DRC (Congo)
アジア太平洋	Arab Knowledge Management Society
	Internet Society Vasudhay Kutumbhkum
	ISOC Taiwan Chapter
	At Large@China
	Natl. Info. Infra. Enterprise Promotion Assoc.
	Internet Users Network (Japan)
ヨーロッパ	Società Internet (ISOC Italy)
	FITUG
	Internet Society Luxembourg A.S.B.L.
	Internet Society Bulgaria
	Internet Society - Finland
	Catalan Chapter of the Internet Society
	Catalan Chapter of the Internet Society
	Internet Society Belgium
中南米カリブ海	Alfa-Redi
	Asoc. Costarricense de Derecho Info.

表 1-3 審査中の ALS 申請団体

アフリカ	African Youth Foundation
アジア太平洋	Communications and Multimedia Consumer Forum of Malaysia (CfM)
北 米	America@Large
	Intellectual Property & Technology Section of the Hawaii State Bar Association

第3部 第1章 ドメイン名の国際的な管理体制の在り方に関する議論の動向

ポリシー形成関連活動としては、g NSO を中心に組織されている以下のタスクフォースに参加してきた。いずれも、法律論などの高度の専門知識を要求される活動である。

WHOIS TF 1、同 2、同 3

レジストリサービス TF

その他：新 TLDsTF、WIPO2TF、トランスファーTF

このほか、WSIS への関与なども、広い意味でのポリシー関連活動ととらえられる。

1.4.2. WSIS ワークショップ共同開催

一年前のチュニジアでの ICANN 会議の際には、WSIS をめぐるワークショップは ALAC が単独で開催し、参加者も 30 名強と、少人数であった。それが、ジュネーブ・サミットを経て、インターネットガバナンスが「継続審議」となり、ICANN が国際社会の直接の論争の焦点となったことから、組織に対する危機感が強まり、今回のケープタウンでのワークショップは、ローマ、クアラルンプール同様、ビジネス、ISP など他のグループとの共同開催となり、参加者も 200 名に達して盛況であった。今回は、国連作業部会 (WGIG) が 11 月に発足した直後の会合であったため、議長のニティン・デサイ国連事務総長 WSIS 特別補佐と、マーカス・クマーWGIG 事務局長も参加し、WGIG の方向性についての説明を行った。

この WGIG には、ピットリオ・ベルトーラ ALAC 委員長もメンバーの一人に選出された。ICANN 関係者からは、アレハンドロ・ピサンティ理事会副会長、ラウル・エチェベリア LACNIC 専務理事も入っている。

1.4.3. ALAC の課題

ケープタウン会合における ALAC メンバー同士の討論および ICANN の他のメンバーとの意見交換などから、ALAC は重大な転機を迎えていることが明らかになってきた。一方で、地域組織 RALO を作りだす作業は、予想よりはるかに困難で、短期的に実現することはかなり難しいとの感触が強まった。しかし、あまりにも時間がかかればコミュニティ全体からは理解されない可能性が高く、2005 年中には一定の結果を出す必要があることも ALAC メンバーの共通認識であった。

主な問題点としては、ボランティアの限界ということがいえるだろう。新しく ICANN の理事となった伊藤穰一氏は、ALAC との会合で、「ALAC のビジネスモデルは何なの?」という、的を射た質問を放った。

一般的に言えば、個人利用者は、ICANN の活動については、自分の仕事としてではなく、余分の時間でしか参加できない。事実、ほとんどの ALAC メンバーは、大学の教授であったり、研究員であったり、ソフト開発者であったり、国際機関に勤務する

など、ドメイン名や IP アドレス管理とは直接関係のない本職をもっている。

しかし、ALAC は他の組織と違って、利用者全体の利益を代表する立場にあるから、事実上あらゆる課題に関与が求められるとあってよい。

しかしながら、一般利用者にドメイン名の国際管理への関与を呼びかけても、広報活動の効果は明確ではなく、一部を除いて関心が低いのが実態である。ICANN の AtLarge 活動に直接参加するメリットが希薄だからだ。

一方、より強い関心をもつ人々の間では、ALAC が単に助言機関であって、ICANN における組織的な活動の中心である支持組織 (SO) や理事会での意思決定プロセスに直接参画できない、ということも制約になっている。

また、ALS、RALO という二重構造をもっている組織モデルが複雑すぎるという指摘もある。ローカルに利用者を集め、さらに地域で集合してはじめて本格的な活動ができるという構図は、当初の個人がバラバラに声をあげる形態と比較すれば、より安定した活動基盤が提供できるという考え方だったが、組織化することの負荷が、それによって得られるメリットを上回ってしまっているというのが正しいところだろう。

ここで、いったい ICANN において誰が At Large を必要としているのか、という根本的な命題に立ち返って考える必要がある。

当初の考え方は、あくまで利用者による自主的な集まりであって、資金も ICANN として負担すべきではなく、「本当に関心のある利用者自身が必要と思うなら自主的に参加すればよい」というのが、根本的な考え方であった。すなわち、一応「ドア」は開いておけるが、実際に入口まで来て、ドアを開けて中に入るかどうかは、利用者が自分たち自身で決めるべきものだという考えである。

しかし、この間の ICANN をめぐる状況、とくに WSIS での議論のなかで、「オープン」というのは、必ずしもドアを開けておくだけではなく、市民社会、途上国など、相対的に力の弱い部分に対しては、より能動的なサポートが必要だ、という認識が強まってきている。彼らをただ受動的に受け入れる姿勢だけでは不十分ではないかという指摘である。

それには、ICANN の組織としての性格や、政治的な位置づけの問題が関係する。国際社会における組織として、おそらく政府、市民、利用者、途上国が十分に参加しない ICANN は、正統性を欠き、長続きしないだろうと思われる。市民や途上国メンバーが資金的、時間的あるいは他の理由で参加が難しいとすれば、より積極的に参加可能な仕組みを用意することが、現在の ICANN の構成母体、執行部および利害当事者にとって必要なことになってきた、と考えられる。

実際、ICANN 執行部を代表して、ポール・トゥーミイ ICANN CEO は、ケープタウンでの ALAC との会合の場で、「AtLarge = 利用者の参加は、好むと好まざるとにかかわらず、ICANN にとっては必須のものである」と述べている。この意味では、大きな潮流は確実に変化してきた、といえるようである。

1.4.4. AtLarge 自己評価へ

こうした外部の流れの変化に応じて、ALAC 自体も認識と活動を変化させる必要に迫られている。

ICANN の改革の結果 2003 年 1 月に発足した ALAC にとって、ICANN のとくにポリシー形成活動（PDP）に対して個人利用者の意見を反映させることを目的として、一般会員（AtLarge）制度を確立することが主要な課題となっている。しかし、発足後 2 年を迎えた ALAC のここまでの実績は、必ずしも当初の期待に応えるものとはなっていない。ケープタウン会合では、ここまでの自分たちの活動に対する反省と評価を行うことが提案された。

- ・現在の枠組みで、地域 RALO の設立は本当に可能なのか？
- ・そもそも ICANN にとって AtLarge は本当に必要か？
- ・誰が AtLarge を必要としているか？
- ・利用者の立場を公益ととらえたうえで、ALAC がそれを代表して ICANN 内部のポリシー決定プロセスに直接関与すべきなのか？
- ・それとも、公益については、ICANN の外部で、政府が代表すべきなのか？
- ・委員一人一人にとって ICANN に参加する上での「ビジネスモデル」は何か？
- ・ボランティアで本当に継続可能なのか？

こうした問いについて意見交換を重ねた結果、2005 年 4 月のアルゼンチンの ICANN 会合までに、ALAC の評価を含むポジションペーパーを起草して内部で検討し、その後広く ICANN コミュニティにも意見を求めることが決定された。

ALAC は自らのパフォーマンスを自己評価すべき時機に達したといえる。

第2章 世界情報社会サミット（WSIS）における インターネットガバナンス問題

第2章 世界情報社会サミット（WSIS）におけるインターネットガバナンス問題

2.1. インターネットガバナンス問題がWSISで最大の対立点に

2003年12月にジュネーブで開催された世界情報社会サミット（WSIS）で、インターネットの管理のあり方、いわゆるインターネットガバナンス問題が、各国政府の間で意見がもっとも対立した問題となった。これは、国際社会にとって来るべき情報社会のあり方への関心が高まっていることを象徴するものと考えられる出来事だった。最終的には、コフィ・アナン国連事務総長に対して、すべての当事者が参加するワーキンググループ（WGIG）の設置を要請し、このWGIGがインターネットガバナンスについての「作業上の定義」の検討から始め、問題の所在を確認し、必要なら提案をまとめ、2005年11月にチュニジアで開かれる次回サミットまでに結論を出すという、「棚上げ」ないし「先送り」の結論になった。

WGIGは、設置の準備作業に予想外の時間がかかったが、2004年11月に発足し、活動を開始した。WGIGは、2005年7月に最終報告書をまとめる予定であり、その内容を受けて、9月のWSIS準備会合以降、政府間交渉が行われ、具体的な行動の是非が議論されるものと予想される。11月のチュニジアサミットまで、また激しい論争が起きることは必至である。

2.1.1. 焦点はICANNとドメイン名管理

一口にインターネットガバナンスというが、WSISジュネーブ会合の準備段階の議論では、対象となる問題について明確な定義、合意は存在していなかった。

抽象的には、インターネットをだれがどう管理するかという問題だとされたが、具体的な各論としては、情報のコントロール問題から、電子商取引、プライバシー保護、著作権保護、情報セキュリティやウィルス、スパム（迷惑メール）、インターネットに関連する技術標準の策定・運用など、広い範囲にわたる様々な課題が対象として述べられた。

ただし、WSISのジュネーブの会合とその準備の場でもっとも強く意識され、議論的となったのは、ドメイン名、IPアドレスなど、ネット運用の基本となる識別子の資源管理のあり方、より具体的にいえば、現在これらの資源を管理している民間国際組織ICANN（Internet Corporation for Assigned Names and Numbers）のあり方をめぐる問題であった。

2.2. 日本における取り組み IGTF の活動を中心に

2.2.1. IGTF の設立

2004年8月20日、「インターネットガバナンス・タスクフォース（IGTF）」が設立された¹。このタスクフォースは、公文俊平（多摩大学教授）、村井純（JPNIC 理事長）、國領二郎（慶應大学教授）らが発起人となって呼びかけ、日本のインターネット関連の四団体・組織を中心に設立されたもので、WSIS で国際的なインターネットガバナンス問題が取り上げられ、国連事務総長による作業部会が設置される運びになった状況を受けて、「社会的に安心・信頼できるインターネットの運用管理・利用の体制の確立をめざし、政府の理解と支援を受けつつ、国際的な協調活動に關与することで、現在の民間主導の体制を維持発展させ、インターネットのさらなる発展に貢献する」²ことを目的として、WGIG の議論に關与し、民間主導の体制の維持発展を主張するための活動を行う、2年間のプロジェクトである。

IGTF は、「インターネットガバナンス」の分野で日本にとってとくに重要と思われる課題を整理し、今後の取り組みの方向性を検討・提言することに取り組み、具体的には、「国際分野において民間主導の体制を維持発展させるために、日本の関係者の意見をとりまとめ、WSIS、ICANN などの国際協調活動の場に参加し、結果に反映させる取り組みを推進する」、「これらの国際的な活動の状況について、国内の関係者に適宜報告する」³ことが活動内容とされている。

IGTF を構成する団体・組織は以下の通りである。

正会員：

財団法人インターネット協会
社団法人日本インターネットプロバイダー協会
社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
株式会社日本レジストリサービス

特別会員

財団法人ハイパーネットワーク社会研究所
多摩大学情報社会学研究所
インターネット・ユーズーズ・ネットワーク

* * *

公文俊平（多摩大学教授）
國領二郎（慶應義塾大学教授）
坪田知己（慶應大学特別研究教授 / 日経デジタルコア代表幹事）
アダム・ピーク（国際大学 GLOCOM 主幹研究員）

¹ <http://www.igtf.jp>

² 「IGTF 設立趣意書」より

³ 同上

第3部 第2章 世界情報社会サミット（WSIS）におけるインターネットガバナンス問題

このほか、オブザーバーとして総務省・経済産業省が参加している。

具体的には、WSIS のインターネットガバナンス・ワーキンググループ（WGIG）の活動に日本から効果的なインプットを行うことが主な活動とされた。

WGIG が「インターネットガバナンス」としてどのようなテーマを取り上げるかは、IGTF の設立時点では明確には決められなかった。ドメイン名管理以外にも、ウィルス、迷惑メール、ネット上のプライバシー・個人情報保護、サイバー犯罪、セキュリティ、多言語環境の推進など、幅広いテーマが考えられたが、WGIG での議論の動向に即して対応する必要があったからである。

IGTF としては、日本にとってとくに重要と思われる課題を検討・整理し、国連の WGIG の動きに対応して日本からの意見をまとめ、意見書の形で提言し、国際的な会合の場での意見交換を行い、最終的な報告書に可能な限りその内容を反映させる取り組みを行うという方針で発足したものである。

実際の検討はテーマ別ワーキンググループ（WG）を設置し、そこで進めるものとし、現時点では、「インターネット資源 WG」が発足し、活動を行っている。同 WG では、意見書の原案を作成し、ネット上にも公開して意見を募り、その結果を受けて原案を修正して、WGIG に提言・発表している。

また、WGIG にかかわる活動の状況について広く報告することも、この IGTF の任務とされ、報告会、ウェブなどを通じて情報発信することとなっている。IGTF 事務局はハイパーネットワーク社会研究所が担当するものとされた。

2.2.2. WGIG 9 月準備会合

9 月 20-21 日、ジュネーブで WGIG 設置のための「Open Consultation Meeting」が開催され、約 280 名が参加した。各国政府代表に加えて、産業界、市民社会からも参加が認められ、文字通り「オープン」に、すなわち、WSIS 本体会合とは異なって政府以外のメンバーも自由に発言できる会合であった。二日間にわたる討論の結果、議長は、参加者の間に以下のような大枠の合意が成立したと総括した。

1) 広範な問題を取り上げる必要

WGIG ではすでに存在している活動のうえに議論を築くべきだが、インターネット資源、セキュリティ、サイバー犯罪、スパム、多言語などを中心に、広範な問題を取り上げる必要があることで合意がみられた。ただし、すべての問題を取り上げるのではなく、優先度の高い問題に集中すべきという意見も多かった。

2) マルチステークホルダー・アプローチで

第3部 第2章 世界情報社会サミット（WSIS）におけるインターネットガバナンス問題

政府に加えて、産業界、市民社会、国際機関など、問題に関心のある利害当事者（ステークホルダー）がすべて参加することが必要であるとの合意がみられた。

3）バランスが重要、ただしその内容は意見が異なる

委員の構成については、地域、ステークホルダー、ジェンダー、先進国と途上国、異なる考え方などさまざまな要素の間のバランスをとることが重要だという合意がみられた。ただし、政府側では、半数以上を政府委員にすべきだという意見が強かったが、市民社会は、各3分の1とすべきとするなど、何をもってバランスがとれているとみるかについては、意見が分かれていた。

4）オープン、透明、包括的なプロセス

WGIGの議論の方法については「オープン、透明、包括的（inclusive）」なプロセスで進めることで合意がみられた。ただし、この用語については、若干説明が必要である。

「オープン」とは、通常は、まさに「だれにでも開かれている」と意味するが、政府側の間では、正確には「Open-ended」という主張をした国が多かった。これは、国連などでの「外交用語」として「各国政府が徹底的に議論できる」という意味で使われることが多く、今回も、WGIGメンバー以外の政府が討議プロセスに「介入」できるという意味で用いられていた。

一方、市民社会などが「オープン」という場合には、密室で秘密会議をするのではなく、議事録の公開、オブザーバーの参加、場合によっては発言を許すといったことを意味している。両者は相当意味の異なる概念である。

「包括的（inclusive）」という用語も、二つの意味で用いられていた。一方は、政府以外に、産業界や市民社会も含めた構成にする、という意味で、他方は先進国のみならず途上国なども含めた構成にする、という意味であった。この場合には、両者は必ずしも対立する概念というよりも、別々の内容をさしている、と考えられた。

2.2.3. WGIG9月準備会合に意見書提出

IGTFは、発足直後、ジュネーブで開催されたWGIGの準備会合を対象として、意見書を作成し、9月13日に送付し、当日も発表した（資料1）。

この意見書は、概要として、WGIGにおける検討対象は、

- 「a) インターネットの運用・利用で世界的規模で検討する必要がある課題の特定
- b) 基礎となる事実、参考データや情報の収集
- c) 実態調査と、何が機能し、機能していないかの評価・原因分析
- d) 重要度の整理

e) 改善、新たな案の創出が必要と認められた分野で選択肢や解決案の提示」と限定的にすべきと主張し、「独立性、客観性、合理性、透明性を重視、事実に徹し、政治性の排除を」と求めるもので、とくに技術的な要件についての確に把握することを求めるものであった。また、アジアの一国としての日本の立場から、WGIG で使用する言語についても、英語や国連公用語に加えて、より配慮を求め、最新技術の活用、ウェブ経由でのボランティアな翻訳のプラットフォームの設置などが提案された。

2.2.4. WGIG9 月準備会合以降に予想される論点

9月の準備会合時点では、WGIG で取り上げるべき論点としては、以下をあげる発言が多く、ほぼ共通理解が成立したものと考えられた。

- インターネット資源
- スпам
- セキュリティ
- サイバー犯罪
- 多言語
- 国際接続料金

ただし、一般的にはこうした論点に取り上げられるものと予想できたが、実際にそうなるかどうか、あるいはどのように議論されるかという点では、これらの論点は必ずしも同じアプローチで扱われるとは考えられなかった。

というのは、インターネット資源問題では、「ICANN」という特定組織のあり方が明らかに問題とされており、途上国側からは、その機能の少なくとも一部を ITU に移管すべきだという主張が明示的に出されていたため、議論の焦点となる論点、扱われ方はある意味では明確であった。

スパムの問題では、ITU と OECD がそれぞれ国際会議を開催し、その対策を推進しようとしている。また米国、英国、オーストラリアの三カ国で政府間協定も結ばれているなど、具体的な動きがあり、これらの当事者が中心になって議論が展開されることが予想できた。

一方、セキュリティやサイバー犯罪については、国際的な対立点が必ずしも明確に存在するわけではなく、また事柄の性質上、オープンな議論になじまない部分も多いため、果たして実際に議論が成立するかは、必ずしも明確ではない。

多言語問題については UNESCO が、自らのテーマであるとの主張をもっていることから、おそらく UNESCO 主導で議論が進められると思われる。

インターネットの国際接続料金問題については、90年代後半から APEC および ITU

で議論が続けられてきたものの、各国の主張の間の隔たりは依然として大きいため、WGIG で取り上げても容易なことでは決着できないものとみられる。ITU が、この問題を積極的に取り上げるかどうかも明確ではない。

2.3. WGIG の設置

WGIG の設置は予想以上に時間がかかった。その一因は資金にあったという。国連事務総長が設置するといっても、国連本部の予算から経費が出るわけではなく、事務局長を任命されたスイス政府出身のマークス・クマー氏が資金調達活動も行う必要があったという。そこで、活動資金の目処がつくまで WGIG を立ち上げられなかったという。

また、委員の構成、取り上げるテーマなどをめぐって各国の思惑も働き、設置は難航した。

9月の準備会合の結果は、10月初めにデサイ国連事務総長 WSIS 担当特別補佐とクマー-WGIG 事務局長によって、アナン国連事務総長に報告され、その後検討、調整が重ねられたものとみられる。各国政府、産業界、市民社会グループなどは、それぞれ委員の自薦・他薦リストを事務局に提出した。

市民社会グループは、メーリングリスト上で討議を重ね、5名の「指名委員会」を構成し、9名の推薦者名簿を作成、提出した。

事務局は10月中には委員を発表する予定で作業を進めていたが、詰めの段階で時間がかかってしまった。最終的には、11月11日、コフィ・アナン国連事務総長名で40名の委員の選任が発表された(資料2)。議長にはニティン・デサイ国連事務総長 WSIS 担当補佐が任命された。

WGIG の委員の分野別の構成は、政府18名、市民社会14名、産業界7名となった⁴。市民社会グループは各分野3分の1ずつにすべきと主張し、9名の候補者名簿を提出していたが、それがほぼそのまま認められたもので、国連でも異例のこのようである。それだけインターネットの分野について、市民の重要性が認められたと考えられる。

各国政府のなかには政府が半数を占めるべきだという意見が強く、ほぼそれに近くなった。産業界のメンバーの数は少なかったが、とくに不満は出なかった。地域別構成は表の通りで、途上国が20名、先進国が19名と、実質ほぼ同数となった。

地域別構成では、次表のように、ヨーロッパがもっとも多く、11名となった。アフリカとアラブが合わせて9名、アジアと中南米が各7名、北米が5名となった。

⁴委員は、個人の資格で参加するとされ、各委員の所属母体・分野は明確には発表されていない。この分類はあくまで本報告書独自の判断による。

第3部 第2章 世界情報社会サミット（WSIS）におけるインターネットガバナンス問題

表 2-1 WGIG 委員 地域別構成 （議長を除く）

アジア	7	ヨーロッパ	11
アフリカ	7	北米	5
アラブ	2	中南米	7
ヨーロッパ	11	合計	39

アジアでは、日本からは総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課の坂巻政明課長が選出された。政府の管理強化を主張する中国からは、科学技術省顧問のフー・チヘン氏が選ばれた。フー女史は当初からインターネットの普及を支援・担当してきた政府高官である。韓国からはドメイン名に代わる検索サービスを提供しているネットピア社のチョン・カンシク CTO が選ばれた。また、シンガポールで長年メディア法およびインターネットのコンテンツ規制問題などを研究している、ナンヤン工科大学のアン・ペンファー教授が選ばれた。

表 2-2 WGIG 政府委員の国別内訳

アジア	日本 中国 イラン パキスタン	4
アフリカ	南アフリカ モーリシャス	2
アラブ	エジプト チュニジア サウジアラビア	3
ヨーロッパ	EU オランダ ノルウェー ルクセンブルグ ロシア	5
北米	--	0
中南米	バルバドス ブラジル キューバ	3
	合計	17

2.4. WGIG 第1回会合

コフィ・アナン国連事務総長によって選任された「インターネットガバナンス・ワーキンググループ (WGIG)」は、11月23日から25日まで、ジュネーブで第一回の会合を開催した。

WGIGの第一回会合は、初日と第3日が委員だけによるクローズド会合で、2日目が委員以外の人々も参加できるオープン会合とされた。

ただし、3日目の一部は、委員以外にも傍聴が認められた。オープン会合では、インドなど、主に委員が選ばれなかった国から、「選考基準が不透明だ」、「委員以外も参加できるオープンな会議にしろ」と、不満が表明されたが、大勢にはならなかった。いつもはオープン性を求める市民側委員が、「完全にオープンにすると政府側の委員が立場にとらわれて自由な意見を言えなくなるおそれがある」と、クローズド会合を支持する意見だった。

2.4.1. 検討の構造・要素の暫定アウトライン

3日間の討議の結果、まず、全体の検討の方法について、以下の構造・要素によって行うことが暫定的に決定された。これは、いわば最終報告書の構成案と考えてもよいものである。今後の検討は、この構造に沿って行われるとされた。ただし、このアウトラインの順番は、必ずしも検討の順番を意味するものではない。たとえば、「作業上の定義：インターネットとインターネットガバナンス」は、構成順では冒頭に置かれているが、実際の検討は、その後の様々な論点を議論した後で最後に検討されることとされた。

コンサルテーションの構造・要素の暫定アウトライン

0. 序 (背景、任務、方法論)
1. 作業上の定義：インターネットとインターネットガバナンス
2. インターネットの進化
 - (a) 初期の R&D のフェーズ 1969 - 1990
 - (b) 商用化、国際化、融合 1990 -
 - (c) グローバリゼーションとインターネット
3. 現在の状況
 - (a) 機能と主体
 - (b) インターネットガバナンスの仕組み
4. 公共政策の現状と優先順位
 - (a) 資源の公平な配分
 - (b) すべての人のためのアクセス
 - (c) インターネットが安定、安全に機能すること
 - (d) 多言語主義とコンテンツ
 - (e) その他の考慮すべき問題点

5. 今後の発展とそのシナリオ
 - (a) 技術
 - (b) 政策、規制
6. 「行動のための提案（適切な限り）」
 - (a) 諸機能と主体
 - (b) インターネットガバナンスの仕組み
 - 公的な制度枠組み
 - 非公式な枠組み
 - (c) 可能な選択肢
 - (d) 人材・能力育成

2.4.2. 「公共政策の現状と優先順位」にかかわる論点の整理

また、このWGが議論する焦点である、第4項目、「公共政策の現状と優先順位」については、以下の5項目に分類することが決められた。これは、WSIS ジュネーブ会合で採択された「基本宣言」の第48項の表記通りにしようというもので、中国が提案し、全員が賛成したものだ。すでに合意された表現を利用すれば、改めて議論する必要がない、という考えに基づく結論だった。

- 1 資源の公平な配分
- 2 すべての人のためのアクセス
- 3 インターネットが安定、安全に機能すること
- 4 多言語主義とコンテンツ
- 5 その他の考慮すべき問題点

この1から5までの分類に対して、以下のように、さらに該当する個別の論点が当てはめられていった。これらの個別論点のなかには、2つ以上の分類に重複して該当するものもある。

2.4.3. 個別の論点一覧

1. 資源の公平な配分
 - ルートサーバー
 - VoIP
 - ドメインネームシステム
 - 紛争処理
 - ピアリングと相互接続

第3部 第2章 世界情報社会サミット（WSIS）におけるインターネットガバナンス問題

- インターネット費用
- 競争ルール、民営化、自由化
- ブロードバンド/投資
- 2. すべての人のためのアクセス
 - 競争ルール
 - VoIP
 - 周波数ルール/ WIFI
 - ブロードバンド
 - 教育
 - インターネット費用
 - 多言語化
 - インフラ構築・管理
 - 先進国と途上国のバランス
 - 社会的利益のためのインターネット
 - インターネットにおける人権
 - スパム（サービス否定=DoS）
- 3. インターネットが安定、安全に機能すること
 - テクニカルコーディネーション
 - ピアリングと相互接続
 - インターネット・トラフィック・エクスチェンジ
 - スパム
 - ルートサーバー
 - ドメインネームシステム
 - 情報システムとネットワークのセキュリティ
 - 電子認証
 - サイバー犯罪
 - インフラ構築・管理
- 4. 多言語主義とコンテンツ
 - 多言語化
 - ドメインネームシステム
 - コンテンツ規制
 - 知的所有権
- 5. その他の考慮すべき問題点
 - 電子認証
 - 国境を越えた問題
 - 消費者保護

プライバシー

暗号

電子商取引課税、電子決済への関税

司法管轄（Jurisdiction）

電気通信ネットワークとの関係

2.4.4. IGTF が IPv6 国別管理案に反対するコメント発表

11月のWGIG第一回会合の際には、ITU（国際電気通信連合）のフーリン・ザオ電気通信標準化局長が私案として発表していた、IPv6のアドレスの一部をITUが管理し、各国政府に配分するという案について、IGTFとしての意見を発表した（資料3）。これは、ザオ案に対して、主として技術的な検討を行った結果をまとめたもので、全体としては、その内容に反対するものだった。

この意見書は、2日目のオープン会合で発表された⁵。

端的にいえば、ザオ案を実現すると、IPv6のアドレス配分について世界に二つの異なる方式が存在することになり、その間の有効な調整がないと、グローバルなネットの運用に支障をきたし、アドレス資源の枯渇化の加速や機器価格の上昇などを招く恐れがあるというものだ。また、国別トラフィック制御、優先順位処理など魅力的なアプリケーションが実現できる可能性がある一方、通信内容の検閲、制限、追跡など、歓迎できない事象を招く恐れが強いと述べたものである。

これに対して、シリア政府から「検閲を問題にしているわけではない。政府の役割を否定するのか」と怒りの発言があったが、その他の多くの委員や参加者からは、非常に良い反応が返ってきた。つまり、インターネットの資源管理については、技術的要素を十分に検討すべきで、そうした配慮を欠いたまま「国別管理」を進めることの危険性、利用者負担の問題点などを具体的に示した点が評価されたといえる。

なお、このシリア政府の委員は、ITUのベテランであり、有名な人物とされているが、彼のこの発言はWGIG会議のなかで唯一の感情的な意見だったもので、それだけIGTFのコメントが核心を衝いたものだったという意味で、他の人々からは評価される結果となった。

なお、IGTFの意見書は、12月に開催された、ITU理事会のWSIS、WGIGワーキンググループ会合でも取り上げられ、ITUとしてまとめる正式文書の「付録」に収録されることとなった⁶。

この背後には、ITU事務局が、この意見書を「建設的意見」と評価していた状況もあ

⁵ <http://igt.f.jp/000055.html>

⁶ <http://www.itu.int/osg/spu/newslog/categories/policyAndRegulatory/2004/12/13.html#a763>

第3部 第2章 世界情報社会サミット（WSIS）におけるインターネットガバナンス問題

った模様である。また、ケープタウンでの ICANN 会合の際などでも、ICANN 関係者などからは、非常に好意的な反応が寄せられた。

それは、WGIG の主たる争点である、インターネットの国による管理強化という意見に対して、Ipv6 という具体的な分野に絞って、「国別管理」を議論する以前に、技術要件についての慎重な検討が必要であるということ、問題点の提示を含めて実証できたからだと思われる。

2.4.5. 建設的な雰囲気

第一回会合は、事前の予想以上に建設的な雰囲気で行われた。二日目のオープン会合の際、いくつかの政府は不満を述べたが、全体としてはそうした不満よりも、前向きな意見が大勢を占めていたといえる。

たとえば委員の選に漏れたインド政府は、「委員の選考は密室で行われ基準には透明性がない。討議もオープンにするべきだ」と述べたが、これに対して、中国政府は「委員選定はわれわれが国連事務総長に依頼したもので、国連事務総長の特権であり、その結果に対して文句を言うべきではない。専門家に議論を委ねることが重要で、外から邪魔すべきではない。傍聴は認めていい」と、正面から反論し、それ以上の不満を抑える結果となった。

当初から、「傍聴」の是非が議論となった。事前に、初日と 3 日目の会合は委員のみによる「クローズド」の会合と発表されていたが、たとえば政府委員のアシスタントなど、関係者の入室が認められるかどうか、あるいはその他の希望者の傍聴が認められるかどうかなどの細部は決定されていなかった。

そこで、この問題について WGIG として検討され、その結果、3 日目の冒頭に、「オブザーバー」ではなく、「On-looker = 見物人」の傍聴が認められることになった。ただし、この決定は、議長による「暫定的」なものとされ、入室後もなお委員同士で傍聴を認めるべきかどうかの議論が続いているという、不思議な状況であった。

全体としては、通常は秘密会合を好む政府なのに、委員に入らなかった政府が、「オープン」を求め、一方通常はオープンな会合を求める市民社会が、政府側委員が自由に意見を言えなくなるおそれがあるとしてクローズドな会合にも理解を示すという、これまた珍しい状況となった。

2.5. WGIG が課題別ペーパーを公表

WGIG は第 2 回会合の約 2 週間前、2005 年 2 月初めに、インターネットガバナンスに関する論点について事実関係をまとめた 21 本の「イシューペーパー」を発表し、

第3部 第2章 世界情報社会サミット（WSIS）におけるインターネットガバナンス問題

それに対するコメントを求めた⁷。主なテーマは以下である。

ドメイン名・IP アドレス・ルートサーバー・システムの管理、セキュリティとサイバー犯罪、スパム、技術標準、安価で普遍的なアクセス、VoIP⁸、電子商取引、消費者・ユーザー保護とプライバシー、多言語化とコンテンツ、違法コンテンツとアクセス保護、知的所有権、教育と人材開発、国家政策と規制

このなかでとくに議論が集中しているのはドメイン名・IP アドレス・ルートサーバの管理の問題である。現在は国際非営利法人の ICANN（Internet Corporation for Assigned Names and Numbers）が管轄しているが、ブラジルや中国などの政府が、ICANN は米国政府の単独支配下にあり、各国政府が対等に管轄できる国連の枠組みに移管すべきだと強く主張し、政治問題化しているからだ。

イシューペーパーでも、ICANN 関連の問題を取り上げたものは他よりずっと長く、詳細な記述だが、他は一般的な事実をさらっと取り上げたものが多く、関心の度合いが正直に反映されていた。WGIG 会合の場でも ICANN に触れた発言がもっとも多かった。

実際、インターネットはアメリカを中心に発展してきたし⁹、米国政府による様々な研究資金が提供されてきたことも大きく貢献している。これは歴史的な事実であって、否定できない。1998 年に設立された ICANN も、米国政府の承認があってはじめてドメイン名や IP アドレスの管理ができるようになった。米国政府は ICANN との間に覚書を交わし、これが ICANN の存在根拠となっている。この契約関係は 2006 年に終了し、米国政府から「独立」するとされているが、実際にどのような形で管理・運用の体制が変化するのか、たしかな道筋が示されているわけではない。現在の米国一国管理の体制から、国連による多国間管理へと変更すべきだという主張と、政府の介入は極力避け、民間による自主管理が望ましいという主張が対立しているのだ。

2.6. WGIG 第 2 回会合

WGIG の第 2 回会合は、2 月の 14 日から 18 日までの 5 日間、スイスのジュネーブの国連本部で開催された。

今回は、5 日間の会期のうち、初日の前半および 2、3 日目が終日「オープン・コンサルテーション」とされ、政府をはじめ、民間企業、市民社会などのメンバーも自由に

⁷ www.wgig.org/working-papers.html

⁸ インターネットプロトコル（IP）方式による安価な電話サービス

⁹ インターネットを大きく一般に普及させる原動力となったワールドワイド・ウェブ（WWW）は、ヨーロッパの研究機関で開発されたもので、アメリカ人以外の貢献も大きい。

第3部 第2章 世界情報社会サミット（WSIS）におけるインターネットガバナンス問題

発言を行うことができた。4日目と5日目は、WGIG委員のみの会合とされ、WSISの第2回準備会合（PrepCom2）に提出する中間報告書の内容および今後の検討の方向性などが検討されたという。

2.6.1. IGTF が意見発表

WGIGの討論では、ICANN関連の問題に議論が集中したが、どちらかといえばこれまでの主張の繰り返しが多く、具体的な各論まで突っ込んだ議論は少なかった。日本のインターネットの関係者によるインターネットガバナンス・タスクフォース（IGTF）では、ICANN関連の論点を中心に、イシューペーパーについて事前に準備したコメントを発表した。大筋では現状の民間主導の体制を維持すべきだとの前提で、主に事実関係を正確に整理すべきだと述べるものだった。IGTFは、とくにルートサーバーについて扱ったペーパーについて、ルートゾーンファルの編集管轄権の問題と、ルートサーバーの運用の問題は、別個の問題であり、分析もそれにそって整理し直すべきだと指摘したが、この点については、このペーパーの草稿の起草者である、WITSAのアレン・ミラー氏から「的確な指摘であり、その方向で修正したい」との発言がなされた。

2.6.2. インターネットガバナンスの定義などは進展せず

全体の議論のなかでは、インターネットガバナンスの仕組みには、政府、民間企業そして市民社会がともに参加する「マルチステークホルダー」の枠組みが重要だという意見が、国・政府の役割を強調する政府側の人々からも出されたことが注目に値する。また、「インターネットガバナンス」の定義についての議論も行われたが、ここでは特筆すべき進展があったわけではなかった。

ただし、委員のみによる会合では、ICANNのあり方について、今後の選択肢を含めたかなり率直な意見交換がなされた模様である。

WGIGでは、これらの討論結果をもとに、『中間報告書』をまとめ、2月21日に公表するとともに、WSISのPrepComに提出し、24日にはPrepComの会合で、各国政府からの意見が多く出され、民間企業、市民社会などの「オブザーバー」も、各15分という制限のなかでコメントを述べた。

『中間報告書』は、「コンテンツレス・レポート」と呼ばれるほど、実質的な内容はなく、これまでの事実経過を羅列し、今後の予定についても、形式的な内容に終始するものであった。これは、そもそも政府による準備会合の場では政治的思惑に左右されて、内容について生産的な議論ができないという理由で作業部会を設置したという認識に基づいたもので、意図的に内容についての報告は避けられたというのが実態であ

第3部 第2章 世界情報社会サミット（WSIS）におけるインターネットガバナンス問題

る。

2月のWGIG会合そのものが、内容について十分な検討を行ったものとはいいがたく、その直後に内容のある報告書を提出することは、そもそも不可能でもあった。

2.7. WGIG 今後の展望

今後、WGIGは4月と6月に会合を開き、7月に最終報告書をまとめる予定となっている。

しかし、今回もイシューペーパーの扱い方について、途中で方針が変更になるなど、今後もどのような方向で検討を進めるのか、必ずしも明確とはいえない。

表 2-3 WGIG・関連日程

2004年 11月17-19日	第1回会合（ジュネーブ）
2005年 1月	イシューペーパー作成
2月上旬	イシューペーパー発表 オンラインコンサルテーション
2月14-18日	第2回会合（ジュネーブ）
2月18-25日	WSIS PrepCom2（ジュネーブ）
4月3-8日	ICANN会合（マルデル・プラタ）
4月18-20日	第3回会合（ジュネーブ）
6月14-17日	第4回会合（ジュネーブ）
7月	報告書提出
9月	WSIS PrepCom3（ジュネーブ）
11月	WSIS チュニジアサミット

全体としてどのような結論が導かれるのか、現時点で推測することは難しいが、焦点であるICANNのあり方については、「両論併記」になるとの見方が強い。すなわち、現行の体制やその部分改良でよしとする立場と、各国政府、ITUによる関与を強めるべきであるとの立場が、互いに相譲らず、単一の結論を導くことは無理だろうとの見方である。

その他の課題であるスパムやセキュリティについても「決定打」といえるような、新しい組織を立ち上げるとか、国際条約を制定するといった案は、少なくとも7月までに結論として固まるとの見方は難しいだろう。

また、分野横断的な課題である、途上国の実質的な参加を保障するという点については、理念としては異論がないからその点では共通の結論が導かれるものと思われるが、

第3部 第2章 世界情報社会サミット（WSIS）におけるインターネットガバナンス問題

具体策となると、各分野、組織によって事情も異なるところから、明確な形の結論が出るとは考えにくい。

ただし、一年近い議論を経ることで、WGIGのような形で、新たに浮上してきた問題を、政府、産業界、市民社会、国際組織が共同して持ち寄り、必要な解決の方向性を検討する機能、いわば「フォーラム」としての機能の価値は、参加者の間で実感され、WSISが終了した後に、なんらかの形で常設的な組織として残そうとの提案がなされる可能性は高いとみられる。

もちろん、資金や組織形態の問題などから、そう簡単に実現するとはいえないが、すでに一部の関係者の間ではそうした提案をすべきだとの声も上がっている。

参考資料

(1) IGTF WGIG 準備会合への意見書

インターネットガバナンス・ワーキンググループ（WGIG）
9月20 - 21日コンサルテーション会合への意見書
2004年9月13日

インターネットガバナンス・タスクフォース（IGTF）
www.igtf.jp

はじめに

インターネットガバナンス・タスクフォースは、インターネットの急激な普及を受けて、WSIS が提起したインターネットガバナンス・ワーキンググループ（WGIG）の活動に参画し、現在の民間主導の体制を維持発展させていくことを通して社会的に安心・信頼できるインターネットの運用管理・利用の体制を国際的に確立することを目指し、日本のインターネットコミュニティおよび産業界の組織・団体・個人の有志によって2004年8月に設立された共同グループです。私たちは、WSIS のジュネーブ・サミットの共同宣言と行動計画によって採択された「完全で積極的な参加」というアプローチを支持します。私たちは、このWGIGのプロセスは国際社会がこの困難で重要な問題についての完全な合意を築くための素晴らしい機会を提供してくれるものと考え、ワーキンググループの構成員の皆さんとともに、生産的で建設的な結果を産み出すために、協力して取り組んでいけることに大きな意義を感じています。

1 取り組みの範囲

WSIS ジュネーブ文書に記された目的を達成するために、WG は以下の任務を遂行すべきと考えます。

- a) インターネットの運用および利用において世界的な規模で検討する必要があると思われる課題の特定
- b) 基礎となる事実、参考となるデータや情報の収集
- c) すでに行われている活動の実態調査と、何が機能し、もしくは機能していないかについての評価およびその原因についての分析
- d) 重要度の整理
- e) 改善や新たな案の創出が必要と認められた分野での可能な選択肢や解決案の提示

第3部 第2章 世界情報社会サミット（WSIS）におけるインターネットガバナンス問題

f) その場合に各分野の主体（政府、産業界、市民社会、国際機関）が果たすべき役割の提示。

WG は、中核的または緊急の課題に集中的に取り組むべきで、すでに妥当な程度に取り組まれている政策関連の分野にまで拡張したり干渉したりすべきではありません。

2. 基本原理

独立性

ワーキンググループは国連事務総長の直接の管轄下にある独立した組織として構成されるべきです。ジュネーブ・サミットの結果、国連事務総長のこのワーキンググループの設置を依頼したそもそもの考えは、WSIS の準備委員会における政府間の政治的な交渉の外側に独立したプロセスを提供しようというものだったと私たちは考えます。

客観的、合理的に

この WG の本質は、政治的な交渉にではなく、インターネットガバナンスに関連する問題について客観的な調査を行うところにあると考えられなければなりません。WG の活動の結果は事実と技術的、経済的、社会的な合理性に基づくものであるべきで、政治的なバイアスにとらわれるべきではありません。

透明性

私たちは WG が十分にオープンで透明性を確保した運営をすることを求めます。WG の公式会合の議事録やその他のアウトプットは主な言語で公開されるべきだと考えます。報告書の間中および最終段階での草稿は、寄せられたコメントの内容への考慮を反映すべきであり、またこれらのコメントがどう受け止められたかも説明すべきと考えます。

3 構成全般

1) 構成について

私たちは、WG は以下の多様な利害関係者のそれぞれの意見が十分に反映される構成とすることを求めます。

- a) 政府、産業界、市民社会、関連する国際機関
- b) 先進国と途上国
- c) 世界のすべての地域の人々
- d) インターネット・サービスの利用者、提供者および運用者
- e) 男性および女性

WG の大きさは、上記で求められる多様性とバランスを満たすのに十分なものである

第3部 第2章 世界情報社会サミット（WSIS）におけるインターネットガバナンス問題

べき一方、与えられた時間的制約を考えると、効果的、効率的に結果を生み出すためにはすべてを包含する大きすぎるものになるのは避けるべきです。

効率性のためには15名から20名の委員を提案しますが、多様性を確保するためには、さらに15名から20名をそれぞれの専門分野における小委員会メンバーとして追加することを提案します。

WGは各セクターから1名、合計3名の共同議長により共通の合意と効果的分業をもって構成されることを推薦します。

2) 構成員の資質

WGの構成員は下記の分野のいずれかの専門経験をもつことを条件とすることを提案します。

- a) 技術分野
- b) 政策分野
- c) インターネットの開発および運用
- d) インターネットによるビジネス開発
- e) 社会分野
- f) 途上国でのICTを応用した開発
- g) エンドユーザーの視点

彼らはWGの実務を誠実に実行するのに十分な時間を割くことができると、WGの外側でのプロセスに参加する多くの関心をもつ人々とコミュニケーションできることが求められます。

私たちはまた、構成員の選定に際しては、それぞれの構成員が要求される特質にどのように適していると判断されたのかについての、簡単な説明が発表されることを望みます。

4 取り組み方法について

オープンおよびクローズドな会合

WGは構成員同士での対面会合を活動の中核にし、電話会議、オンライン討論を補助手段とすることを期待します。実際の作業にあたっては、クローズドでの会合が集中して成果を出すために適した方法であることは理解しますが、各主要なWG会合の直前にオープンなコンサルテーション会合を開催することを強く薦めます。地域あるいはサブ地域でのオープンなコンサルテーション会合やその他のプロセスも推奨します。

言語

私たちは、言語の壁を超えて、最大限広範な人々の参加と相互理解を促進するために、以下の手段の採用を提案します。

- a) リアルタイム速記とその表示

第3部 第2章 世界情報社会サミット (WSIS) におけるインターネットガバナンス問題

オープン・コンサルテーション会合の際には、主要言語への同時通訳に加えて、作業上の言語を母語としない人々の理解を助けるために、ICANN 会合で実施されているのと同様の、リアルタイムでの速記とその大画面への表示を行うこと。

b) 公式文書の翻訳

作業上の言語は英語（または主要な国連の言語）と予想しますが、公式の記録と文献は日本語を含む主要な言語に翻訳して提供されること。

c) すべての言語による意見書の受け付け

WG に寄せられる意見書は世界のいかなる言語でも受け付けられること。また、事務局はそれらを公式ウェブサイト上に原文のまま掲載し、かつ主要な言語に翻訳すること。

d) 自発的な翻訳の共有プラットフォームの設置

もし上記の翻訳が予算上の制約によって困難な場合には、とくに重要と思われる意見書を事務局が適切な手段で選択した上で全文または要約版を翻訳し、それ以外の文書については、希望者が自発的に翻訳を行ない、ウェブ上で共有するためのプラットフォームの設置すること。求められれば、より具体的な提案をする用意があります。

(同英文)

Contribution to the Working Group on Internet Governance (WGIG), first consultation meeting 20-21 September, 2004. Geneva

Sep 13, 2004

IGTF-J (Internet Governance Task Force of Japan)

www.igtf.jp/e

Introduction:

Internet Governance Task Force of Japan is a joint group, established in August 2004 by individuals and organizations from the Japanese Internet Community and Private Sector to engage in the activities of the Working Group on Internet Governance (WGIG) called for by WSIS to achieve safe and trusted global framework of Internet operation and application through maintaining and further developing private sector-led management. We welcome the full and active participation approach adopted by the Declaration of the Principles and Plan of Actions of the WSIS Geneva Summit. We believe the WGIG process offers us a tremendous opportunity for the international community to achieve full consensus

on this difficult and important subject and we are excited to be able to work together with the members of the Working Group to produce its fruitful and constructive outcome.

1 Scope of work

To achieve the objective described in the WSIS Geneva Documents, the Working Group should carry out the following tasks:

- a) Identifying the issues around Internet operation and application that require world-wide discussion and examination
- b) Collecting the basic facts and relevant data and information
- c) Stocktaking the activities already in place, evaluating what is and what is not working, and analyzing their reasons
- d) Prioritizing the matters of importance
- e) Enlisting possible options and solutions where improvements and innovations are found to be necessary
- f) Defining the roles of actors in each sector (Government, Private Sector, Civil Society and International organizations) in relation with the above options and solutions

The Working Group should stick to the subject of Internet Governance in its accurate and clear scope, concentrate on core and/or urgent issues that require international cooperative activities only, should refrain from expanding or interfering with other areas of policy concerns already addressed in reasonable degree.

2 Basic Principles

Be Independent

The Working Group should be an independent body organized directly under the auspices of the Secretary-General of the United Nations. We believe that the very idea of asking Secretary-General of the United Nations to setup this Working Group as the outcome of the WSIS Geneva is to provide an independent process outside the WSIS's intergovernmental political negotiation of the PrepCom.

Be objective and rational

The nature of this Working Group should not be regarded as a political negotiation, but it should be an objective study of the issues relevant to the Internet Governance. The result of the activities of the Working Group should be based on facts and technological, economical and social reasons outside political biases.

Be Transparent

We expect the Working Group should operate in a fully open and transparent manner. All minutes and other outputs of the official Working Group meetings should be made publicly available in major languages. The drafts of the reports at their interim and final stage must reflect the consideration of comments received and explain how those comments were taken into account.

3 General Structure

1) General Composition

We request that the structure of the Working Group should be composed so that the opinions of the following various stakeholders would be fully reflected.

- a) Governments, the private sector, civil society and international organizations.
- b) Developing and developed economies of the world.
- c) People in all the regions of the world.
- d) Users and providers/operators of Internet services.
- e) Women and men.

The size of the Working Group should be a reasonable one to encompass the diversity and balance required as above, but in order to be effective and efficient to produce the result within the given limited time, it should not be too large to accommodate everything.

We suggest to have 15 to 20 members for the efficiency, but in order to accommodate diversity, some 15 to 20 more people can be added as subcommittee members in their fields of expertise.

We suggest that the WG will have three co-chairs, one from each sector for mutual

consensus and good division of labor.

2) Qualifications of the members

We suggest that members of the Working Group should have expertise in at least one of the following areas:

- a) Technical field
- b) Policy area
- c) Internet development and operation
- d) Business development by Internet
- e) Social service activities
- f) ICT for development in developing economies
- g) End-users perspectives

They should be able to sincerely devote sufficient amount of time for the real work themselves and to communicate with many parties interested in participating the process outside of the Working Group.

We also expect that upon selection of the members, a brief descriptive statement will be published that explains how each member meets the qualification requirements.

4 Working Methods

Open and closed meetings

We expect the Working Group will have face-to-face meetings as its core activity, supplemented by conference calls and online discussion among its members. While we recognize that closed meetings are the way to concentrate and produce actual work, we also strongly suggest holding an open consultation meeting prior to each major WG meeting. Regional and sub-regional open consultation meetings and other processes are also recommended.

Languages

We suggest the following measures to be taken to involve the broadest possible participation and promote mutual understandings overcoming language barriers.

a) Real-time capturing of the speeches in Open Consultation meetings and displaying them in the large screen, which is similar to the one exercised at ICANN meetings, in addition to the simultaneous interpretation to the major languages, as they are very helpful for non-native speakers of the working language.

b) Translation of official documents

We expect that the working language of the WG is in English (or major UN languages), but translation of official minutes and documents into major languages including Japanese should be provided.

c) Contribution in any language should be accepted

Any language of the world should be accepted for all the comments and contributions submitted to the Working Group. The secretariat should publish them at the official website as their original form and translate them into major languages.

d) Voluntary translation platform

In case the above-mentioned translation of the contributions is difficult for the financial constraint, we suggest that the secretariat will select most important contributions through appropriate selection measures and translate them in full or summarized versions, and then provide a common platform that would allow voluntary translation of any document to be shared over the website. We are ready to suggest more specifics if requested.

Internet Governance Task Force of Japan

Chairman: Prof. Shumpei Kumon (University of Tama)

Full Member:

Japan Internet Providers Association (JAIPA)

Japan Network Information Center (JPNIC)

Japan Registry Services (JPRS)

第3部 第2章 世界情報社会サミット（WSIS）におけるインターネットガバナンス問題

Internet Association Japan (IA Japan)

Associate member:

Internet Users Network

New Institute for Social Knowledge and Collaboration, University of Tama

Institute for HyperNetwork Society

For more information, please contact:

Internet Governance Task Force Secretariat:

Tel: +81-3-3402-8180 E-mail: sec@igtf.jp www.igtf.jp/e

(2) WGIG の設置 国連プレスリリース

11/11/2004



Press Release

PI/1620

UNITED NATIONS ESTABLISHES WORKING GROUP ON INTERNET GOVERNANCE

NEW YORK, 11 November (Working Group on Internet Governance) -- Secretary-General Kofi Annan announced today the establishment of the Working Group on Internet Governance. The Working Group will prepare the ground for a decision on this issue by the second phase of the World Summit on the Information Society, to be held in Tunis in November 2005.

The Secretary-General was requested to establish a working group on Internet governance by the first phase of the World Summit on the Information Society held in Geneva in December 2003. The task of this Working Group is to organize an open dialogue on Internet Governance, among all stakeholders, and to bring recommendations on this subject to the second phase of the Summit.

The two documents adopted by the Geneva Summit -- the Declaration of Principles and the Plan of Action -- asked the Working Group "to investigate and make proposals for action, as appropriate, on the governance of the Internet by 2005". The Group was requested to:

- Develop a working definition of Internet governance;
- Identify the public policy issues that are relevant to Internet governance; and
- Develop a common understanding of the respective roles and responsibilities of governments, international organizations and other forums, as well as the private sector and civil society from both developing and developed countries.

第3部 第2章 世界情報社会サミット（WSIS）におけるインターネットガバナンス問題

The Working Group on Internet Governance will be chaired by Nitin Desai, Special Adviser to the Secretary-General for the World Summit. It includes 40 members from governments, private sector and civil society, representing all regions (see the list below).

“The Working Group is not a negotiating forum”, said Mr. Desai. “Its purpose is to facilitate the negotiations that will take place in Tunis. We come into this process as facilitators, and will strive to establish a dialogue of good faith among all participants.”

The two Summit documents call for an “open and inclusive” process and “a mechanism for the full and active participation of governments, the private sector and civil society from both developing and developed countries, involving relevant intergovernmental and international organizations and forums”. On the basis of these guidelines, the Working Group will hold regular consultations and will seek to make the best possible use of electronic working methods, including online consultations.

The first meeting of the Working Group is scheduled to take place in Geneva from 23 to 25 November. On 24 November, the meeting will be held in an open format, allowing all governments and other stakeholders to interact with the Working Group.

“There is a general convergence of views on the need to treat Internet governance from a broad perspective and to build on what has been done elsewhere”, said Markus Kummer, Executive Coordinator of the United Nations secretariat of the Working Group. “Issues that we expect to address include the management of Internet resources, network security, cyber-crime, spam and multilingualism.” The report of the Working Group is expected to be submitted to the Secretary-General in July 2005 and will be made available to the WSIS second phase in Tunis.

Contact: in New York, Edoardo Bellando, tel.: (212) 963-8275, e-mail: bellando@un.org; in Geneva, Markus Kummer, tel.: +41 0 22 917 54 88, e-mail: mkummer@un.ch. Web sites: www.wgig.org and www.un-wgig.org.

List of Members

Chairman: Nitin Desai.

Members:

- Abdullah Al-Darrab, Deputy Governor of Technical Affairs, ICT Commission of Saudi Arabia;
- Carlos Alfonso, Technical Director, RIT, Rio de Janeiro;
- Peng Hwa Ang, Dean, School of Communication, Nanyang Technological University, Singapore;
- Karen Banks, Director, GreenNet, Association for Progressive Communications, London;
- Faryel Beji, President and CEO, Tunisian Internet Agency;
- Vittorio Bertola, ICANN at-large Advisory Committee, Turin;
- José Alexandre Bicalho, Member, Brazilian Internet Steering Committee; Advisor, Board of Directors, National Telecommunications Agency (Anatel);
- Kangsik Cheon, Chief Operating Officer, International Business Development, Netpia, Seoul;
- Trevor Clarke, Permanent Representative of Barbados to the United Nations in Geneva;
- Avri Doria, Technical Consultant, Providence, Rhode Island;
- William Drake, Senior Associate, International Centre for Trade and Sustainable Development, Geneva; Chairman, Computer Professionals for Social Responsibility;
- Raúl Echeberría, Executive Director, LACNIC, Montevideo;
- Dev Erriah, Chairman, ICT Authority of Mauritius;
- Baher Esmat, Telecom Planning Manager, Ministry of Communications and Information Technology, Egypt;
- Mark Esseboom, Director, Strategy and International Affairs, Directorate General for Telecom and Post, Ministry of Economic Affairs, the Netherlands;
- Juan Fernandez, Coordinator, Commission of Electronic Commerce, Cuba;
- Ayesha Hassan, Senior Policy Manager for E-Business, IT and Telecoms, International Chamber of Commerce, Paris;
- Qiheng Hu, Adviser, Science and Technology Commission, Ministry of Information Industry, China; former Vice-President, Chinese Academy of Sciences;

第3部 第2章 世界情報社会サミット（WSIS）におけるインターネットガバナンス問題

- Willy Jensen, Director, Norwegian Post and Telecom Authority;
- Wolfgang Kleinwächter, Professor, International Communication Policy and Regulation, University of Aarhus;
- Jovan Kurbalija, Director, DiploFoundation, Geneva;
- Iosif Charles Legrand, Researcher, California Institute of Technology and CERN, Geneva;
- Donald MacLean, Director, MacLean Consulting, Ottawa;
- Allen Miller, Executive Director, World Information Technology and Services Alliance, Arlington, Virginia;
- Juan Carlos Moreno Solines, Executive Director, Gobierno Digital, Quito;
- Jacqueline A. Morris, Consultant, Port of Spain;
- Olivier Nana Nzépa, Coordinator, Africa Civil Society, Yaoundé;
- Alejandro Pisanty, Director, Computing Academic Services, Universidad Autonoma de Mexico;
- Khalilullah Qazi, Permanent Mission of Pakistan to the United Nations in Geneva;
- Rajashekar Ramaraj, Managing Director, Sify Limited, Chennai;
- Masaaki Sakamaki, Director, Computer Communications Division, Ministry of Internal Affairs and Communications, Japan;
- Joseph Sarr, President, NTIC Commission, Dakar Regional Council;
- Peimann Seadat, Permanent Mission of Iran to the United Nations in Geneva;
- Charles Sha'ban, IT Manager, Talal Abu- Ghazaleh International, Amman;
- Lyndall Shope-Mafole, Chairperson, Presidential National Commission on Information Society and Development, South Africa;
- Waudu Siganga, Chairman, Computer Society of Kenya;
- Mikhail Vladimirovich Yakushev, Director, Legal Support Department, Ministry of Information Technology and Communications, Russian Federation;
- Peter Zangl, Deputy Director-General, Information Society Directorate General, European Commission, Brussels; and
- Jean-Paul Zens, Director, Media and Telecom Department, Ministry of State, Luxembourg.

* * * * *

(3) IGTF IPv6 アドレスの国毎管理案に関する意見書

IPv6 アドレスの国毎管理案に関する IGTF の見解
インターネットガバナンス・タスクフォース (IGTF-J)

2004 年 11 月 24 日

この文書は検討中のものでさらに改良する予定であり、コメントを歓迎します。

要約

本メモは、最近発表された ITU TSB のザオ氏の文書にみられるような、現在の RIR (Regional Internet Registries) が運用する現行 IP アドレスシステムと並立する二重システムとして、IPv6 アドレスを国単位で分配し各国政府が管理を行うスキームに対する、IGTF-J の見解を明らかにするものである。

1 IPv6 アドレス分配の技術的な要件

アドレスに関してインターネットプロトコル(IP)は次の二つの特徴をもつ。

- 1) アドレス長が固定長である
- 2) コネクションレス通信に求められる、全てのパケットにアドレスが埋め込まれる

これによって、IPv4 から IPv6 への移行の例に見られるように、アドレス体系を変えるためには、プロトコル全体を根本的に変えることが必要となる。従って一つのプロトコルを可能な限り長く使い続けるためには、通信を希望する全ての利用者に対して、未来永劫にわたって IP アドレスが分配できるように、細心の注意を払う必要がある。

IPv6 は、アドレススペースが 128 ビットと広大であるため、アドレス資源の節約の重要性についての関心が薄れがちであるが、IPv6 も固定長アドレスである点は IPv4 と同様である。IPv6 のアドレス空間は広大ではあるが、無限大ではなく、また実際に利用可能な量は理論上の最大値よりはるかに少ないことに留意しなければならない。たとえば領域分割が単純化され、128 ビットのうち下位の 64 ビットは単一 LAN セグメントの中のアドレッシングに利用されるが、個々のサイトのアドレス長は 48 ビットしかないのである。これらの要素は、アドレスの利用可能な量をそれだけで大幅に下げるものである。

アドレス配分への量的な注意だけでなく、経路制御システムの運用確保への配慮も不

可欠である。たとえ量的に十分節約に心がけて分配されたとしても、全ての IP アドレスのグローバルな経路制御を確保するために、経路集成が必須である。IPv6 アドレス空間のフラグメンテーションが過度になれば、経路制御システムの支障をきたし、インターネットの多くの部分でサービスが不可能となる。これは多くのネットワーク・プロバイダーに影響を及ぼすが、とくに小規模な運用者はこうした環境での運用に必要となるより高価なルーターのコスト増への対応が困難となるだろう。

2 技術的な要件を満たすための管理機構の要件

現在、IP アドレスの管理・分配は IANA (Internet Assigned Numbers Authority) の源泉管理の下で、4つの地域インターネット・レジストリ（RIRs）によって行われている。RIRs による体制は 10 年以上運用してきた実績をもち、現在のところ妥当性が示されている唯一の IP アドレス空間分配機構である。もし仮に今後別の管理スキームが導入される場合にも、上に挙げた技術的要件が現状の RIR 体制と同等に確保できるものでなければならないとともに、今後これらが満たされなくなる危険性のある方法は極力排除されなければならない。

アドレス分配にあたっては、公正性がもっとも重要なポリシーといえる。割り当て基準は、地域や利用組織の属性などに関わらず、全世界的に均質性が保たれなければならない。割り当てサービスを提供する主体が複数ある場合でも、割り当て基準の差が競争の要素となってはならない。それを保証するためには、現在の RIR-NIR-LIR 機構で実施されているのと同様に、並列する分配担当組織の間のコーディネーションや、上位分配担当組織から下位分配担当組織に対する教育機構（現在アサインメントウィンドウ（自律分配判断サイズ）によって実現）によって分配ポリシーの均質化が不可欠である。

またポリシー策定にあたっては、現在の RIR とその構成組織によって実施されている、利用者を初めとして広く興味を持つものに関われたオープンミーティングによる分配ポリシーが策定されることが望ましい。

3 国別アドレッシング特性への考察

仮に IP アドレスの一部が国別に分配されたと考えてみたい。たとえば IP アドレスの先頭の数ビットの内容によってその利用者の国籍所在が容易に判別できることとなり、機械処理によるトラフィックの選別、優先処理、統計的処理などの魅力的なサービスを可能にする一方で、通信内容の検閲、追跡、制限など、問題をもった用途に利用さ

れる可能性もある。

ただし、いずれにしても（IPv4、IPv6 とともに）すでに割り当てられたアドレスは国別に割り当てられてはいないので、一部のアドレスだけがこうした方式で割り当てられ、全ての IPv6 アドレスが同じ特性をもつことにはならず、上記の新しいサービスをサポートすることもできない。

4 国別アドレス管理に対する懸念点

我々は、現行の RIRs による管理体制も含めて、第一項の技術要件、第二項の管理機構の要件を満たすことは IP アドレス分配に必要不可欠であると考え。したがって、これを満たさなくなるような危険性は極力排除されるべきであると考え。

ザオ氏の文書は、IP アドレス管理を、現行の RIR 体制の運用の継続と並列して実施しようと主張している。しかし、我々はそのような並列システムでは、一貫性のある分配基準を維持できなくなり、場合によってはこれらの二つのシステムが IP アドレス分配サービス提供者同士の競争となり、現在のアドレス管理に必要な基準を損なうようになることを懸念する。

我々はインターネットの社会インフラ化が進む昨今の状況から、各国政府が IP アドレス分配を含むインターネットガバナンスに大きな関心を寄せ、国家主権の観点からこれを保護したいと考えることに一定の理解を示す。しかしながら、上述したように、アドレス管理の要件は、国家主権などの観点から制約・制限されるべきものではなく、インターネットが世界中の人々の間で情報流通手段として機能し続けるために、保持し続けることが必要と考える。

* * *

インターネットガバナンス・タスクフォースは、WGIG に積極的に関与し、インターネットの安全で信頼されるグローバルな運用およびアプリケーションの体制を、民間主導の管理体制の維持・発展によって実現するために 2004 年 8 月に日本のインターネットコミュニティとインターネット産業に所属する個人および組織によって設立された組織である。

このメモは IGF のインターネット資源管理ワーキンググループ（荒野高志 IPv6 フォーラム理事および前村昌紀 APNIC・EC 議長を含む）によって起草されたが、彼らは個人として参加したもので、組織を代表しての見解ではない

第3部 第2章 世界情報社会サミット（WSIS）におけるインターネットガバナンス問題

正会員

財団法人インターネット協会
社団法人日本インターネットプロバイダー協会
社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
株式会社日本レジストリサービス

特別会員

インターネット・ユーザーズ・ネットワーク
多摩大学情報社会学研究所
ハイパーネットワーク社会研究所

連絡先：

財団法人ハイパーネットワーク社会研究所 東京事務所
〒153-0064 東京都目黒区下目黒 4-10-26 多摩大学目黒ビル7F
TEL:03-3719-8841 Fax: 097-537-8820
E-mail: sec@igtf.jp
www.igtf.jp/e

(同英文)

Comment on the Proposal to allocate IPv6 address by nation states

**Internet Governance Task Force of Japan (IGTF-J)
November 24, 2004**

This paper is a work in progress and we welcome your comments for further revision.

Summary

This Memo provides IGTF-J's comment on the new proposed scheme to allocate IPv6 address by nation states and managed by their governments as a dual system operating concurrently with the current IP address system operated by the Regional Internet Registries, suggested in the paper written by Mr. Zhao of ITU Telecommunications Standard Bureau.

1 Technical requirements to allocate IPv6 Address

Internet Protocol (IP) has two distinct characteristics in terms of addressing:

- 1) Fixed address length, and
- 2) Every packet has an embedded address, which is required for connectionless communication.

This means, as is seen in the case of transition from IPv4 to IPv6, that in order to

change the address system the protocols must also be changed fundamentally. Therefore, in order to use a protocol as long as possible, maximum care should be taken to guarantee availability of IP addresses indefinitely for all users who want to communicate.

Since IPv6 has a vast address space of 128 bits, many people tend to forget the importance of conservation of address resources. However, IPv6 is not different from IPv4 in terms of fixed address length. It should be noted that IPv6 address resources are vast but *not infinite*, and also that their practical availability is far lower than the theoretical maximum. For instance, address segments are simply divided such that the lower 64 bits of the 128 bits of IPv6 is used for addressing within a single LAN segment, while the address length for individual sites is only 48 bits. These factors immediately lower the address availability dramatically.

In addition to the care for the quantity of address allocation, care should also be taken for preservation of an operational routing system. Even if quantitative conservation is fully taken care of, routing aggregation is essential in order to ensure global routability for all IP addresses. Excessive fragmentation of IPv6 address space will cause a failure of the routing system resulting in discontinuation of services to many part of the Internet. This would affect many network providers, and especially small operators who will suffer unsustainable cost increase due to increasingly expensive routers required to operate in this environment.

2. Management scheme requirements to satisfy technical requirements

Currently, IP address management and allocation is carried out by four Regional Internet Registries (RIRs) under the central management by IANA (Internet Assigned Numbers Authority). The RIR framework has operated for over 10 years and is the only IP Address space allocation mechanism with a successful proven record. Should a new and different management scheme be introduced in the future, that new scheme must satisfy the technical requirements mentioned in 1. above as much as the current RIR framework, and any method that has the potential to undermine these requirements *must* be avoided.

The most important policy in allocation of IP address space is *fairness*. Allocation standards must be kept globally uniform, regardless of the region or property of user organizations. In case there are plural bodies that provide address allocation services, the difference in allocation standards must not become elements of competition. To guarantee this it is essential to maintain uniform allocation policies achieved through coordination activities between parallel allocation bodies and education mechanisms from upstream allocation bodies to downstream bodies (which is currently maintained by assignment window with autonomous size

judgment) such as currently exercised by RIR-NIR-LIR¹⁰ scheme.

It is also very desirable to develop address allocation policies by open meeting process that is open to all interested parties including users which is also currently exercised by RIRs and their constituencies.

3. Perceived characters of Nation-state based addressing

Let's assume that IP addresses are allocated by nation states. This will enable easy recognition of some users' nationality/locale by reading the first several bits of addresses, and enable attractive services such as automatic traffic segmentations, prioritized processing and statistical processing, but it will also enable questionable applications such as easy censorship, tracking or restriction of communication content.

In any case, existing addresses already allocated (both IPv4 and IPv6) have not been allocated on a national basis, and if only some addresses are allocated in this manner, then not all IP addresses will have the same characteristics or support the above services

4. Concerns toward managing IP address by nation-states

We believe that fulfilling both 1. Technical requirements and 2. Management scheme requirements are essential for IP address allocation and management even in case of the existing arrangements by RIRs. Therefore, we should not accept any risk of not meeting these conditions.

Mr. Zhao's paper discusses about installing the IP address management by nation-states with the current RIR scheme continuing to operate in parallel. We are, however, much worried that we may not be able to keep consistent allocation standards in those parallel systems, including a worse case that these two systems will compete as IP address allocation service providers and result in compromise to existing essential standards of address management.

We do understand that national governments have much interest in Internet governance issues including IP address allocations and that they want to protect these resources under national sovereignty perspectives, as Internet is becoming a kind of social infrastructure these days. However, we strongly believe that the conditions required for address management as mentioned above should not be constrained or limited by the interests of national sovereignties, but they should be kept in order to preserve the functions of Internet to be used among all the people of the world for their distribution of information and communication.

¹⁰ RIR (Regional Internet Registry), NIR (National Internet Registry) and LIR (Local Internet Registry)

* * *

Internet Governance Task Force of Japan is a joint group established in August 2004 by individuals and organizations from the Japanese Internet Community and Internet Industry to engage in the activities of the Working Group on Internet Governance (WGIG) to achieve safe and trusted global framework of Internet operation and application through maintaining and further developing private sector-led management.

This memo was drafted by IGTF Working Group on Internet Resources, including Takashi Arano (Member of the Board, IPv6 Forum) and Akinori Maemura (Chair, Executive Council of APNIC); they worked in their individual capacity and not representing the organization they are affiliated with.

Internet Governance Task Force of Japan

www.igtf.jp/e

Chairman: Prof. Shumpei Kumon (University of Tama)

Full Member:

Japan Internet Providers Association (JAIPA)

Japan Network Information Center (JPNIC)

Japan Registry Services (JPRS)

Internet Association Japan (IA Japan)

Associate member:

Internet Users Network

New Institute for Social Knowledge and Collaboration, University of Tama

Institute for HyperNetwork Society

For more information, please contact:

Izumi Aizu

Internet Governance Task Force Secretariat

Tel: +81-3-3402-8180 E-mail: sec@igtf.jp www.igtf.jp/e

(4) IGTF WGIG 第2回会合への意見書

	<p>Comments submitted by IGTF-J (Internet Governance Task Force of Japan)* http://www.igtf.jp</p>
	<p>Do you have any comments on the process of determining the issues and their presentation by the WGIG?</p>
	<p><i>Yes.</i></p> <p><i>The purpose of issue papers may have been explained, but we are still not able to have a clear image about how these papers will be used in the future work of the WGIG.</i></p> <p><i>We hope this point will be clarified and an appropriate opportunity of commenting will be provided. In this comment, we mainly focus on fact analysis, based upon our understanding of it being the substantial part of the purpose.</i></p>

	<p>IGTF-J Comment on the Administration of Internet Names and IP Addresses</p>
	<p>Has the issue as it applies to the question of Internet Governance been adequately identified?</p>
	<p>Comments:</p> <p><i>This paper argues IP addresses and Domain Names at the same time. We recognize it provides us with adequate overview of current administration scheme of IP addresses and Domain Names, and analyses are excellent in general.</i></p> <p><i>However, both this paper and the paper for root server administration sometimes raise several same issues regarding ICANN structure, which seem not to be always</i></p>

* IGTF-J (Internet Governance Task Force of Japan) is a joint voluntary group by some individuals and organizations from the Japanese Internet Community and Internet Industry including the following members: Japan Internet Providers Association (JAIPA), Japan Network Information Center (JPNIC), Japan Registry Services (JPRS), Internet Association Japan (IA Japan). Contact: sec@igtf.jp

	<p><i>consistent.</i></p> <p><i>We suggest developing a separate issue paper to discuss ICANN structure itself which is independent from the matters on the administration of IP addresses, Domain Names, and root server.</i></p> <p><i>We also notice that in some arguments it is not very clear as to which of IP address and Domain Name is pointed out, or both of them. Re-arrangement of the paper would clarify this inconsistency and ambiguousness.</i></p> <p><i>The framework of the SWOT Analysis is not very clear. Definition is necessary as to what the goal of this analysis is, and what the object compared with the current framework in this SWOT is.</i></p>
	<p>Does the paper cover the topic with sufficient depth and accuracy?</p> <p><i>Yes, in general.</i></p>
	<p>Comments</p> <p><i>In general, the arguments are comprehensive at sufficient level. Comments on specific sections will be made later.</i></p>
	<p>Does the paper achieve a reasonable balance in weighing relevant matters?</p> <p><i>Yes, in general.</i></p>
	<p>Comments</p>
	<p>Any other comments</p>
	<ol style="list-style-type: none"> <i>1. The word “Internet Names” is not equivalent to “Internet Domain Names” and causes confusion. In this paper, the word “Domain Names” instead of “Internet Names” should be used in order to understand the topic adequately.</i> <i>2. We recognize it provides us with adequate overview of current administration scheme of IP addresses and Domain Names in the sections from the beginning till just before SWOT analysis.</i> <i>3. As for the sections ACTORS and Forums, we would like to add NIRs (National Internet Registries) in addition to RIRs and LIRs, which serve LIRs in certain countries and economies in APNIC region and are increasing its importance to fit global IP address policies into local laws and regulations.</i>

4. *In SWOT Analysis, Strengths section is well described in terms of ICANN structure and IP address management. However, we notice that there is no description of ccTLD and gTLD management which have been well coordinated in a bottom-up manner to be finally formalized through ICANN structure. Also, in the last sentence, “RIR system” should be replaced by “IP address management scheme” to include NIRs and LIRs, and much more detailed description than a simple sentence about its successful self-regulation model should be needed to raise this point as a strength.*
5. *In Weaknesses, the first item reads “The balance within the private-public partnerships”; but it does not make sense because not the balance, but the imbalance should be a weakness. Also, validity of this analysis is not strong, because we can find a good example of balanced partnership between private and public sector in the case of Japan*
6. *In Weaknesses, the second item reads as if “how does the international community, both private and governmental, influence the IANA-functions” is the very “outreach” which is insufficient. However, there has been a fair amount of effort for outreach in APNIC region to help less development parts of the region with capacity building and other activities.*
7. *In Threats, the third item reads “IP addresses in practice becomes a scarce resource in certain parts of the world.” while RIRs’ position is opposite. They point out sufficient numbers of IP addresses are still available for distribution on demand from any part of the world.*
8. *In Threats, the fourth item reads “The lack of assuring the implementation of IDN (Internationalized Domain Names) in all parts of the world, and thus creating a division of the Internet.”; however, this fact does not seem obvious to us.*
9. *In Threats, the last paragraph discusses “largest and most significant threat”; however, what the paragraph wants to state is ambiguous. Especially, it is hard to figure out the specific meaning of the word “underlying infrastructure”.*
10. *The section Adequacy Measured Against Criteria is well described from neutral observation.*

	<p>IGTF-J comment on Administration of the Root Server system</p>
	<p>Has the issue as it applies to the question of Internet Governance been adequately identified? <i>Not sufficient because of the following reasons.</i></p>
	<p>Comments: <i>This paper mainly consists of two major discussion points:</i> <i>1) Operation of root servers and</i> <i>2) Content management of the root zone file.</i> <i>These two points should not be mixed and confused. Therefore we suggest that SWOT analysis be carried out on these points separately.</i> <i>Operation of root servers and content management of the zone files are inter-related topics, but this paper is not suitably weighing the latter point. We suggest that this paper should be combined with another paper: "Administration of Internet names and IP Addresses", which treats the latter point.</i></p>
	<p>Does the paper cover the topic with sufficient depth and accuracy? <i>Not sufficient because of the following reasons.</i></p>
	<p>Comments</p> <ol style="list-style-type: none"> <i>1. The fourth paragraph of page 4 does not fully deny the existence of alternative root server systems, but they are crucial threat to the interoperability of the Internet, hence should never be allowed. This paragraph should be rewritten in this regard.</i> <i>2. The proposed template for issue paper suggests both "ACTORS" and "FORUM" sections, but it seems that is not successful in this paper. In fact, several institutions are described in both sections and these descriptions are not in good accord. Consequently, readers may not understand the meaning of two sections, and the paper itself is not effective enough. One may produce more neat and effective description by forgetting the template.</i> <i>3. Some historical happenings trailing to the foundation of ICANN are explained in the</i>

	<p><i>paper; but they are not sufficient to understand the current situation of:</i></p> <p><i>(a) ICANN is currently managing the root zone file, and</i></p> <p><i>(b) ICANN has a contractual relationship with US Government.</i></p> <p><i>We don't want too much detailed explanations of history, but those two facts are quite important in understanding the current situation surrounding the root server system, and the history should be explained to that extent.</i></p> <p>4. <i>At the end of the second paragraph of page 7, the story of so-called "Green paper" appears, but the logical relation to the ICANN's By-laws in the next paragraph is not apparent. If one recalls what happened at the time, the Green Paper was followed by the "White paper" and the IFWP activity before the establishment ICANN and its recognition by the US Government. These are not included in the historical description. We can not understand the reason and the purpose of omitting these facts.</i></p> <p>5. <i>There is an explanation about ICANN's By-laws beginning from the third paragraph of page 7. The reason and the purpose for the inclusion of this part in the paper are ununderstandable. As a result, the role of the whole ICANN part in the "FORUM" section is not clear. If one wants to explain the history in this part, one should rewrite taking the above (a) and (b) into account.</i></p> <p>6. <i>In the SWOT analysis, the reason for the fourth weakness "RSSAC is advisory" is not clear.</i></p> <p>7. <i>In the SWOT analysis, the last threat: "Errors in changes to the primary root server could be propagated to all others." is an issue of technical operation, hence we think it is out of scope of Internet Governance.</i></p> <p>8. <i>In the SWOT analysis, the reason for the third strength, "Oversight authority of root server system..." is not clear.</i></p>
	<p>Does the paper achieve a reasonable balance in weighing relevant matters?</p> <p><i>No.</i></p>
	<p>Comments</p> <p><i>There is too much emphasis on operational side of the hardware while less focus on content management of the root zone file.</i></p>

	Any other comments
	<p>9. <i>About SWOT Analysis: It may happen that one fact means "Strength" for one person while the same fact means "Weakness" for another person depending upon their viewpoints. Thus, it is very important to clarify which viewpoint each SWOT analysis is based upon.</i></p> <p><i>Ideally, the viewpoint should be agreed among the members of the working group and clearly stated in the papers, but in the absence of agreement, each item listed in SWOT analyses should be accompanied by the viewpoint it based upon.</i></p> <p><i>(We believe this comment is particularly important, but we could find no other place for comments about appropriateness of templates and working style of the WG.)</i></p> <p>10. <i>It will be helpful to mention the nickname "White paper" for the "Statement of Policy" referenced in the second paragraph of "United States Department of Commerce", page 5. The Statement is well known by the nickname in the Internet Community.</i></p> <p>11. <i>In the SWOT analysis, the third threat about "alternative root system" is difficult to understand for those who are not aware of a particular incident in the past concerning an alternative root server system. Perhaps, additional explanation about which range of people the "general consensus" should cover in this context will make it easier to understand.</i></p> <p>12. <i>Two figures in page 11, "Criteria" and "Adequacy" are difficult to understand without pre-knowledge. Acronyms in these figures are also difficult to guess the meanings.</i></p>

	<p>IGTF-J comment on Multilingualization of Internet Naming System</p>
	<p>Has the issue as it applies to the question of Internet Governance been adequately identified?</p> <p><i>No. Keywords should not be examined on the same plane as IDN's.</i></p>
	<p>Comments:</p> <p><i>Although keywords are examined as one of the mechanisms of Internet naming of non-English languages in this paper, keywords should be considered just one of the applications on top of the domain name system and should not be examined on the same plane as IDN. IDN needs global coordination as one of the mechanisms of Internet naming, i.e., domain name.</i></p> <p><i>As the following comments are based on the above baseline, this comment paper gives very few comments on keywords. However, it does not mean keywords don't have weaknesses or problems. For example, the fact that lack of standardization of the keyword technology is pointed out. This is because the keyword services can be provided without any global standardization or international coordination as they do not offer globally unique name resolution.</i></p> <p><i>As for IDN's, they need to be based on a globally agreed specific technical standard and coordination in the context of naming systems. It is important to examine the issues from the viewpoint of "what is best for the user". If there remains a lack of international understanding of IDN, agreement and implementation standards of IDN will cause tremendous confusion for users. Therefore, an outreach is necessary to enhance understanding of the users.</i></p>
	<p>Does the paper cover the topic with sufficient depth and accuracy?</p> <p><i>No. It's flawed in many points.</i></p>
	<p>Comments</p> <p>Below are some of our comments.</p> <ol style="list-style-type: none"> <i>1. It should be clearly stated that technical standards do not exist for keywords, but do for IDN's.</i> <i>2. It should be stated that IDN's are universally unique although keywords are not.</i>

3. *It should be stated that the internationalisation of URI (Uniform Resource Indicator), multilingualized version of URL, has also been standardized.*
4. [3.1 What works] *It should be clearly stated that the multilingual TLD is technically viable, although safer implementations to avoid possible risks related to multilingual TLD's are still under development.*
5. [3.1 What works] *IDN services are provided across several ccTLDs, especially in Asian and European ccTLDs, and gTLDs. The paper should give more appropriate knowledge to the readers about this fact.*
6. [3.2 What doesn't work] *There is too much of a concentration on IDN's, while problems on keywords are ignored. Examples of such problems are*
 - *keywords are not unique on the Internet*
 - *non-interoperability. There are no technical standard that exists*
 - *different user experiences among service providers*
 - *keywords can only be used for pointing web sites, but cannot be used as a hyperlink in web pages or in applications other than browsing.*
7. [3.2 What doesn't work] *It says 74% of IDNs are registered in USA, Japan and Korea. It is completely incorrect because the referred statistics are only for .COM and .NET.*
8. [3.2 What doesn't work] <2nd paragraph> *It should be stated that the client side solution is chosen for IDN because modification of the name server function may be harmful to DNS stability and coherent user experience.*
9. [3.2 What doesn't work] <2nd paragraph> *Among browsers having large market share, only Microsoft Internet Explorer has not implemented IDN functionality. And at the ICANN Cape Town meeting, it was stated by Microsoft that the IDN functionality would be provided in the next version of Windows which is expected to be released in 2006 or even earlier, through one of their Service Pack releases.*
10. [3.2 What doesn't work] <2nd paragraph> *Client software is necessary for client-side keyword solutions. This point is ignored in the paper.*
11. [3.2 What doesn't work] <Page 5, 2nd paragraph> *'Who should be entitled to make policy in linguistic issues' or 'global policy is necessary' are also issues for keywords.*
12. [3.2 What doesn't work] *Currently, we believe that keyword services are successful only in Korea and China.*
13. [3.2 What doesn't work] *An important issue for the deployment of IDN's is ubiquity in deployment. I am currently aware of a keywords solution where if I am in one country and type in a name, I will be directed to a certain site. If I leave that country and access the site again, I will be directed to a completely different site. For a user*

	<p><i>who does not know how to change the DNS settings in their browser; this would lead to tremendous confusion and lack of ability to go to the site they previously accessed in the other country.</i></p> <p>14. [4.2 Keyword Lookup service] <i>No policy coordination body?</i></p> <p>15. [5.1.1 IDN] <i>Is it true that US government supervises ICANN's handling of language tables? We hope WGIG members check whether or not this is a fact.</i></p> <p>16. [5.1.2 Keyword Lookup service] <i>In general, the keyword service is not bound to a single country as the paper says.</i></p> <p>17. [5.1.2 Keywords Lookup service] <i>The conflicting issues and problems are not described here.</i></p> <p>18. [5.2.1 b] <i>We question the validity of the following statement: "multilingual internet names are the Internet address resources of each country" We question this because they should sometimes be used in a borderless manner.</i></p>
	<p>Does the paper achieve a reasonable balance in weighing relevant matters? <i>No. It is unbalanced and at times incorrect information was given.</i></p>
	<p>Comments <i>It is too biased in favour of keywords and is incorrect in several points as commented in the previous box. We do not feel this draft reflects a fair comparison of the solutions.</i></p>
	<p>Any other comments</p>

**第 3 章 インターネットガバナンス問題に関する
関係機関及び関係者の取組み**

第 3 章 インターネットガバナンス問題に関する関係機関及び関係者の取組み

この間、関係機関によるインターネットガバナンスに関する取組みは、前章で取り上げたように、WSIS および WGIG で提起された問題への対応が中心となってきた。したがって、本章では以下、WSIS および WGIG におけるインターネットガバナンス問題に対する関係機関の取組み動向を中心にまとめてみた。

3.1. ICANN

一部政府が ICANN の国際的正統性、とくに米国政府との覚書による組織の存在の在り方を厳しく批判し、現在の政府諮問委員会（GAC）の機能は不十分で、公益にかかわる分野については政府および ITU などの政府間国際組織による管理に移管すべきだと主張しているが、その攻撃的となっている ICANN 自体は、国連 WGIG での議論に組織的・積極的に関与する姿勢はみせていない。

これは、ICANN 理事会および執行部が意図的にそのように対応しているからで、ポール・トゥーミィ CEO らは「ロープロファイル」を貫くということを繰り返し表明している。ICANN は、現状の体制で基本的になんら問題はないという姿勢であり、表に出て反論すればするほど、問題の所在を認めたことになり、組織防衛上不利になるとの判断からと推定される。

もちろん、WSIS での帰結の如何は ICANN の存在そのものに大きな影響を及ぼすことは必至であり、ICANN もそのことは十分に認識し、実際には多くの対応を行っている。

その一つが、第 1 章で述べた『Strategic Plan』である。また、広報の強化、ヨーロッパをはじめとする地域オフィスの設置、AtLarge への支援強化など、批判に対応した施策も一部実施に移している。

3.2. ITU

途上国政府を中心に、インターネットガバナンスは ICANN よりも ITU が管轄すべきだという主張は根強い。ITU は、直接 ICANN に取って代わるという方針はみせていないが、ITU がインターネットの国際的な管理について相應の役割を果たすべきであるということは、ITU の全権会議でも数回にわたって決定され、ITU の公式の方針である。

とくに 2004 年 9 月に開かれた ITU 世界電気通信標準化総会（WISA-04）では、現在の電話網に代わる次世代のオール IP 型ネットワークである次世代ネットワーク

第3部 第3章 インターネットガバナンス問題に関する関係機関及び関係者の取組み

(NGN: Next Generation Network)の標準化を、今後の最重要課題として推進することに合意しており、そのなかには、インターネットのネーム、番号も含まれるとして、この分野におけるITUの役割を強化することが、ITUにとっての重要な方針であるとされている。

ITUでは、WSISに関する理事会ワーキンググループ(WG)を設置し、ITUとしてインターネットガバナンス問題にどう取り組むべきかについても、このWGを中心に検討を続けている。同WGは2004年12月に会合を開き、フーリン・ザオ標準化局長が提出した「ITUとインターネットガバナンス」というペーパーを検討したが、ICANN問題について、具体的な案については、理事国の間に意見の相違があり、特定の方向での結論を得るには至らなかった。WGでの検討の結果、事務局で、「インターネットガバナンスに関する事実関係、ITUがとるべき行動の選択肢」についての原案を作成し、メンバーからの意見をもとめ、2005年7月の理事会で審議することが決定された。

ザオ局長のペーパーでは、ITUの役割として、

- ・国別ドメイン名の権威あるリストの維持・公表
- ・IPv6アドレスのブロックの割当を受けて加盟国に再割当する
- ・国際化ドメイン名の実利用の促進
- ・スパム対策、セキュリティ対策の推進
- ・インターネット・エクスチェンジ(IX)、インターネット接続料金の検討作業

などが提案されていた。

このうちIPv6アドレスの加盟国への国別割当案については批判的な意見が集中し、2004年11月に開催されたWGIGの第一回会合で、RIR(地域インターネットレジストリ)連合であるNRO(番号資源組織)や、日本のインターネットガバナンス・タスクフォース(IGTF)などからとくに技術的な問題点を懸念するコメントが出された。その後ITU事務局が発表した文書では、この点についての記述は明らかに弱まり、国別割当を推進するとの姿勢はおおきく後退した。

3.3. 国連開発計画アジア太平洋情報開発プログラム(UNDP - APDIP)

国連開発計画(UNDP)のアジア地域におけるプログラムであるアジア太平洋情報開発プログラム(APDIP)は、マレーシアのクアラルンプールに本部をもち、1997年からアジア太平洋地域の途上国政府を対象に、情報化に関する政策面での支援活動、教育活動を行ってきた組織である。

このAPDIPでは、2004年6月にクアラルンプールで開催されたICANN会合と並行して、アジア太平洋地域の政府、民間企業、市民社会、有識者を招き、インターネッ

第3部 第3章 インターネットガバナンス問題に関する関係機関及び関係者の取組み

トガバナンスをテーマとした非公式の「ブレンストーミング」を開催し、「マルチステークホルダー」でのこの問題での地域における合意形成の支援活動を開始した。このブレンストーミングには、ICANN 会合には参加を行っていない中国政府をはじめ、インド、シンガポール、タイなどの政府関係者に加えて、インドネシア、マレーシアなどの ccTLD、APNIC、カナダの国際開発支援機関の IDRC、ICANN の関係者、WGIG のマークス・クマー事務局長、ICANN のポール・ベルーフ副事務総長、AT&T などの民間企業なども参加した。

このブレンストーミングの結果を受けて APDIP によって提唱されたのが、「インターネットガバナンス・オープン地域ダイアログ (ORDIG) というプロジェクトである¹。

ORDIG は、2005 年 1 月から 2 月にかけて、公開のメーリングリストで、インターネットガバナンス問題についての自由な意見交換を行い、その結果を概要にまとめて発表している²。また、何が重要な課題であるかについて、オンライン・アンケートも実施している。

これらは、特定の結論を出そうとするものではなく、問題についての共通理解を深め、合意形成の基盤を提供しようというものである。

3.4. WSIS 市民社会グループ

WSIS では、政府、民間企業、国際機関とならんで市民社会の参加が認められている。

「市民社会 Civil Society」とは、一定の定義があるわけではないが、狭義の非政府組織 (NGO) に加えて、学校、協会、組合、シンクタンクなど、非営利で活動する様々な社会組織を含めた広範な人々をさすもので、WSIS においては、国連社会経済理事会 (ECOSOC) で協議的地位 (Consultative Status) を認定されている NGO、ITU に「セクターメンバー」として登録されている企業以外の団体に加えて、その他の団体でも参加を申請し WSIS で取り上げるテーマに関連の深い活動を行っていると思われる団体が、市民社会として認定され、参加できる手続きが用意されている。

これらの市民社会団体は、テーマ別のグループを構成するとともに、全体でも、「市民社会全体会議」および「市民社会コンテンツ&テーマ会議」をもち、さらに各グループの代表者によって構成される「市民社会幹事会 (ビューロー)」を組織し、政府幹事会との交渉などにあたっている。

市民社会グループ全体については、以下のホームページに情報が掲載されている。

www.wsis-cs.org/caucuses.html

¹ <http://igov.apdip.net>

² <http://igov.apdip.net/undp-apdip%20forum%20summary.pdf>

第3部 第3章 インターネットガバナンス問題に関する関係機関及び関係者の取組み

この市民社会グループのなかで、インターネットガバナンスをテーマとする「インターネットガバナンス・コーカス(IGC)」というグループが、ジュネーブ・サミットの準備過程で設置され、活動を続けている。IGCは、主な活動はメーリングリストで行われ、現在約100名余りが参加しているものと推定される。

IGCは、WGIGに対して積極的に関与する方針をとり、2004年10月にWGIG事務局に対して委員の候補者リストを提出した。これは、IGC内に少人数の選考委員会を設け、市民社会グループ全体からの自薦・他薦による候補者を検討し、9名を最終候補者として推薦したものである。その他、二次的な候補として、WGIGと市民社会の「Connector(連絡役)」を8名、計17名推薦した。

WGIGは11月に設置されたが、最終的には、市民社会グループが推薦した9名の候補者から8名が委員に選出され、さらにConnectorの8名の候補者からも2名、合計すると17名中11名という高い確率で委員が選出され、選考に大きな影響力を及ぼしたといえる。

市民社会 IGC 推薦の WGIG メンバー候補者(太字は選出された委員)

Carlos Afonso (Brazil)
Karen Banks (Australia)
Vittorio Bertola (Italy)
Avri Doria (USA),
William Drake (USA)
Raul Echeberria (Uruguay)
Wolfgang Kleinwachter (Germany)
Marlyn Tadros (Egypt)
Ang Peng Hwa (Singapore)

同「コネクター」(太字は選出された委員)

Jonathan Cave (UK)
Georg Greve (Germany)
Gus Hosein (Canada)
Joseph Sarr (Senegal)
Robert Sagun (Philippines)
Hiroshi Kawamura (Japan)
Aidan White (Ireland)
Jacqueline A. Morris (Trinidad and Tobago), connector for the Gender Caucus

なお、IGCでは2005年2月にジュネーブで開催されたWGIG会合およびその翌週のWSISの準備会合に主要メンバーが参加し、インターネットガバナンスには、市民社会も含めた「マルチステーク・ホルダー」の枠組みが必要だといった点を中心としたコメントを発表している。

このほか、WGIGに対して、インターネット関係の組織では、APNICなどの地域レジストリや、APTLDなどのドメイン名関係組織の関係者も、それぞれの立場から、

第3部 第3章 インターネットガバナンス問題に関する関係機関及び関係者の取組み

主として現在の民間中心の体制の維持・改善の方向が望ましく、政府の必要以上の介入には批判的な見解が出されている。ただし、彼らの間には、米国政府と ICANN との覚書による体制については、可能な限り速やかに「国際化」を進めることが望ましいという意見も多くみられる。